

文化的景観  
「伊庭の内湖と農村景観」  
保存計画



東近江市教育委員会

# 文化的景観「伊庭の内湖と農村景観」保存計画

## 第一章 「伊庭の内湖と農村景観」の本質的価値

第1節 景観単位の区分	1
(1) 山林区域	
(2) 集落区域	
(3) 内湖区域	
第2節 景観構成要素の特定	3
(1) 水とかかわりに関する要素	
(2) 信仰に関する要素	
(3) 集落内の暮らしぶりに関する要素	
第3節 景観単位・構成要素の相互の有機的関係の把握	13
第4節 景観認知の把握	15
(1) 住民の景観認知	
第5節 文化的景観の本質的価値の把握	18
第1項 文化的景観の特性	18
第2項 文化的景観の全体構造	19
第3項 現代に引き継がれる景観と住民の保存活動	20
第4項まとめ	21
第6節 文化的景観保存計画策定のための課題	21
(1) 集落全体にかかる課題	
(2) 景観単位ごとの課題	
(3) 諸課題に対する解決の方策について	

## 第二章 保存計画

第1節 計画概要	24
第1項 計画策定に至る経緯と経過	24
(1) 計画策定の目的	
(2) 策定の体制と経過	
第2項 位置及び範囲	24
第2節 全体にわたる保護の基本方針	26
第3節 区域別の保存の方針	28
第4節 土地利用に関する方針	30
第1項 土地利用規制法等による行為規制一覧	30

第2項 景観法に基づく景観計画による規制	32
(1) 届出対象行為	
(2) 景観形成基準	
第5節 文化的景観における重要な構成要素	40
第6節 行為規制の方針	44
第1項 文化的景観の保存に係る区域の行為規制	44
第2項 文化的景観の現状変更等の取扱い基準	45
第3項 重要な構成要素個票	48
第7節 活用の方針	100
第1項 活用に関する基本的な考え方	100
第2項 地区別の活用の方針	100
第8節 整備の方針	102
第1項 整備に関する基本的な考え方	102
第2項 地区別整備の方針	102
第9節 運営の体制	104

## 第一章 「伊庭の内湖と農村景観」の本質的価値

保存調査で得られた文化的景観の特性を踏まえ、「景観単位の区分」、「景観構成要素の特定」、「景観単位・構成要素の相互の有機的関係の把握」、「景観認知の把握」をまとめ、文化的景観の「本質的価値」を記述する。

### 第1節 景観単位の区分

伊庭集落は、湖東平野の西部の琵琶湖岸に位置し、集落の東側には繖山を擁する。繖山麓の湧水を集めた瓜生川から分かれた伊庭川は、集落の中心を流れ、集落内の水路を経た後、集落の周囲を取り囲む水田を潤し、やがて伊庭内湖へと流れ込む。

保存調査により伊庭集落と集落を取り巻く自然環境を、①地形・植生等の自然、②土地利用の歴史、③地域の生活又は生業により形成された土地利用に基づき一定の特徴を示す区域に分けると、以下の区域に区分することができる。

すなわち、(1) 山林区域、(2) 集落区域、(3) 内湖区域である。

#### (1) 山林区域

伊庭川の源である湧水が湧き出るのは繖山山麓である。繖山は湖東流紋岩の岩塊からなり、古来安土城をはじめとして近隣の城郭や集落で石材が利用されてきた。

また、繖山の一峰、伊庭山の山頂近くの繖峰三神社、山麓の坂ノ下の遥拝所や望湖神社は、伊庭祭の最も重要な行事「坂下し」の舞台である。望湖神社に隣接して柳瀬観音が鎮座し、そこからやや北の瓜生川沿いには岩神が祀られ、勧請吊りが掛けられる。このように、伊庭集落にとって伊庭山を含む山林は、集落を守る神域であり、伊庭集落の生活に無くてはならない要素である。よって、伊庭山の区域（繖山の一部）を山林区域とする。

#### (2) 集落区域

伊庭集落は、日常の生活や生業である農業が営まれる舞台である。大濱神社が鎮座し、浄土真宗本願寺派の5箇寺、真宗仏光寺派の1箇寺、浄土宗の1箇寺が所在する。更に「在地」が祀る村堂・小祠、4箇所の地蔵堂、「同年」の寄進した橋や石造品が所在し、ここでは日常の中で生活と信仰が一体となって引き継がれている。集落の中央には伊庭川が東西に流れ、そこから引き出された水路は集落内に張り巡らされる。こうして、集落内を巡った水は、やがて集落周辺の水田を潤し伊庭内湖へと流れ込む。屋敷の裏手には屋敷畠が設けられ、自家用の野菜や果樹を植える場であるとともに、農作業場でもある。また、屋敷畠に隣接する水路には、カワトやイケスが設けられており、カワトは屋敷から水路、内湖への出入り口であった。

集落は、山林区域と内湖区域の双方に接し、伊庭の生活・生業の舞台として、伊庭の文化的景観を捉える中で最も重要な区域である。

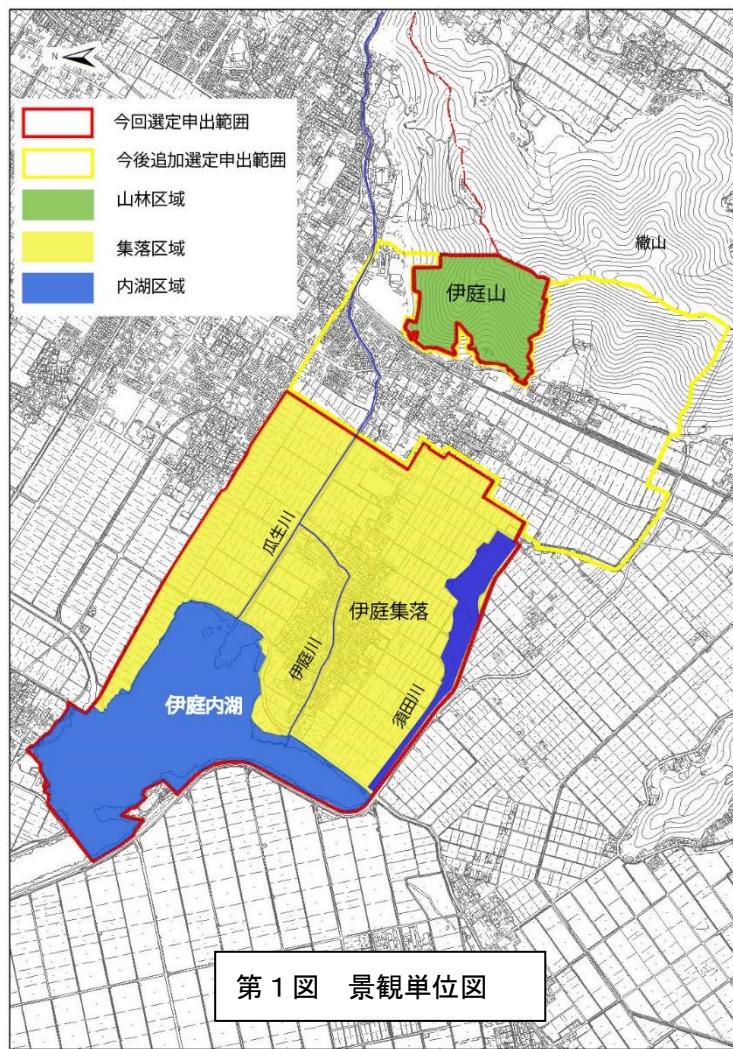
#### (3) 内湖区域

伊庭内湖は、集落と水路を介してつながっている。伊庭内湖周辺には葦原が広がり、

葦葺き屋根の材料として利用されてきた。伊庭内湖の環境に集落の人々が関わってきた結果、伊庭内湖の環境は良好に維持され、希少な魚類や鳥類の生息地として保全されてきた。伊庭内湖畔には、湖水航行の安全を祈った金刀比羅神社が鎮座し、常夜灯がその安全を見守ってきた。

伊庭祭では、神輿が内湖畔の御旅所に渡御し、山で神輿に遷した神を、集落を経て湖にお連れする神聖な場所である。かつては、集落内の「卯の時祭の船乗り場」から神輿を船に乗せ、内湖畔の御旅所まで船渡御が行われた。日常生活の中では、集落周辺の農地に、行くのに伊庭内湖を経由し、田畠で利用される肥料として、藻土が取られたのも伊庭内湖である。「オカズの魚捕り」で魚を捕るのも、伊庭内湖やそこにつながる伊庭川や須田川であり、早朝に網を投げる姿は、今でも日常的に見られる。

このように内湖区域は、伊庭集落の景観の基礎となる自然環境を担保し、また信仰や生活、生業とも密接に関わる区域であり、山林区域と共に集落区域を支える、伊庭の文化的景観にとって重要な区域である。



## 第2節 景観構成要素の特定

区分した景観単位がどのような構成要素から形作られているのかということを、保存調査の成果に基づき整理し、特定していく。

文化的景観の価値を評価するのに必要と考えられる（1）水との関わりに関する要素、（2）信仰に関する要素、（3）集落内での暮らしぶりに関する要素に分類し、整理する。

### （1）水との関わりに関する要素

伊庭集落に入って最初に目につくのは、伊庭山麓の湧水を水源とする、豊かで澄んだ水の流れる伊庭川と水路である。この伊庭川と水路は、かつては村人の流通・往来の舞台であり、家々ではカワトやイケスを設け、生活の場の一部となっていた。集落内は水路により区画され、伊庭の家々は、通常の集落では路地に面するのと同じように、水路の石積みの上に直接「岸建ち」で建っている。また、農業においても、屋敷と農地を田船で往き来したが、その水路自体が水田の水の供給源でもあった。

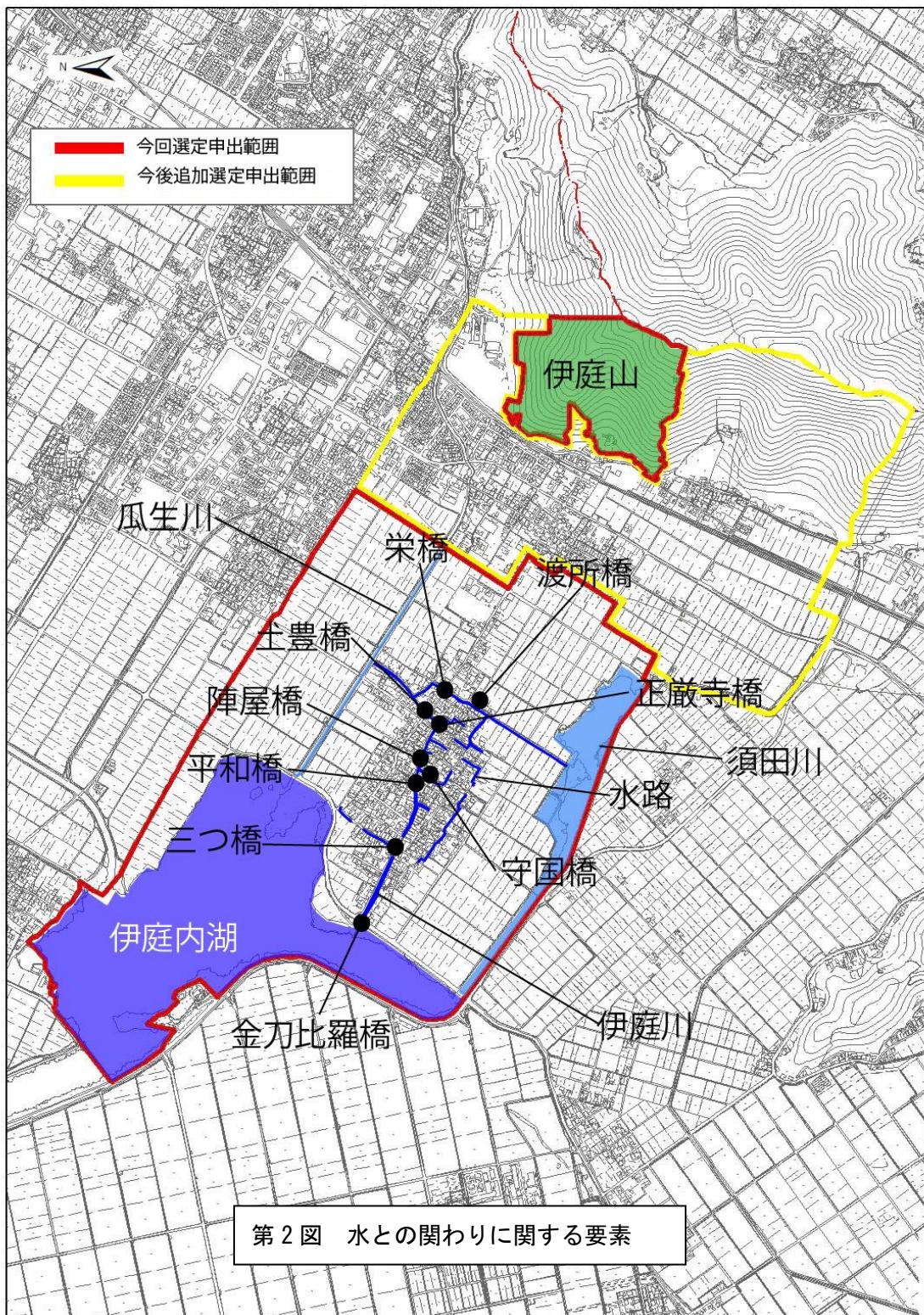
昭和50年代から主な移動手段が田船から自動車へと遷移し、その結果、周辺の集落では、土地改良事業や農村総合整備モデル事業等によって、水路が埋め立てられたり、川幅が狭められたりしたが、伊庭では水路を無くしてしまうということにはならなかった。カワトは、今も変わらず屋敷畠で収穫した野菜の洗い場であり、また、フナ寿司や漬物を漬ける作業場、子どもたちの格好の遊び場であり、「オカズの魚捕り」の場、多く積もった積雪の処分の場など、一年を通して人々の生活の中で絶えず利用されている。

また、伊庭集落ではかつて川が流通・往来の中心であり、往来の妨げになる橋を個人的に架けることはなかった。一方で伊庭川や主要な道には、田船の往来や上流に遡る際の先引きの妨げにならないよう、水路に遠慮して高橋が架けられたが、橋の多くは同じ年に生まれた男子の組織である「同年」の寄進によって架けられた。現在、自動車の通行のため高さは路面まで下げられたが、かつて「同年」によって寄進された際の橋名が引き継がれ、橋の歴史が継承されている。

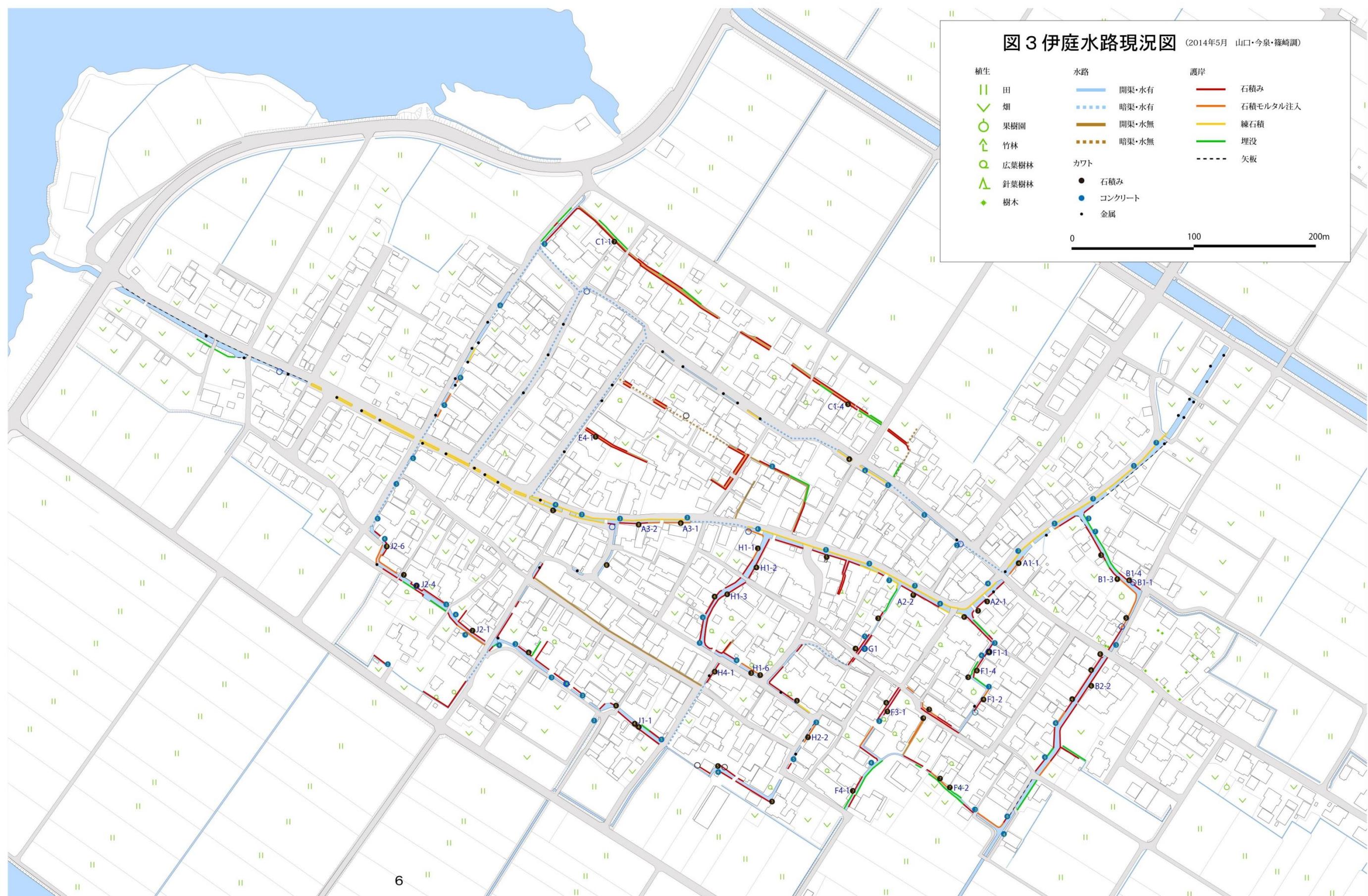
伊庭川と水路も、これまで時代の変遷とともに、度々変化を余儀なくされてきたが、現代に引き継がれた水利用に関する要素は、伊庭集落を特徴付ける重要な要素であると言える。

景観構成要素一覧（水との関わりに関する要素）

	名称	種類	所在地	景観単位	備考
1	瓜生川	河川	伊庭集落北側	集落区域	一級河川
2	須田川	河川	伊庭集落南側	集落区域	一級河川
3	伊庭川	河川	伊庭集落内	集落区域	法定外公共物
4	水路	河川	伊庭集落内	集落区域	法定外公共物
5	水路の石積み	建築物	伊庭集落内	集落区域	石積み構造物
6	カワト	建築物	伊庭集落内	集落区域	石積み、コンクリート 製、金属製構造物
7	イケス	構造物	伊庭集落内	集落区域	木製・金属製構造物
8	正巣寺橋	道路	伊庭集落内	集落区域	市道
9	陣屋橋	道路	伊庭集落内	集落区域	市道
10	守国橋	道路	伊庭集落内	集落区域	市道
11	渡所橋	道路	伊庭集落内	集落区域	里道
12	栄橋	道路	伊庭集落内	集落区域	県道
13	土豊橋	道路	伊庭集落内	集落区域	県道
14	三つ橋	道路	伊庭集落内	集落区域	県道
15	金刀比羅橋	道路	伊庭集落内	集落区域	県道
16	岸建ち	建築	伊庭集落内	集落区域	
17	伊庭山	山林	伊庭集落東側	山林区域	琵琶湖国定公園
18	伊庭内湖	河川	集落西側	内湖区域	琵琶湖国定公園



0 500 1,000 2,000 メートル



## (2) 信仰に関する要素

農業が主な生業であった伊庭集落では、人々は豊かな自然を活かした暮らしを営んできた。その反面、自然は人々の脅威にもなることがあった。湖畔の集落である伊庭は、度々水害に襲われてきた。その度に神仏に災害が無事過ぎ行くことを一心に祈った。床が高い寺院の本堂は、ひとたび洪水が起こると集落では唯一の避難場所となつた。水から逃れ、そこに集った人々は一心に災厄が過ぎ去るのを祈った。近世以来人々は水害の度に船で本堂に避難したとの記録が残る。（「滋賀県神崎郡伊庭村誌」）

伊庭集落独特の景観として、墓地がないことがある。8月の盂蘭盆では、一般的には家族そろって墓参が行われるが、墓地のない伊庭集落では、先祖代々を書き記した絵系図を携え、親類縁者揃って「オオテラ」である妙楽寺とそれぞれの願い寺に参拝に行く風習がある。（「絵系図参り」）

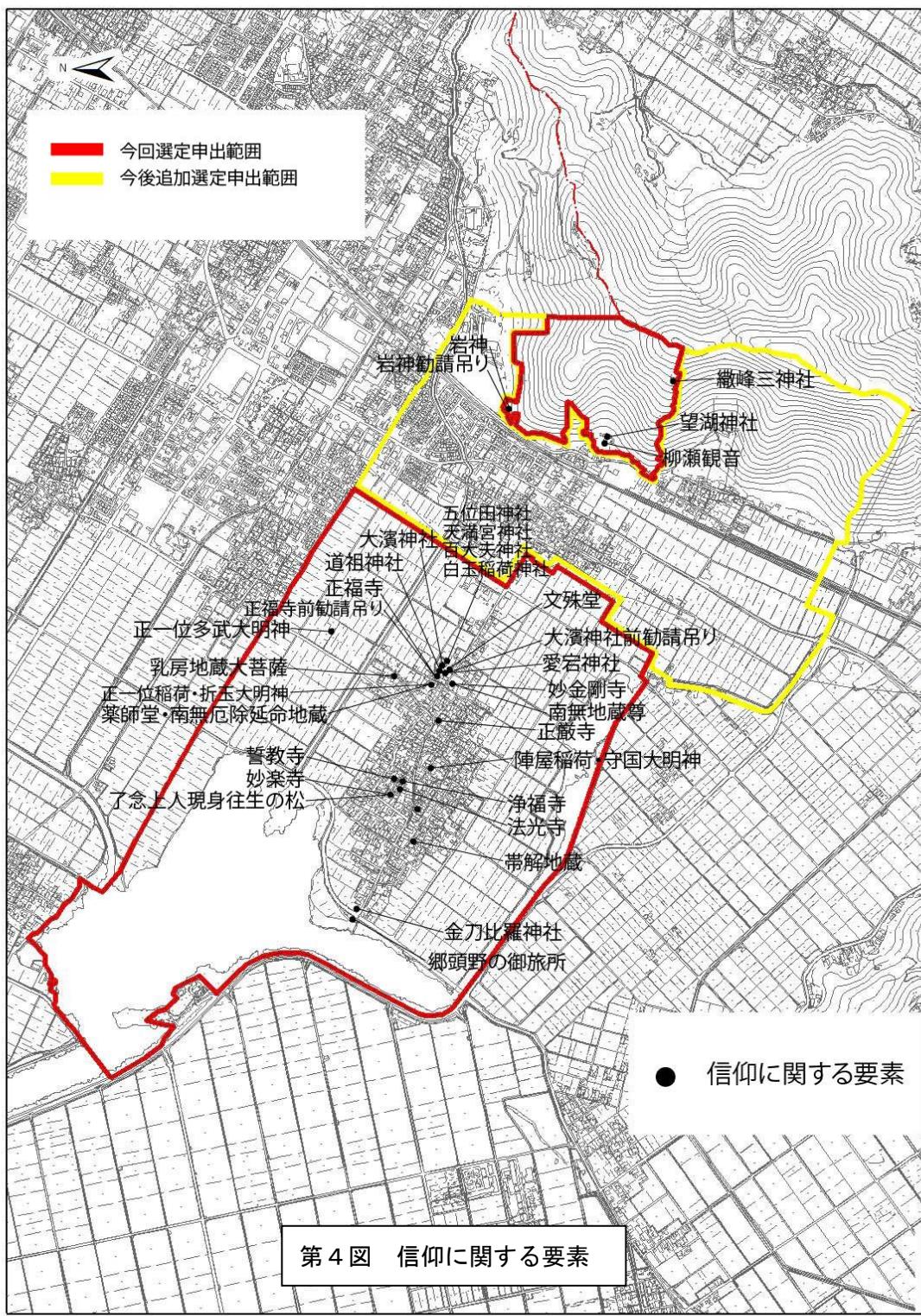
また、伊庭集落には地縁組織、年齢組織、宗教組織など、多くの社会組織が存在している。地縁組織としては8つの「町」があり、近世にはそれぞれが独立した行政組織であった。年齢組織としては、伊庭祭など様々な行事に関わる「年長」や「同年」といった組織がある。宗教組織には、神社の「氏子」のほか、寺院の「門徒・檀家」があり、数件から数十件で小祠や堂に奉仕する「在地」という集団もある。それぞれの家は「町」といった地縁組織と様々な宗教組織に所属、個人は年齢組織に所属することになる。このような重層的なネットワークによって相互に関連づけられた社会構造は、地域の紐帶として重要な要素である。そして、その社会組織の中核となる施設と共に、行事の中で作り出す勧請吊りや注連縄などの景観は、伊庭の歴史と社会を映し出す重要な景観要素である。

このように、伊庭集落に存在する地縁・年齢・信仰（宗教）など様々な組織は、社寺の建造物から、「同年」の寄進による橋や燈籠などの石造物、「在地」の小祠、勧請吊りや注連縄など景観の中に、信仰に基づいた拠り所としてあらわれたものであり、伊庭集落のあり方を特徴付ける重要な構成要素である。

### 景観構成要素一覧（信仰に関する要素）

	名称	種類	所在地	景観単位	備考
1	大濱神社前勧請吊り	記念物等	大濱神社前	集落区域	県選択民俗
2	正福寺勧請吊り	記念物等	正福寺境内	集落区域	県選択民俗
3	岩神勧請吊り	記念物等	伊庭山山林内	山林区域	県選択民俗
4	大濱神社	建造物	伊庭集落内	集落区域	本殿・拝殿・幣殿・社務所・仁王堂(県建)・芝原の御旅所・石造品・手水屋・社叢林
5	望湖神社	建造物	伊庭山山麓	山林区域	本殿(県建)・拝殿・幣殿・社務所・石造品(市指定)・手水屋・摂社
6	繖峰三神社	建造物	伊庭山山頂付近	山林区域	本殿・拝殿・稻荷社・手水屋・坂下しの経路・坂ノ下の遙拝

					所・石造品
7	金刀比羅神社	建造物	伊庭集落内	集落区域	本殿・拝殿・鳥居・常夜灯
8	道祖神社	建造物	大濱神社境内	集落区域	社殿・玉垣・鳥居
9	愛宕神社	建造物	大濱神社境内	集落区域	社殿・覆屋・玉垣・石造品
10	五位田神社	建造物	大濱神社境内	集落区域	社殿・覆屋
11	天満宮神社	建造物	大濱神社境内	集落区域	社殿・覆屋・石灯籠
12	百大夫神社	建造物	大濱神社境内	集落区域	社殿・覆屋
13	白玉稻荷神社	建造物	大濱神社境内	集落区域	社殿・覆屋・鳥居
14	陣屋稻荷・国大明神	建造物	伊庭自治会館西隣	集落区域	社殿・覆屋・鳥居
15	正一位稻荷・折玉大明神	建造物	薬師堂境内	集落区域	社殿・覆屋・鳥居・手水屋
16	正一位多武大明神	建造物	伊庭集落北側	集落区域	社殿・鳥居・社叢林
17	妙楽寺境内	建造物	伊庭集落内	集落区域	旧妙楽寺境内範囲・周囲水路
18	妙楽寺	建造物	妙楽寺境内	集落区域	本堂・書院・山門・鐘楼・高祖聖人分骨堂・太鼓楼・参道
19	法光寺	建造物	妙楽寺本堂南東	集落区域	本堂・智福藏
20	淨福寺	建造物	法光寺南東	集落区域	本堂
21	誓教寺	建造物	妙楽寺庫裏西	集落区域	本堂
22	正巖寺	建造物	伊庭集落内	集落区域	本堂・山門・鐘楼・書院・石造品・門信徒会館
23	妙金剛寺	建造物	伊庭集落内	集落区域	本堂・山門・鐘楼・石碑
24	薬師堂	建造物	伊庭集落内	集落区域	堂宇・門
25	正福寺	建造物	伊庭集落内	集落区域	堂宇
26	文殊堂	建造物	伊庭集落内	集落区域	社殿・覆屋・石造品
27	柳瀬觀音	建造物	望湖神社西側	山林区域	社殿・玉垣・石造品
28	南無厄除延命地蔵	石造物	伊庭集落内	集落区域	石造品
29	南無地蔵尊	建造物	妙金剛寺西側	集落区域	堂宇・石造品
30	乳房地蔵大菩薩	建造物	伊庭集落内	集落区域	堂宇・石造品
31	帶解地蔵	建造物	伊庭集落内	集落区域	堂宇・石造品
32	岩神	磐座	伊庭山山麓	山林区域	自然石・石造品
33	了念上人現身往生の松	樹木	伊庭集落内	集落区域	樹木・石碑
34	卯の時祭の船乗り場	石造物	伊庭集落内	集落区域	石造品
35	郷頭野の御旅所	御旅所	伊庭内湖畔	内湖区域	石碑・広場



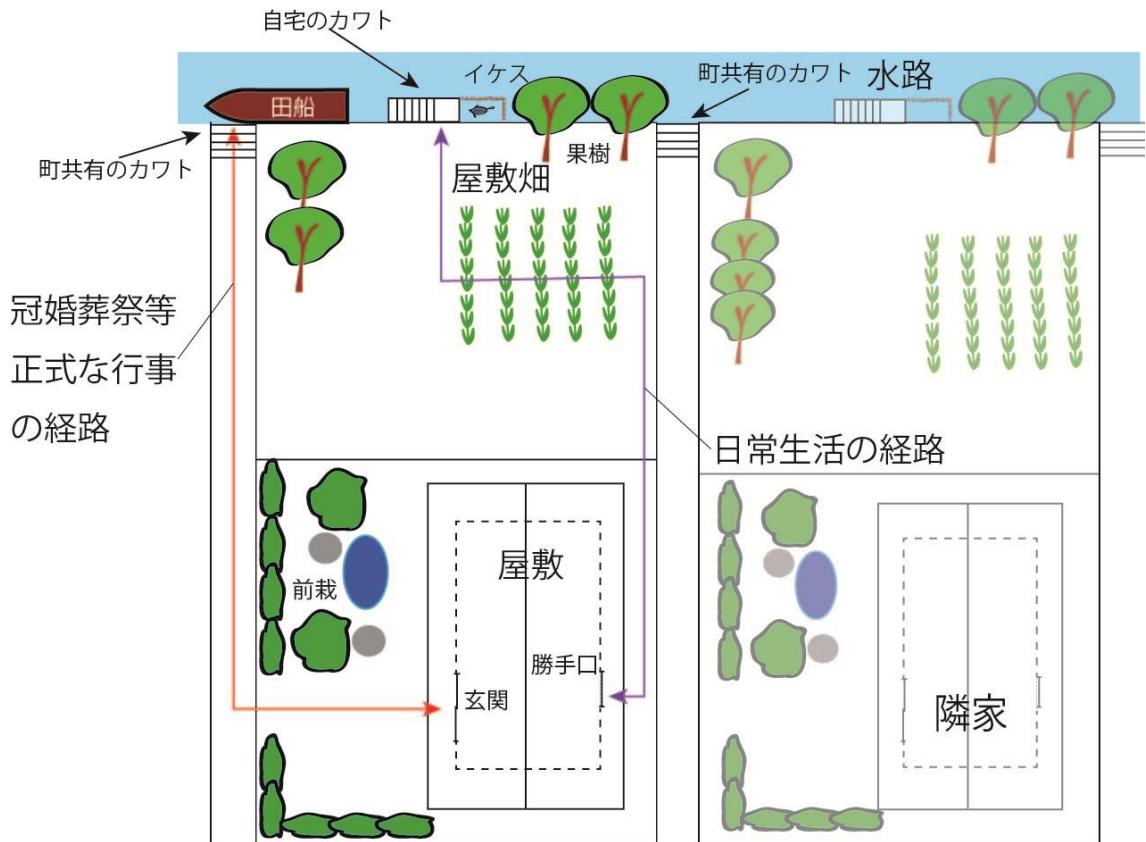
0 500 1,000 2,000 メートル

### (3) 集落内での暮らしぶりに関する要素

伊庭集落は、伊庭山と伊庭内湖の間に立地する。繖山に端を発する伊庭川（瓜生川）が集落の中心を流れ、そこから水路に導かれた水は、集落内の隅々にいきわたり、周辺の水田を潤して伊庭内湖に流れ込んでいる。

このような環境の中で、伊庭の人たちの生活や生業は形作られてきた。集落内では、張り巡らされた水路に沿って、限られた敷地を有効に利用するため、水路の石積みから直接建物を立ち上げる「岸建ち」と呼ばれる技法で建物が建てられている。また、敷地内の配置は農業を第一に考え、屋敷と川や水路の間に屋敷畠を置き、農地から水路、カワトを経てすぐに農作物や農機具を運び込めるよう、「屋敷一屋敷畠一カワト（水路）」という配置が形作られてきた。屋敷畠の一角には甘味や渋を得るカキ、縄や網に用いるシュロ、川魚の調理に欠かせないサンショウなど、有用樹が意識的に植えられた。また、伊庭の固有種であるイバモモ（伊庭桃）は、かつて伊庭の重要な特産品であった。

現在は、集落内の流通・往来の手段として田船から自動車へと遷移し、水路が狭められて道路が広くなった屋敷畠側には、橋が架けられて屋敷が建て替えられたケースが散見される。こうして、屋敷畠と屋敷の位置が入れ替わっても、カキなどの有用樹は玄関先にそのまま残され、この地が屋敷畠であった頃の痕跡を今に伝えている。



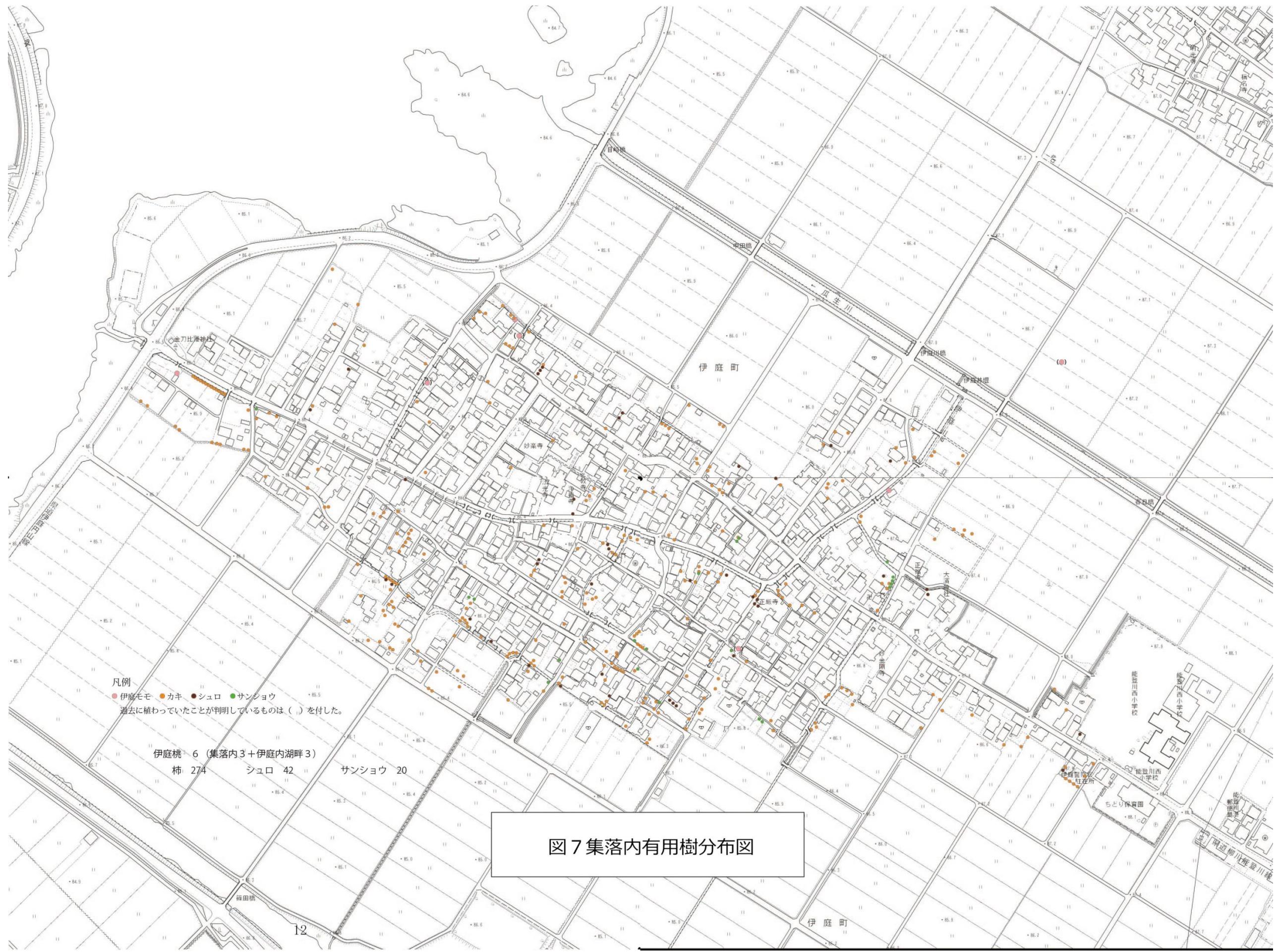
第5図 敷地内配置の概念図

### 景観構成要素一覧（集落内での暮らしぶりに関する要素）

	名称	種類	所在地	景観単位	備考
1	岡八商店	建造物	伊庭集落内	集落区域	屋敷・離れ・蔵・庭・カワト
2	中村家住宅	建造物	伊庭集落内	集落区域	屋敷・庭
3	備前家住宅	建造物	伊庭集落内	集落区域	屋敷・庭
4	川原崎家住宅	建造物	伊庭集落内	集落地区	屋敷・離れ・庭・屋敷畠・小屋・カワト
5	河原崎家離れ	建造物	伊庭集落内	集落区域	離れ・庭
6	山路家麻織物工場建物	建造物	伊庭集落内	集落区域	工場建物
7	岸建ち	建造物	伊庭集落内	集落区域	川沿いの屋敷・堀
8	謹節館	建造物	伊庭集落内	集落区域	自治会集会所
9	有用樹（カキ・シユロ・サンショウ）	樹木	伊庭集落内	集落区域	個人
10	イバモモ（伊庭桃）	樹木	7本	集落区域	個人
11	水田・畠	農地	伊庭集落内及び集落周辺	集落区域	個人



0 500 1,000 2,000 メートル



### 第3節 景観単位・構成要素の相互の有機的関係の把握

「伊庭の内湖と農村景観」を、これまで見てきたように3つの景観単位に区分した。それぞれの景観単位相互の関係は、集落区域を生活・生業の中心として、山林区域及び内湖区域は、信仰や環境面で集落区域を支える役割を果たしている。

そして、これらの景観単位をつなぐ役割をはたしているのが「伊庭川（瓜生川）」と「水路」である。

昭和55年から始まる土地改良事業以前は、日常生活に田船が欠かせないものであり、その田船を目的地に導くためには、集落内のあらゆるところに水路を張り巡らせておく必要があった。この水路の水は、山林区域である伊庭山を含む繖山がその源であり、愛知川の伏流水を源泉とする多くの湧水が寄り集まって瓜生川を形成し、伊庭集落に至る。山林区域の伊庭山山頂付近に鎮座する繖峰三神社は、伊庭山の信仰の中心であり、山麓に鎮座する望湖神社は山林区域と集落区域の接点として重要である。また、人々の自然に対する<sup>いのい</sup>畏敬の念や崇拝は岩神や勧請吊りなどの姿で表される。

内湖区域は、生活に必要な物資の重要な供給源であった。食材である魚介類を捕ることは、日常生活の中で重要な営みであるとともに、そこで得られた魚介類は、近世以降重要な現金収入源であった。現在も集落では「オカズの魚捕り」と称して、伊庭内湖や河川で、集落の住人が日常的に釣りや投網で魚を捕る姿が見られ、こうしてとらえた魚は家の前のイケスに入れて蓄養し、調理した後は自宅で食するのみならず、近隣にも配られるというような習慣が現在も残っている。かつて琵琶湖岸でどこでも見られたこうした光景を、今も見ることが出来るのは伊庭集落だけである。

また、内湖の葦は屋根葺き材やすだれなど日常生活の中で様々な用途に利用されていた。集落内でもずいぶんと数は減ったが、かつては葦葺き住宅が数多く見られた。生活様式の変化や屋根職人の減少など様々な要因が重なり、残された葦葺き屋根もトタンが被せられ、老朽化に伴って桟瓦葺きの二階建て住宅へと建て替えられていった。しかし、そうした中でも葦葺き屋根の住宅が無くなってしまうことはなく、現在も、集落内で引き継がれている。また、環境保護の取組としての葦刈りや葦焼きなどを通して、葦群落の保存と継承、活用を目指し、住民と企業、行政が協働で葦刈りや外来生物駆除に取組んでいる。

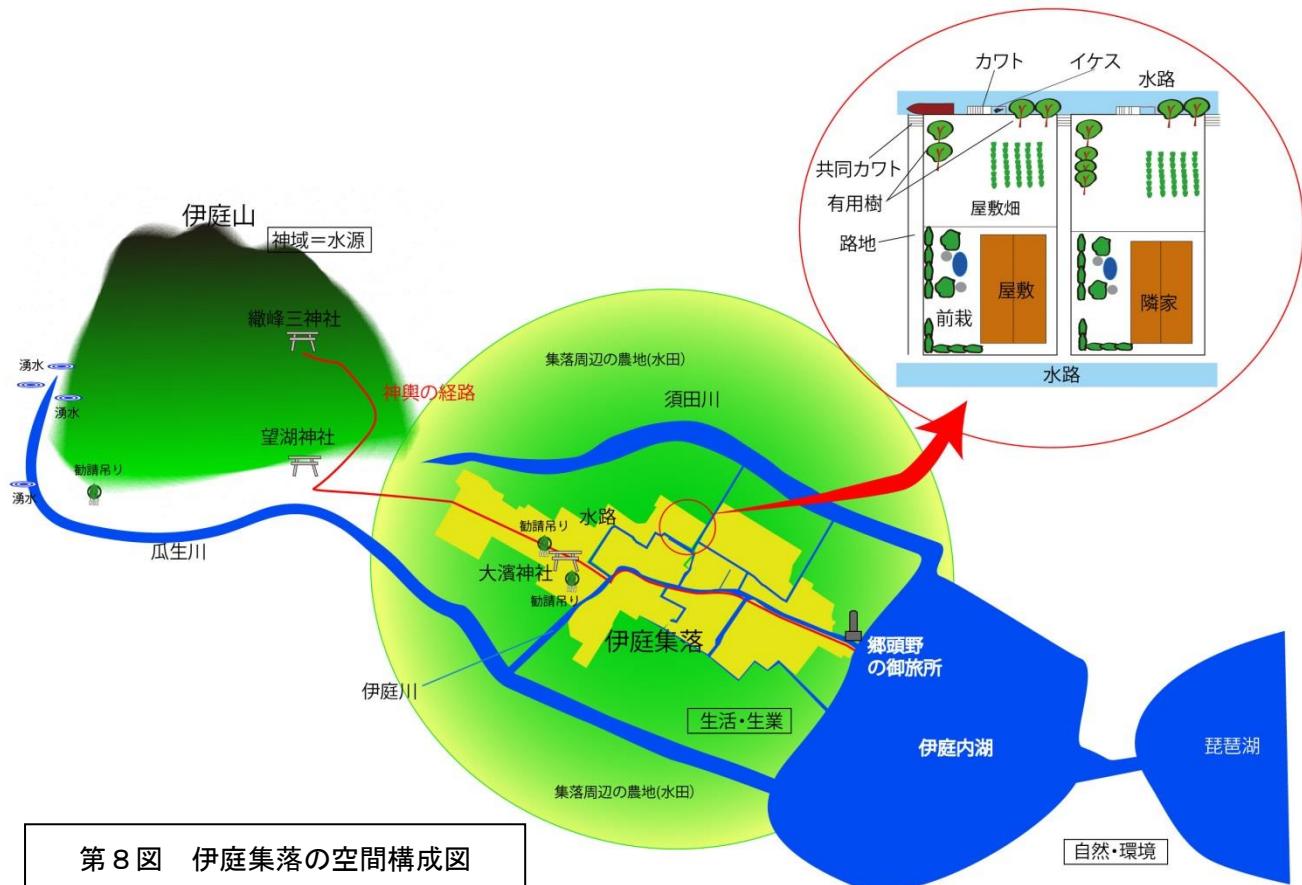
集落区域に眼を向けてみると、山林区域から流れきた水は集落内の水路を巡るが、水路を保存継承してきた結果、岸建ち建物やカワト、イケスといった水路と関係の深い構成要素が継承されている。敷地の周囲を水路で囲まれ、土地の有効利用のため岸建ちの建築技法は、無くてはならないものであり、また、船を利用しなくなった現在も水路の水は、洗い物や融雪などに利用され、日常生活の中でカワトや食材を蓄養するためのイケスも、今も無くてはならないものである。

水路を構成する石積みは、山林区域の伊庭山で産出する湖東流紋岩が多用され、それぞれの家が自分の敷地の石積みを、責任を持って管理するという仕組みである「石垣屋

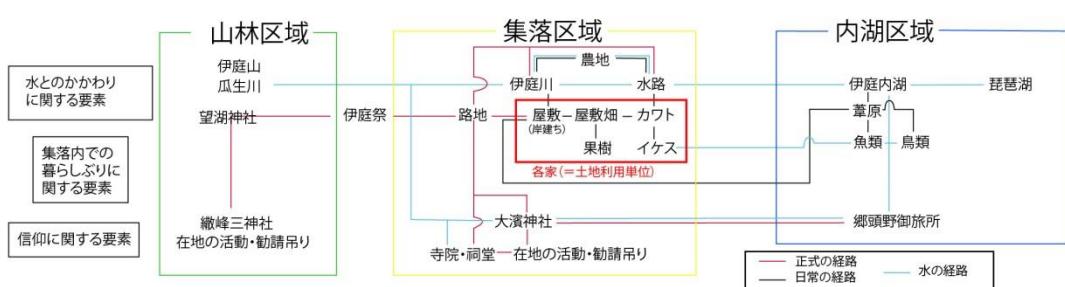
敷持ち」が伊庭では当たり前の義務であった。今でも、伊庭川や水路の石積みは、安易にコンクリートに置き換えられることなく、往時のまま引き継がれているのは、こうした伊庭の精神性のあらわれであり、川に対する思い入れが世代を超えて引き継がれてきた結果である。

集落内に数多く見られる社寺、祠堂、地蔵尊などの信仰にまつわる景観要素は、人々の日常の生活に深く関わっている。神社の構成員である「氏子」の活動は、伊庭祭に集約され、「氏子」の中に「同年」などの地域横断的組織を有し、集落内の結束を高める役割を果たしている。また、寺院の「門徒・檀家」は、寺院を核とした組織を形成し、「絵系図参り」に見られるように世代を超えて伝統が継承されている。これらに加えて「在地」や「講」などの組織は、「氏子」や「門徒・檀家」などよりも小さな単位で、かつ地域横断的に構成員が組織され、数軒の家単位で信仰とともに継承への責任が維持されている。これら信仰にかかる組織や取組の景観へのあらわれとして、社寺、祠堂などの建築物や石造物、勧請吊りなどの工作物が重要な構成要素として集落内に点在している。

集落区域を中心として、これらを精神的・物質的に支える山林区域と内湖区域、そしてこれらの区域が相互に関連し、構成要素は有機的な関係を維持しながら景観を作っていることがわかる。「屋敷ー屋敷畠ーカワト（水路）」という関係性を包含する「伊庭山（繖山）ー集落ー伊庭内湖（琵琶湖）」という関係性、これらは大きく見れば、湖東平野の成り立ちである鈴鹿山地から平野部を経て琵琶湖へと通じ、これらを川がつなぐという自然のシステムの縮図であるともいえ、それぞれの景観単位の関係性を構成要素が有機的に結び付け、伊庭集落が成り立っているといえる。



第8図 伊庭集落の空間構成図



第9図 景観単位・構成要素の有機的関係

#### 第4節 景観認知の把握

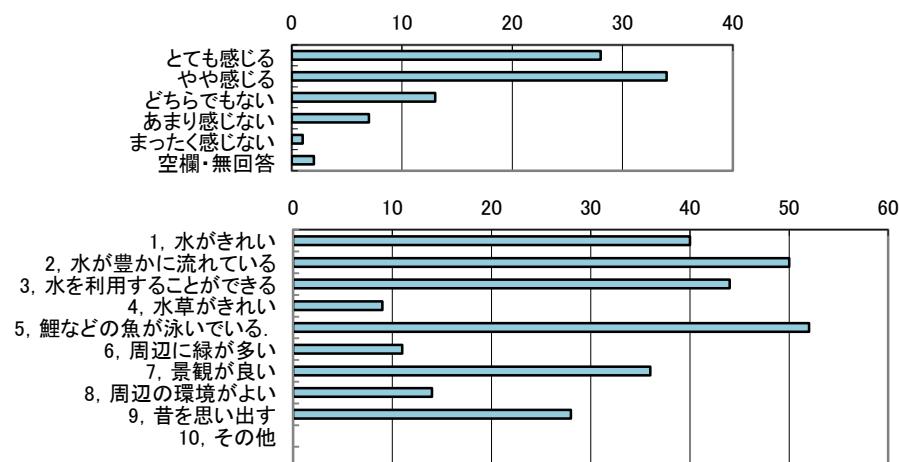
##### (1) 住民の景観認知

第一部の第4章「水路と集落」に、住民を対象に実施した「水に関する住民の意識」アンケートの結果（2011年実施、『「伊庭内湖と水路の村」調査報告書』2017.3 p119～123）を掲載している。ここで明らかにされているように、住民の水路に関する意識及び水に関する意識は非常に高いことが伺える。（回答者の7割以上が肯定的である）

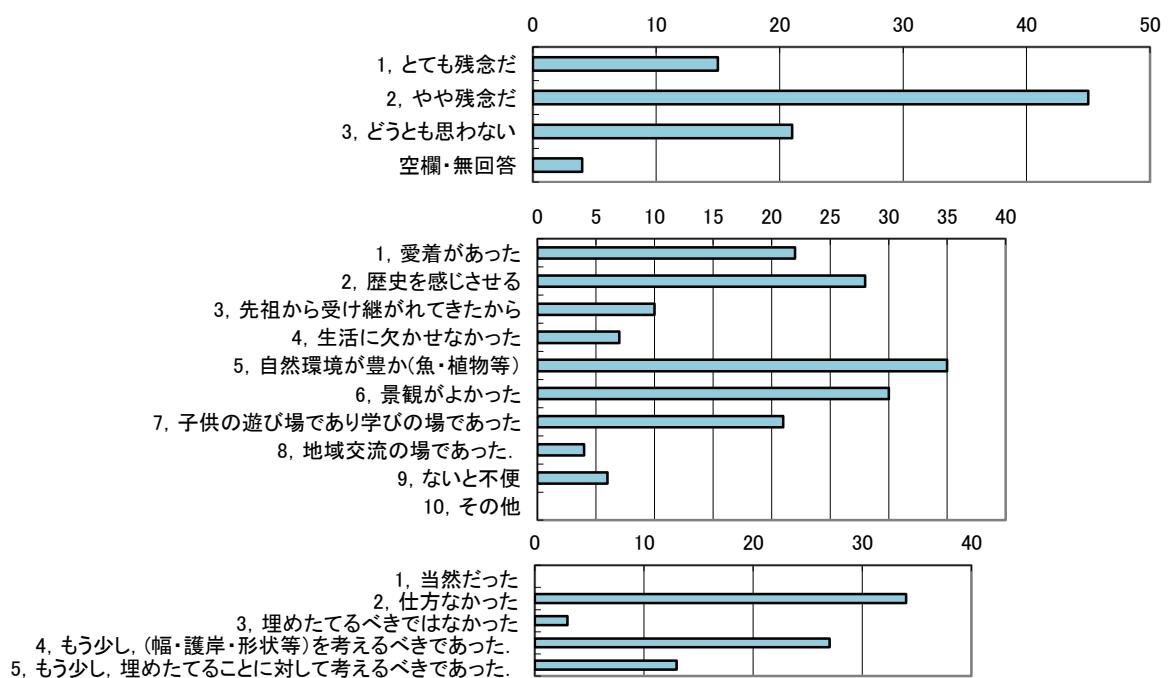
伊庭の水路に関する住民の意識 (『伊庭内湖と水路の村』調査報告書) 2017. 3 p 119~123より転載)

(住民アンケート調査: 調査期間: 2011.1.20-2.5、回収 85 部 (305 部配布) による、山口)

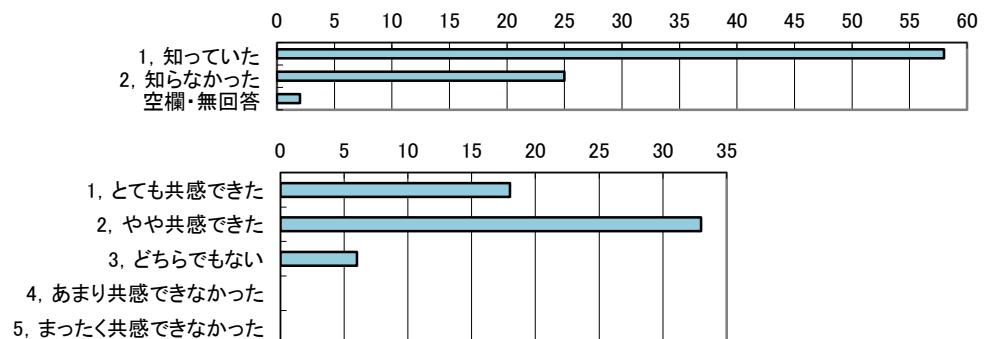
1) 伊庭の水路に対する魅力／理由 (複数回答可)



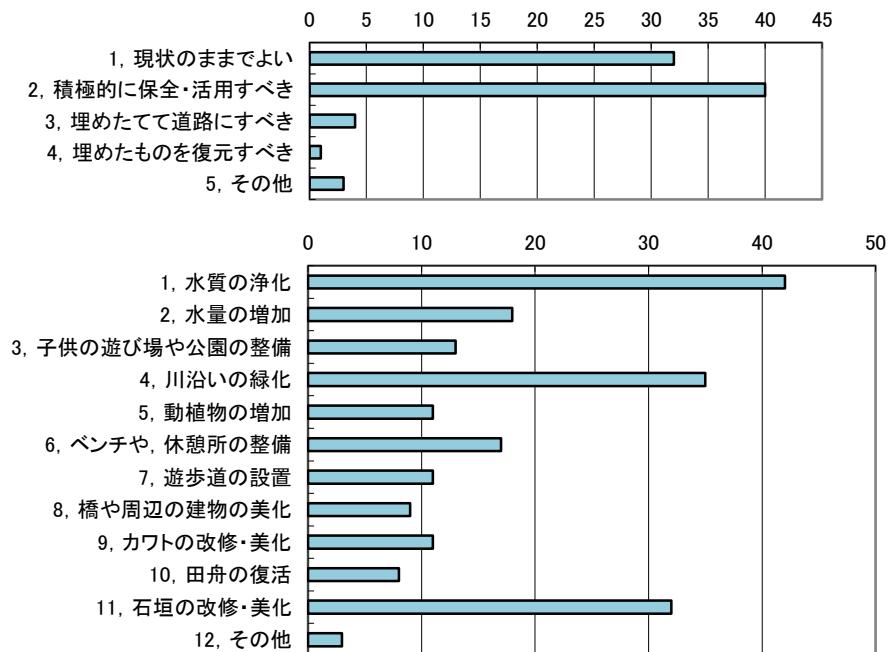
2) 伊庭の水路が埋め立てられたことに関する感想／理由 (複数回答可) ／意見



3) 1980 年の水路保全運動「伊庭の保存につとめましょう」の認知／意見



4) 今後水路はどうしていくべきかについての意見／具体的な方策（複数回答可）



すでに埋められ、狭められた水路に対する意識についても、「残念だ」という意見が多く、その理由として「自然環境が集落内にあること」やその「環境が集落内の景観に寄与している」ということ、「子どもたちの遊び場としての水路」や「歴史を伝える」といった役割を水路が担っていることがわかる。

住民にとって良好な住環境を維持するために、「水路」と「きれいで豊かな水流」、「魚が泳いでいること」は必要不可欠であるという意識が見られ、その水路や良好な水質は「積極的に保全すべきだ」という意見を得ている。

戦国期に、織田信長の侵攻に対し、人質として命を賭して用水の確保を成し遂げた川原崎助右衛門の逸話は、今も集落で語り継がれ、正巣寺境内に顕彰碑「流水愛郷碑」が建てられている。

先人が残してくれた川に愛着を持ち、将来に引き継いでいくことの必要性を、集落全体で継承されていることは、各戸総出の川掃除「オオカワザラエ」など、集落で執り行われる様々な行事の度に、川原崎助右衛門の逸話が取り上げられ、語り継がれていることからも確認することができる。

また、伊庭祭で最大の行事である「坂下し」は、かつては危険を伴う命がけの行事であった。それ



「流水愛郷碑」

ゆえに、集落全体が結束し、この日のために集落中が精進潔斎して、「坂下し」に臨んだ。安全性を確保しながら実施されるようになった現在でも、この行事に対する思いは変わることなく、同年組織の結束、世代階層別の組織の連携、そして集落全体の結集と重層的な構造とともに祭は継承されている。伊庭の住民にとって、伊庭祭の開催は、「地域の誇り」であるという意識がある。住民はいずれかの神社の「氏子」であると同時に、同年組織の構成員でもあり、還暦など節目の年に神社の石造物などの寄進を行ってきた。神社の石灯籠や玉垣などにはじまり、かつては橋を「同年」で寄進した。信仰の組織でありながら、生活の中においても「同年」が役割を果たしてきたことになる。橋を見れば、「○○の家の親父の同年が還暦祝いの時にかけた橋や。」と即座にその名前が浮かんでくる。住民意識の中で、景観と信仰とが一致している例である。

周辺の集落と同じく、伊庭においても、少子化・高齢化の波が押し寄せている。先述のとおり景観の維持管理、社寺・祠堂の管理、習俗の継承など、負担が増大している状況があるが、反面、伊庭祭のために、集落外に移住した若者が帰ってきたり、社寺の行事に、子世代が手伝いで参加したりということが、世代間の継承と地域の維持に役立っている。

また、伊庭内湖の環境保全のために集落の内外から多くの参加者が集まつてくる。例えば葦刈りなどは、恒例のイベントになっており、環境保全に関わることは、集落内外を問わず魅力的な取組であり、多くの人が関わることが、結果として集落の住民にも環境・景観を残すことに対する理解を広げている。こうした取組が、集落の住民の景観に対する意識に、少なからず影響を与えていていることが分かる。

## 第5節 文化的景観の本質的価値の把握

### 第1項 文化的景観の特性

「伊庭の内湖と農村景観」は、琵琶湖の内湖である伊庭内湖に面し、集落背後にそびえる伊庭山と、そこから内湖に流れ込む伊庭川と、集落内に張り巡らされた水路から生み出された農村景観である。

#### 【自然風土的特徴】

伊庭集落は、琵琶湖東岸中央部に広がる湖東平野西端部の琵琶湖岸に位置する。伊庭山（山）から伊庭集落（平野）を経て伊庭内湖・琵琶湖（湖）へという地勢的連続性の中に、伊庭集落は置かれ、多様な自然環境に恵まれた地域である。鈴鹿山地を源流とする豊富な伏流水が繖山周辺で湧き出し、瓜生川を経て伊庭川へと流れる。更に伊庭川から引き込んだ水路を通って、集落や周辺に広がる広大な農地を巡り、伊庭内湖と琵琶湖に流れ込んでいる。繖山の樹林帯、瓜生川などの河川や集落内を縦横に巡る水路、伊庭内湖といった水域、農地、集落といった各環境に応じて、人と自然が関

わることで、多様な植生が展開している。また、河川から水路を経て、内湖から琵琶湖へつながる水系の多様性は、多彩な魚類・鳥類を育むだけでなく、多くの希少種や琵琶湖固有種の生息を可能にする豊かな環境を保っている。伊庭では、河川－水路－内湖へと水によってつながる人々の暮らしと豊かな自然環境が共生しており、かつて琵琶湖岸の村々でみられた美しい景観が現在も生き続けている。

### 【歴史風土的特徴】

中世までの文献資料は乏しいものの、近江守護佐々木六角氏の被官であった守護代伊庭氏を支えた地域であったと考えられる。伊庭における最古の建造物は鎌倉時代に築かれた大濱神社仁王堂であり、今も伊庭祭の中核的施設として機能している。近世になると、江戸時代初期には近江国奉行小堀遠江守政一が支配し、三代将軍徳川家光の上洛に際して、伊庭山麓の朝鮮人街道沿いに将軍の宿泊所である伊庭御殿が造営された。その後、旗本三枝氏が明治維新まで伊庭集落内に陣屋を置き、主要な水路を利用して7つの「町」（行政単位）が設けられた。これらを元として、現在も8つの「町」から選出された評議員によって伊庭自治会は運営されている。

伊庭の集落は、少なくとも中世以降、集落位置を変えずに存在し続けており、明治13年（1880）刊行の「滋賀県物産誌」によると、人口1,984人、戸数496戸の伊庭村は、滋賀県内でも大津・彦根・近江八幡など滋賀県を代表する都市に次ぐ県内有数の大集落であったことがわかる。これを可能にした要因は、散在する孤立山塊以外には明確な起伏が見られない湖東平野の湖岸沿いにおいて、集落の立地する場所がわずかながらも安定した微高地である地形的特徴や、江戸時代において湖東平野の主要街道であった朝鮮人街道と琵琶湖船運が繋がる水陸交通の結節点という地勢的・機能的特徴に加え、伊庭と河川・湖を結び、集落内を血管のように巡る水路網に負うところが大きい。水路は、屋敷地を区画し、集落外の田畠への通路や漁労の場などの生活空間として機能しつつ、伊庭が周辺の広大な農地を生活基盤とする農村でありながら、物流・交通路としても機能したことで、内湖周辺での漁業や麻布産業をはじめとする商工業といった様々な生業が展開する町場的な要素を付加した。農村でありながら町場的要素を内包した伊庭の景観形成には様々な生業を支えた水路が深く係わっている。

## 第2項 文化的景観の全体構造

伊庭最大の祭事である伊庭祭は、繖山の一峰である伊庭山の、頂上近くに鎮座す繖峰三神社から始まる。祭の最大の行事である「坂下し」は、ここで3基の神輿に神を遷し、「台掛け」「二本松」など、数々の難所のある断崖の急斜面を引きずり下ろす。その後、望湖神社を経て、集落内にある大濱神社境内の、仁王堂前にある御旅所まで渡御し、その後、更に伊庭内湖にまで運ばれる。神輿は、現在は道路上を運ばれるが、かつては水路を経て運ばれており、伊庭山の麓から湧き出た水が集落内の伊庭川・水路を巡って、

伊庭内湖へと流れ込む水の道をなぞるように神輿が運ばれる。まさに、伊庭を形作る世界を具現化した祭であり、景観を物語る上で欠くことができないものである。

集落内の伊庭川や水路には、伊庭山で産出する湖東流紋岩を利用して護岸の石積みが築かれている。各家々は川や水路に下りるカワトを持ち、その横には内湖や川で捕まえた魚が食事に供されるまでの間、蓄養されるイケスを設けている。各家々の敷地は水路で囲まれた区画の中で、人一人がかろうじて通れる狭い路地を介して、隣地と接している。その敷地を、最大限利用するため、水路の石積みから直接家が建ち上がる「岸建ち」がみられる。敷地内は、屋敷とその裏手にカキやサンショウ、シュロといった有用樹が植えられた屋敷畠に作業小屋があり、屋敷と路地との間には前栽が設けられている。これらは水路を中心とした人々の営みによって形作られたものであり、すでに琵琶湖岸の村々から姿を消してしまった景観が、今も伊庭では人々の手で受け継がれていることを示している。

伊庭集落には、地縁組織、年齢組織、宗教組織など、多くの社会組織が存在している。地縁組織としては、自治組織である8つの「町」があり、年齢組織としては、伊庭祭など様々な行事に関わる「年長」や「同年」といった組織がある。宗教組織には、神社の「氏子」のほか、寺院の「門徒・檀家」、数件から数十件で小祠や堂に奉仕する「在地」などの集団がある。それぞれの家は地縁組織である「町」と宗教組織に所属し、個人は年齢組織に所属することになる。このような幾重にも重なり、相互に関連づけられた社会構造は、地域の紐帶として伊庭のコミュニティを1つにまとめている。そして、その社会組織の中核となる寺社などの建造物と共に、行事の中で作り出される勧請吊りや注連縄は、伊庭の社会組織の活動が景観に形となって現れたものであり、伊庭集落の社会組織の在り方が端的に表れた景観であるといえる。

### 第3項 現代に引き継がれる景観と住民の保存活動

昭和55年から始まる土地改良事業や農村総合整備モデル事業によって、水害の防止と農地の灌漑、集落周辺での自動車利用に対応するため、河川の付け替えや水路の埋め立てが計画された。しかし、伊庭の人々は船の利用をやめた後にも、水と共に生活を選び、水路の埋め立ては最小限に留められた。橋が架けられたことで、敷地内の空閑地であった屋敷畠と屋敷が入れ替わった事例も散見されるが、屋敷畠に植えられていたカキやサンショウ等の有用樹はそのまま残されるなど、景観は維持されている。

集落内に多くの水路が残されたことで、伊庭内湖とのつながりが保たれた結果、周辺水域よりも豊かな魚類の生育環境が保全された。これにより、ホンモロコやツチフキ、ウツセミカジカなどの希少魚類や、内湖周辺の葦原を餌場とするチュウヒやサシバなどの希少鳥類の生息環境の維持につながっている。

このような多彩で良好な環境は、集落を挙げて行われる「オオカワザラエ」と呼ばれる河川清掃や内湖周辺の葦刈り・葦焼きなど、住民の積極的な関与によって維持されて

いる。こうした活動は、単に良好な環境を保全するだけでなく、食文化を初めとする豊かな生活文化の継承や伝統的な景観保存に大きな役割を果たしている。

### 【保存活動】

伊庭では、伊庭祭の「坂下し」に、集落全員が氏子として関わり、寺院においても、先祖の肖像を描いた巻物を寺院に持ち寄り供養してもらう「絵系図参り」に世代を超えて親族が集まるなど、多くの伝統行事が継承されている。また、小祠や村堂、地蔵堂などの行事も、家単位で関わる「在地」によって現在も引き継がれている。

集落周辺の環境保全活動では、年に一回の「オオカワザラエ」と呼ばれる河川清掃や、12月の伊庭内湖の葦刈り、1月の葦焼きなどが住民の積極的な関与によって行われている。

## 第4項　まとめ

「伊庭の内湖と農村景観」は、琵琶湖の内湖と、そこにつながる水が巡る水路が形作る文化的景観である。伊庭祭に象徴される信仰、地縁組織の「町」や年齢組織の「同年」、宗教組織の「在地」など重層した社会組織の営みは、寺社や村堂という形で集落各地にみられ、人々から水路に下りるカワトや内湖、河川で捕らえた魚を蓄養するイケス、水路の石積みから直接家が建ちあがる「岸建ち」など、水路を中心とした集落の暮らしぶりと一体をなし、人々の手で守られた水路が内湖との関わりをつなぐことで、豊かな自然環境と共生する集落での生活が形づくられ、集落の生業として豊かな水を利用した農業は時代が移り変わり、暮らしぶりが変わっても現在に引き継がれている。水とともに生活し、水路が地域をひとつにまとめながら営まれてきた景観として、琵琶湖岸の暮らしぶりを知る上で「伊庭の内湖と農村景観」は欠くことのできない文化的景観である。

## 第6節　文化的景観保存計画策定のための課題

第二章では、保存計画を定め、その保存と活用の方針を示すが、ここでは保存計画を策定するに当たって、現在伊庭集落が直面している課題について取り上げ、景観単位ごとにも課題を整理する。

### （1）集落全体にかかる課題

伊庭集落においても、少子化・高齢化の波が押し寄せている。約20年前まで、伊庭集落の子どもたちが通う能登川西小学校では、生徒の約半数を伊庭の子どもが占めていた。伊庭祭の稚児についても、集落内で同学年から5名を選ぶのに、抽選で選んでいた。ところがここ数年、集落内で同学年から5名を確保できない年もあり、年齢幅を広げたり、長男のみとしていたものを次男以下に広げたりということで対応している。少子化の進展は、祭など集落の行事の中心を担う「ワカイシ」の減少に直結す

ることから、今後、社寺や「在地」の行事の運営にも大きな影響を与えることとなる。

また、自治会では敬老会などを主宰し、高齢者福祉事業に取り組んでいるが、高齢者が多くなり、世話をする役員も高齢化が進み、事業の内容によっては実施が困難になるなどの影響が出はじめている。

少子・高齢化の進展は、習俗の継承者の減少に直結し、このままでは近い将来、様々な活動が困難になることが予想される。「オオカワザラエ」や葦刈りなど集落を挙げての行事も参加者が減少し、取組の縮小や中止など、運営に支障を来すことが予想される。

## (2) 景観単位ごとの課題

### 【山林区域の課題】

山林区域は、伊庭祭と深く関わる。とりわけ繖峰三神社・望湖神社の、維持管理が課題となる。繖峰三神社の社殿は、伊庭山山頂近く標高約260mの位置にあり、ここに至る車道は整備されておらず、未だ「坂下し」の前日に、急峻な登山道を一日がかりで神輿を引き上げるという作業を行っている。高齢化と少子化の進展により、神輿上げや社殿の維持管理作業、登山道の維持作業である「坂づくり」が困難になりつつある。

望湖神社についても、集落から離れていることから、今後は、維持管理が負担になっていくことが考えられる。「柳瀬在地」、「岩神在地」についても同様である。

山林区域の大部分を占める森林は、もともと薪炭林などの利用は少なく、かつてのように松茸山などの利用も無くなり、管理が十分に行き届いていない。「昔は望湖神社から繖峰三神社まで道が付いていた。」と言うが、現在は山林に埋没し、関係者ですらわからないと言う。山林は日常生活との関わりが薄れ、更に少子・高齢化が荒廃に拍車をかけている。

### 【集落区域の課題】

集落区域では、自動車及び上水道の普及により、水路に深く関わってきた世代から水路との関わりが薄い世代への世代交代が進み、水路に対する意識の変化が起こり、水路の維持管理に影響を来す可能性がある。少子化・高齢化の進展によって、集落の運営にも支障を来し始めている。このことは個人のみならず、公としての自治会の景観への関与を弱め、景観の維持継承が困難になる可能性を示すものである。

集落の建物の維持管理について、謹節館などの自治会施設、社寺などの宗教関係建造物についても、住民意識の変化や生活様式の変化によって維持管理が困難になる可能性がある。寺社の維持などは、寺社との関わりが深く信仰心の厚い世代が交代することにより、維持に対する義務感が減少し、負担感の増加から継承が困難になる可能性がある。

また、個人住宅についても、建物の老朽化による更新に際して、船板など伝統的部材の入手、葺葺きなどの技術者の減少と材料費の高騰などから、維持を困難になると考えられる。

更に、生活様式や嗜好の変化によって、プレハブ住宅への建て替えや太陽光パネルの設置など、景観を阻害する要素の増加も懸念されるところである。集落西端の金刀比羅神社近くや大濱神社南側では、新興住宅地の開発も小規模ながら行われている。また、自動車や農機具の大型化に伴い、屋敷畠など敷地内空閑地の駐車場化や車庫の建設など、土地利用の変化も懸念されるところである。

### 【内湖区域の課題】

内湖区域は、これまで自治会や環境保全団体、企業等の努力によって良好な自然環境が維持されてきた。外来種の駆除や葺焼きの実施、ごみの回収などの取組が進められた結果、琵琶湖全体で激減していた、琵琶湖固有種のホンモロコやニゴロブナの増加など、多様な魚類が生息・繁殖できるようになった。こうした魚類の生息環境が維持されていることで、絶滅危惧種を含む鳥類の繁殖など、良好な自然環境が守られていると言える。

しかし、少子化・高齢化の進行や就業形態の変化によって、その取組の担い手の減少が予想され、今後、活動の継続が困難になることが想定される。

また、伊庭内湖で操業されている漁業についても、従事者の高齢化や後継者不足の問題により、伝統的な漁法の継続が困難になりつつある。

「オカズの魚捕り」の習慣についても、食生活の変化から魚食の減少、伝統食の調理方法について核家族化による世代間継承が行えないなどの問題と相まって、次第に失われつつあるのが現状である。

### （3）諸課題に対する解決の方策について

この節では、前節までに明らかにしてきた「本質的価値」の保存と継承に向けての課題を抽出した。これらの諸課題について、解決への取組は簡単ではないが、第二章で保存計画を定め、景観の重要な構成要素を特定し、保存、活用、整備と将来にわたっての継承にむけた方針を示す。

## 第二章 保存計画

### 第1節 計画概要

#### 第1項 計画策定に至る経緯と経過

##### (1) 計画策定の目的

東近江市では、平成25年度から平成28年度に文化庁の文化的景観保護推進事業の採択を受け、文化的景観の本質的価値を把握するため保存調査を実施した。その成果に基づき、「伊庭の内湖と農村景観」の文化的景観の本質的価値を、将来にわたって保存し、継承していくため、本計画を策定する。

##### (2) 策定の体制と経過

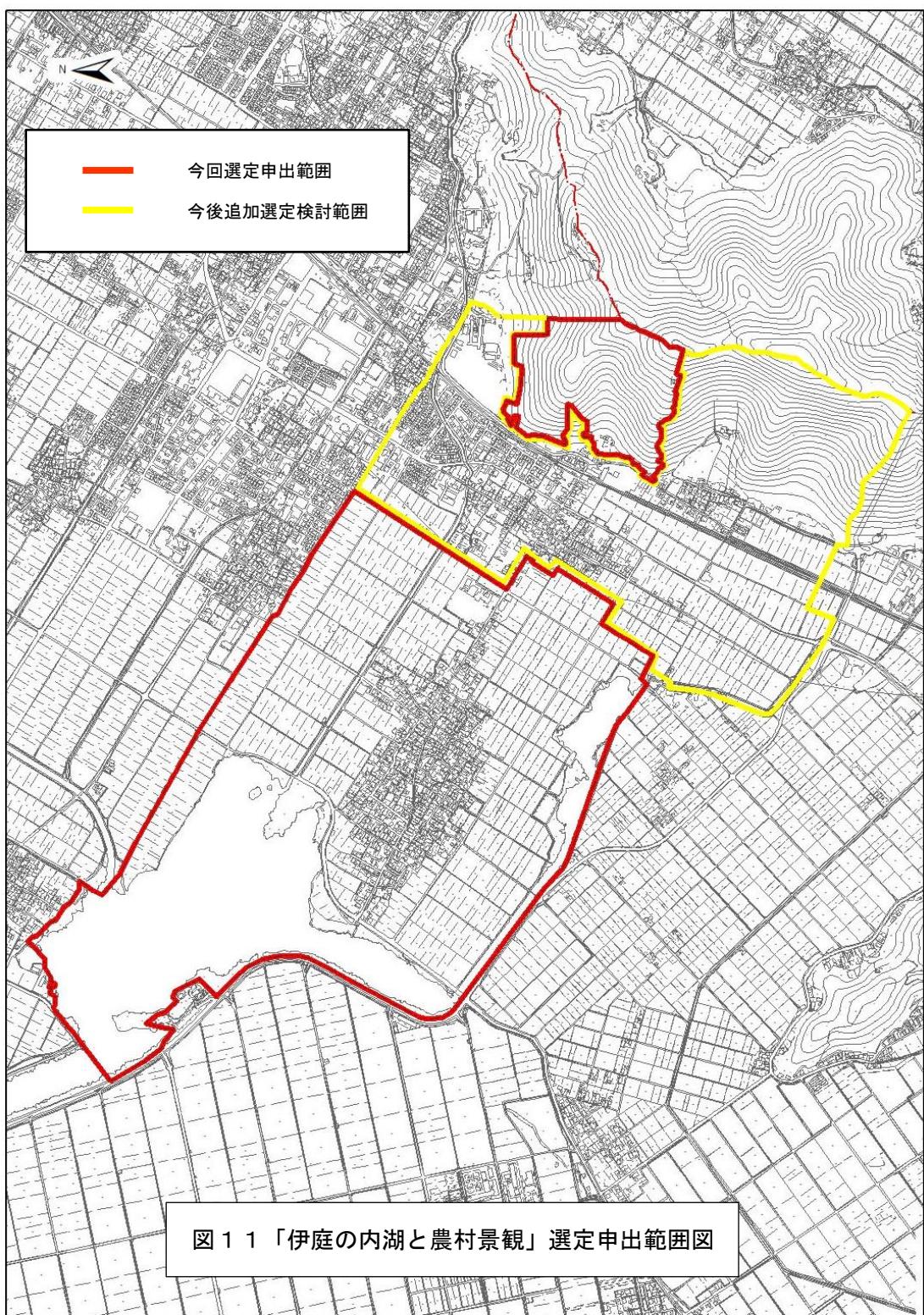
本計画は、東近江市文化的景観保存活用委員会の指導のもと策定した。また、文化庁文化財部記念物課及び滋賀県教育委員会文化財保護課には、オブザーバーとして助言をいただいた。計画の策定に当たっては、保存活用委員会委員として、地元代表3名にも加わっていただき、更に自治会評議会やいきいきクラブ（高齢者の交流会）、子ども会事業への参画など、自治会の会議や行事に合わせて説明を行い、その周知と啓発に取り組んできた。平成27年度には調査成果報告会を開催し、住民に対して文化的景観の価値と保護の意義の周知を図った。

## 第2項 位置及び範囲

「伊庭の内湖と農村景観」は、集落と、集落の生業の舞台となる、集落を取り囲む農地、集落の中心を流れる伊庭川と、そこから張り巡らされた水路、そして、伊庭川及び水路が流れ込む伊庭内湖、集落の背後にあって集落の信仰の対象である伊庭山が、一体となってその景観を構成している。農業を主な生業とし、副業に麻織物や漁業を営みながら、その流通と往来には、かつて各家に一艘あった田船が用いられ、昭和40年代まで田船で集落内外の田や畠と行き来する光景が見られた。現在は、田船は軽トラに置き換わったが、変わらず集落周辺に広がる水田地帯は生業の舞台である。

このような景観の特性に鑑みて、「伊庭の内湖と農村景観」の範囲は、行政区としての伊庭町域のうち、その中心である伊庭集落と信仰と生活・生業において住民の活動域である伊庭山と伊庭内湖を加えた範囲としている。

なお、伊庭集落が中世以降、琵琶湖東岸でも有数の大規模集落であった要素の一つに陸路と水路の結節点であったことがある。特に明治初年まで伊庭の枝村であった能登川集落は、朝鮮人街道が通過し、かつ伊庭集落で大型船が着岸できる能登川湊が所在したことから、伊庭集落の流通の重要な部分を担っていた。よって能登川集落については、分村を契機とした伊庭集落との機能分担等に着目した保存調査を実施し、伊庭集落と一体となるその本質的価値が明らかになった段階で、追加選定の申し出を検討することとした。



0 500 1,000 2,000 メートル

## 第2節 全体にわたる保護の基本方針

### 1 水路に区画された土地利用の保存・継承

集落内は、中心を伊庭川が流れ、伊庭川から路地のように石積み水路が張り巡らされている。水路に区画された土地を有効利用するため、水路の石積みから直接屋敷が建ち上がる「岸建ち」が見られる。

それぞれの敷地は、「屋敷ー屋敷畠ー水路」という関係性が見られ、水路と敷地の接点としてカワトがある。また、カワトに接してイケスが設えられる家もある。

昭和50年代に始まった土地改良事業や、農村総合整備モデル事業などにより、多くの水路が埋め立てられ、田船は自動車に置き換えられたが、敷地内配置の関係性は、屋敷と屋敷畠が入れ替えられるなど、変更はありつつも、多くは今も良好に引き継がれている。屋敷畠に植えられていた有用樹は屋敷と屋敷畠が入れ替わっても伐採されず残され、敷地利用の履歴を今に伝える。

このように、「伊庭川及び水路」「カワト・イケス」「石積み」「岸建ち」「果樹」などの要素が水路に囲まれた敷地内での土地利用とその変遷を伝える。これらは、水路が生活・生業の中心にあった時代から、現代までの変遷を知るうえで、欠くことのできない要素として、それらが有効に機能していた、昭和50年代の土地改良事業及び農村総合整備モデル事業実施以前から残る景観を中心に保存し、継承していくことを目指す。

### 2 集落の営みを支え、集落の結束を維持してきた宗教組織とその現れとしての寺社祠堂、石造物の保存・継承

伊庭祭りの「坂下し」は、大濱神社、望湖神社、繖峰三神社の合同祭祀で、三社の氏子が結束し、伊庭山山頂の繖峰三神社から神輿を引きずり下ろす。急峻な絶壁や大岩などの難路を、命がけで引き下ろす危険な神事を執り行うに当たり、集落中が精進潔斎して祭りに結束する。集落中が関わる祭の舞台であり伊庭集落の精神的拠り所であるこれらの神社は重要な要素として保存継承する。

また、伊庭集落内には7箇寺もの寺院がある。これら7箇寺の壇・信徒は、特定の地区に偏ることではなく、集落内に散在している。こうした信徒の在り方は、伊庭集落が経てきた複雑な寺院の歴史的変遷の一端を示していると考えられる。また、伊庭集落には墓がないのも景観上の特徴である。

更に、集落内には、上記寺社以外にも、村堂や祠堂などが点在し、それぞれ特定の家が奉仕している。奉仕する家も、特定の地域に偏らず、集落内に広く散在している。

このように氏子・壇・信徒・在地等の集団は、複雑に、相互に関係性を持ちながら、大規模な集落の維持・運営に役立ってきた。更に、「同年」などの年齢階層集団もあり、人生の節目ごとに、石灯籠や橋梁などを寄進してきた。これらの石造物などについても、伊庭のさまざまな組織の在り方をあらわす要素として維持・継承に努めるものと

する。

### 3 生活環境・自然環境の保全

暮らしと食文化を支えた「伊庭内湖」、信仰のよりどころである「伊庭山」、集落内を流れる「伊庭川」とそこから集落中に張り巡らされた「水路」など、集落を取り巻く自然環境は、今もかわらず信仰の「場」であり、「オカズの魚捕り」で食料を得る「漁場」であり、かつ、螢が飛び交うなど人々の「憩いの場」でもある。集落を取り囲む水田や畠地は、生業の舞台であり、これらはいずれも、人々が関わって形づくられた環境である。これらの環境を、保存し後世に引き継いでいくことは、地域の暮らしづくりを維持し、継承していくうえでも重要であり、保護・継承に努めるものとする。

### 4 新たな住民活動による地域資源の活用と景観保全の支援

平成27年度に、「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」が日本遺産の認定を受け、伊庭集落は構成文化財に選ばれた。このことにより、「景観が地域を豊かにする資源である」との認識が生まれた。地域の資源を継承し、将来にわたってより良い景観を引き継いでいくため、「伊庭内湖を守る会」などの地域内外の住民活動を支援し、地域の景観を保存・継承していくという意識を醸成する。

### 5 運営体制の整備

上記の各種方針の実現に向け、地域住民（伊庭町民）、市民（伊庭町以外の人々や団体）、行政関係者（国・県・市）、有識者等が一体となって取り組む体制を整備する。

### 第3節 区域別の保存の方針

「山林区域」「集落区域」「内湖区域」の3つの景観単位ごとの特徴と保存管理の方針を示す。所有者及び関係者が相互に協力し、その保全に努めることとする。

#### ＜山林区域＞

山林区域の特徴	保存の方針
<p><b>【山林】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・繖山は孤立山塊で、かつて松茸及びしめじの調達山として利用されてきた。しかし、現在は、松茸などもほとんど採れなくなり、十分に管理されているとは言えない状況である。</li> </ul> <p><b>【神社】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊庭山山頂にある繖峰三神社は、「坂下し」の出発となる神社であり、山麓には坂ノ下の遙拝所がある。</li> <li>・繖峰三神社から始まる「坂下し」の経路は大岩や断崖等急斜面の難所が点在する。</li> <li>・伊庭山山麓に望湖神社があり、境内に柳瀬在地が所在する。</li> </ul> <p><b>【記念物等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊庭山山麓の山林内に岩神が祀られており、勧請吊りがかけられる。</li> </ul>	<p><b>【山林】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広範囲にわたる伐採は避け、現状を維持するよう管理する。</li> <li>・基本的に地形を大幅に改変する造成・開発を行わない。</li> </ul> <p><b>【神社】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建造物は現状を維持し、適切な維持管理を行う。</li> <li>・「坂下し」の経路及び山麓の急傾斜地に崩落地が点在するが、「坂下し」等の行事に支障のないよう、現状を維持する。</li> </ul> <p><b>【記念物等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山林の中にある岩神や勧請吊り等の記念物等は、現状を維持する。</li> </ul>

#### ＜集落区域＞

集落区域の特徴	保存の方針
<p><b>【伊庭川・水路】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・繖山に端を発する瓜生川から分岐した伊庭川が集落中心部を流れる。</li> <li>・伊庭川及び水路は自然石及び切石等による石積みで構築され、カワトが設けられる。</li> <li>・伊庭川及び水路沿いにカワトやイケスが設けられる。</li> </ul> <p><b>【敷地内の利用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地は水路及び旧水路跡と路地で区画される。</li> </ul>	<p><b>【伊庭川・水路】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊庭川については、現状を維持する。</li> <li>・水路を構成する石積みは、維持に努め、また土砂やコンクリートにて埋め立てられた石積みについても、復元に努める。</li> <li>・水路内に設けられたカワトやイケスは、維持に努める。</li> </ul> <p><b>【敷地内の利用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地に隣接する水路及び路地の現状を維持する。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊庭集落の特徴的な敷地内利用の形態として「屋敷－屋敷畠－水路」の関係性が見られる。</li> </ul> <p><b>【社寺・祠堂ほか宗教関係構造物】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落内に7箇寺と大濱神社がある。</li> <li>・在地の管理する村堂・小祠等として大濱神社境内に境内社が4社、集落内に4宇の地蔵（堂）と3社の稻荷社、4宇の村堂がある。</li> <li>・大濱神社前と正福寺前に勧請吊りがかけられる。</li> <li>・集落西端の伊庭内湖畔に金刀比羅神社があり、江戸時代の常夜灯がある。</li> </ul> <p><b>【水田】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落の主な生業の場として集落の周囲に水田がある。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落内には、伊庭の固有作物としてイバモモ（伊庭桃）が植えられている。</li> <li>・屋敷畠にはカキ、シユロ、サンショウなどの有用樹が植えられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「屋敷－屋敷畠－水路」という敷地内利用の形態を継承する。</li> </ul> <p><b>【社寺・祠堂ほか宗教関係構造物】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落内の社寺及び祠堂、これに関係する構造物等については、現状を維持する。</li> <li>・大濱神社の社叢林は、植生を保全し、現状を維持する。</li> </ul> <p><b>【水田】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水田耕作を基本として、宅地造成等による地目・用途変更は抑制する。</li> <li>・耕作地としての水田農地を保存・継承する。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イバモモ（伊庭桃）は、近年激減しており、現状を維持し、復元に努める。</li> <li>・屋敷や屋敷畠に見られるカキ、サンショウ、シユロ等の有用樹は現状を維持する。</li> </ul>
--	--

## ＜内湖区域＞

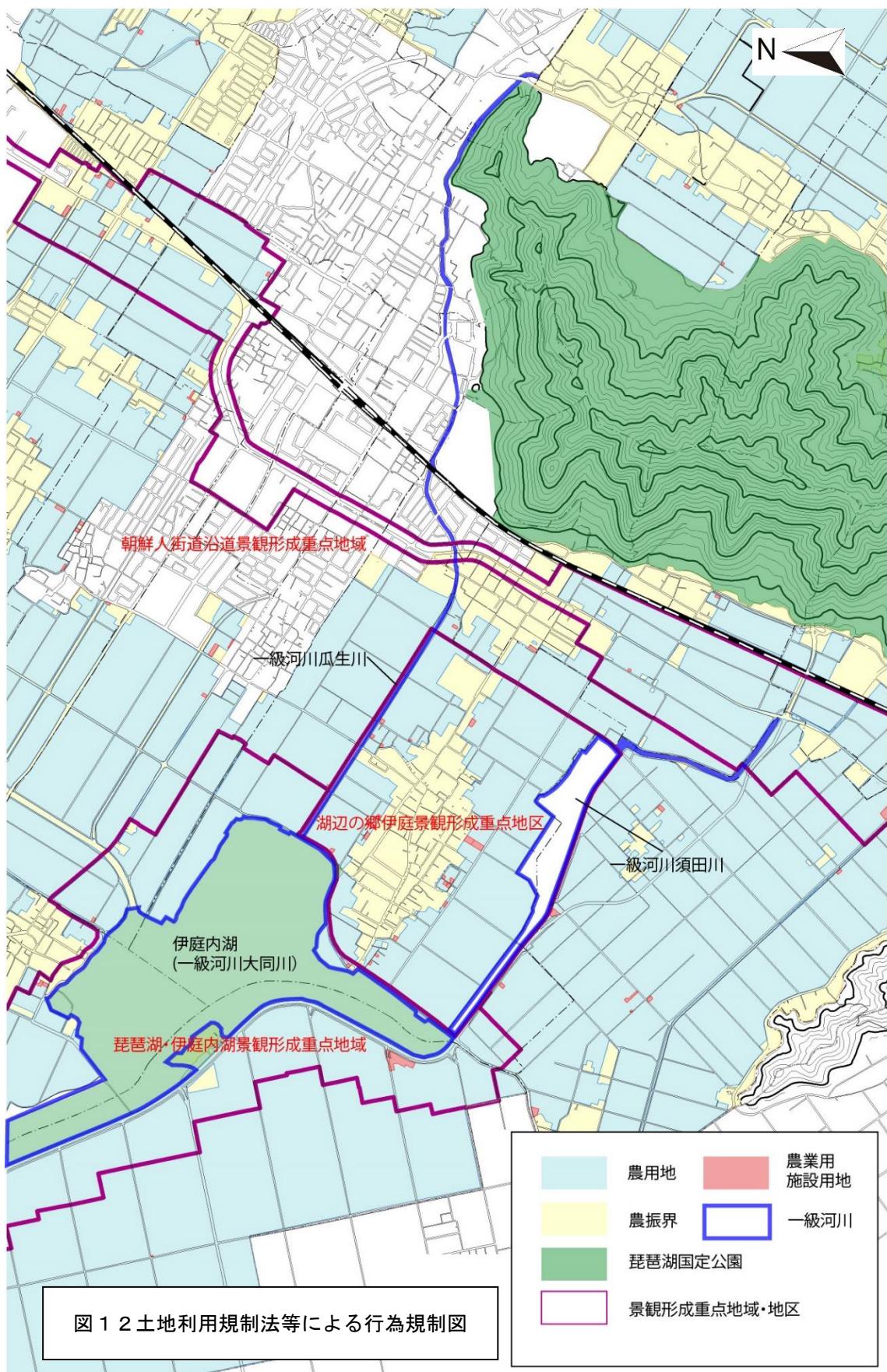
内湖区域の特徴	保存の方針
<p><b>【伊庭内湖】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落に隣接して須田川および伊庭内湖があり、干拓前の汀線及び護岸線が継承されている。</li> <li>・近年琵琶湖全域で激減しているホンモロコ、ニゴロブナ等の琵琶湖固有種をはじめとした魚類や、内湖を餌場とする鳥類の繁殖や生息の場となる貴重な内湖環境が残されている。</li> <li>・地元住民や環境団体が関わることで、良好な内湖の環境が維持されている。</li> </ul>	<p><b>【伊庭内湖】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全域が琵琶湖国定公園に含まれることから、現状を維持し、環境に影響を及ぼす開発は行わない。</li> <li>・内湖に生息する魚類や鳥類その他生態系に影響を与える開発等の行為は行わない。</li> <li>・葦原を保全する。</li> <li>・内湖の伝統漁法の継承に努める。</li> <li>・特定外来種等については行政の関係部署、自治会、民間団体、民間企業相互に連携・協力して除去に努める。</li> </ul>

## 第4節 土地利用に関する方針

### 第1項 土地利用規制法等による行為規制一覧

文化的景観の選定申出範囲には、景観法に基づく行為規制がすべての範囲で適用されるほか、都市計画法、農振法、国定公園法及び文化財保護法等による行為規制が適用される土地を含む。

根拠法令	対象範囲	許可・届出等	行為規制の内容	備考
都市計画法	全域	許可	市街化調整区域内のため、開発が制限される。	選定申出範囲全域
農業振興地域の整備に関する法律	農用地	許可	農用地区域内の開発行為は厳しく制限される。	選定申出範囲の農地及び農業用施設用地
農地法	農地	許可	農地の権利の設定及び異動並びに農地転用を行う場合は、今日かが必要。	選定申出範囲の農地
道路法	県道・市道	許可	工作物を設置する場合は届出が必要。	集落内橋梁
河川法	河川	許可	工作物の設置、改築又は除去、土地の現状変更等を行う場合、許可が必要。	一級河川（瓜生川、須田川、伊庭内湖（大同川））
森林法	国有林	許可	森林管理署等に手続きが必要。	繖山（伊庭山）
	民有地	許可	1haを超える開発は許可が必要。	繖山（伊庭山）
	届出		立ち木を伐採する場合は、届出が必要。	繖山（伊庭山）
	保安林	許可	立ち木の伐採、土地の形質変更等を行う場合は、許可が必要。	繖山（伊庭山）
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害（特別）警戒区域、急傾斜地の崩落	許可	水の放流、切土、掘削、盛り土、立木林の伐採、土石の採取又は集積、急傾斜地の崩落を誘発する行為、急傾斜地の崩落防止施設以外の工作物の新設・改良等を行う場合、許可が必要。	繖山（伊庭山）
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地	届出	土木工事等を目的として周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘調査等を実施する場合は、県教育委員会への届出が必要。	選定申出範囲対象地
県文化財保護条例	指定文化財	許可	県指定文化財の現状変更をする場合は、許可が必要。	大濱神社仁王堂、望湖神社本殿
市文化財保護条例	指定文化財	許可	市指定文化財の現状変更をする場合は、許可が必要。	望湖神社石灯籠
自然公園法	国定公園	許可	区域内での現状変更をする場合は、許可が必要。	繖山（伊庭山）、伊庭内湖（一級河川大同川）
景観法（景観条例）	景観計画区域	届出	現状変更等の届出対象行為を行う場合、事前に届出が必要。	選定申出範囲全域



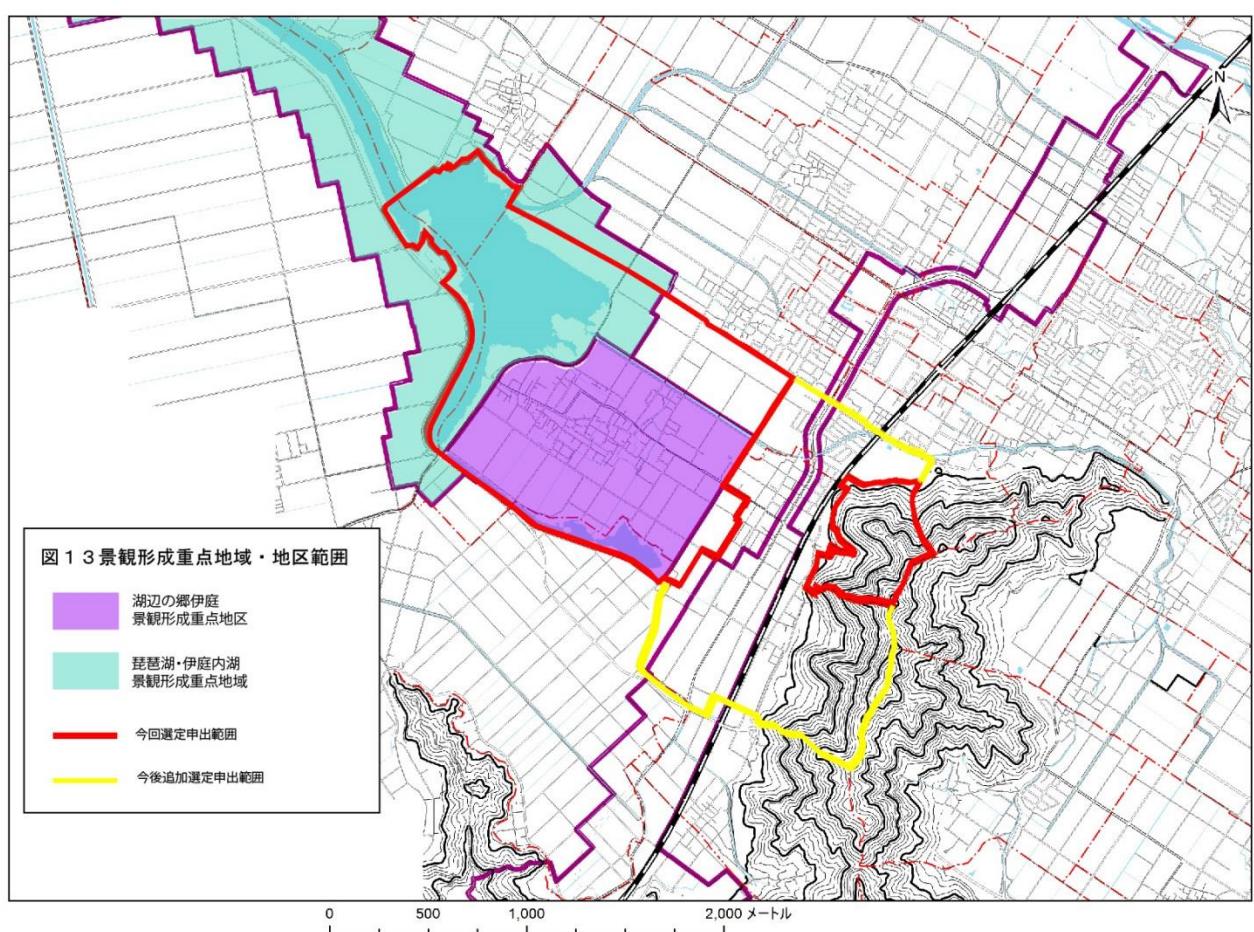
## 第2項 景観法に基づく景観計画による規制

東近江市は、平成22年10月に景観行政団体に移行し、平成23年4月1日付で「東近江市景観計画」（以下「景観計画」という）を定め、市域全域を景観計画区域とした。市域を鈴鹿、市街地、田園の3つのゾーンに分け、景観形成基準を定めるとともに、そのうち本市の景観の骨格を形成し、良好な景観形成する上で特に重要な地域として琵琶湖から大同川をふくむ伊庭内湖までの区域を「琵琶湖・伊庭内湖景観形成重点地域」（以下「重点地域」という）とした。

更に、本市固有の良好な景観を形成し、より重点的に保全、育成を図るべき一団の区域として、伊庭集落を「湖辺（みずべ）の郷伊庭景観形成重点地区」（以下景観形成重点地区を「重点地区」という）に指定した。

今回選定申出範囲は、「景観計画」の田園ゾーンに該当し、かつ東近江市風景づくり条例第16条に規定される景観形成重点地域及び景観形成重点地区が、一部を除きほぼ重複している。（図12、13）

今回選定申出範囲及び今後追加選定申出範囲については、引く続き景観担当部局と協力し、関係法令の規制を効果的に利用しつつ、地元住民・関係機関との同意を得ながら文化的景観区域としての良好な景観の保全に取り組む。



## (1) 届出対象行為

東近江市風景づくり条例に定められた届出対象となる行為は、以下の通りである

行為の区分		行為の規模等	
		田園ゾーン	景観形成重点地域 景観形成重点地区
1	建築物の新築、増築、改築 又は移転	行為に係る部分の床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> を超えるもの、又は高さが 10 mを超えるもの	行為に係る部分の床面積の合計が 10 m <sup>2</sup> を超えるもの又は高さが 5m を超えるもの
2	建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更	外観の変更に係る部分の面積が一壁面毎に 2 分の 1 を超えるものの内、床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> を超えるもの、又は高さが 10mを超えるもの	外観の変更に係る部分の面積の合計が 10 m <sup>2</sup> を超えるもの
3	工作物の新設、増築、改築又は移転	垣（生垣を除く）、さく、塀、擁壁、その他これらに類する工作物	行為後の高さが 13mを超えるもの
		電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む)	行為後の高さが 15mを超えるもの
		上記以外の工作物	行為後の高さが 13mを超えるもの
4	工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更	外観の変更に係る部分の面積が工作物の外観の 2 分の 1 を超えるもの	外観の変更に係る部分の面積の合計が 10 m <sup>2</sup> を超えるもの
5	景観法第 16 条第 1 項第 3 号に規定する開発行為	開発面積が 1000 m <sup>2</sup> を超えるもの	行為に係る部分の面積が 100 m <sup>2</sup> を超えるものの内、切土又は盛土により生じるのり面の高さが 1.5mを超えるもの、又はのり面の長さが 10 mを超えるもの
6	土地の開墾、土石の採取、鉱物の堀採、その他土地の形質の変更、水面の埋立て又は干拓	—	木竹の高さが 5mを超えるもの
7	木竹の伐採	—	行為後の高さが 1.5m を超えるもの、又は行為に係る部分の面積が 100 m <sup>2</sup> を超えるもの（外部から見通すことができない場所での行為、又は期間が 30 日以内の行為を除く）
8	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	—	

## (2) 景観形成基準

今回選定申出範囲は、景観計画区域のうち田園ゾーンに属し、更に「琵琶湖・伊庭内湖景観形成重点区域」、「湖辺（みずべ）の郷伊庭景観形成重点地区」に指定されている。

(図 1 3)

ここでは、区域内の区分ごとに景観形成基準の規制内容を示す。

## 景観形成基準

		田園ゾーン	琵琶湖・伊庭内湖 景観形成重点地域	湖辺の郷伊庭景観形成重点地区
建造物	敷地内における位置	①敷地境界線からできるだけ多く後退し、規模を勘案した釣り合い良い配置すること。	①河川、湖側の敷地境界線からできるだけ多く後退し、規模を勘案した釣り合い良い配置すること。	①大規模な建築物にあっては、敷地境界線からできるだけ多く後退し、規模を勘案した釣り合い良い配置すること。
			②原則として建築物の外壁は、河川や視点場となりうる主要な道路（以下「主要道路」という）湖岸道路 <sup>*1</sup> から2m以上後退すること。ただし、河川又は主要道路に面して建築物が連たんしている地区において、景観上支障がないものを除く。	
			③琵琶湖に直接面する敷地又は汀線 <sup>*2</sup> から10m以内の敷地にあっては、汀線から10m以上かつ琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、伊庭内湖に直接面する敷地にあっては湖側の敷地境界線から2m以上後退すること。ただし、古くから発達した集落のある地区であって、湖岸 <sup>*3</sup> 又は湖岸道路に面して建築物が連たんしている地区において、景観上支障がないものを除く。	
	規模		①高さ13m以下とすること。ただし、公益上等、止むを得ずこれらの規模を超えるもので、景観審議会にて承認を得たものはこの限りでない。	
	形態	①地域の伝統的な建築物や山稜・樹林等の周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とすること。		
		②周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根を持った地区又は周辺に山陵や樹林がある地区にあっては、原則として3寸以上の勾配屋根とし、適度な軒の出を有すること。	②主屋は2方向以上の勾配屋根とし、適度な軒の出を有すること。	
		③屋上に設ける設備等は、できるだけ目立たない位置に設けると共に、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮したものとすること。ただし、これにより難い場合は目隠し措置を講じる等、修景措置を図ること。		
	意匠	①平滑な大壁面が生じないよう、壁面の適度な分節化等による陰影効果に配慮すること。		
		②屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感及び圧迫感を軽減するよう努めること。		
		③周辺の建築物の多くが伝統的な建築物で形成された地区にあっては、周辺の建築物の様式を継承した意匠とすること。ただし、これにより難い場合は、模した意匠とすること。		
	色彩	①けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和を図ること。		

		田園ゾーン	琵琶湖・伊庭内湖 景観形成重点地域	湖辺の郷伊庭景観形成重点地区
建 造 物	色彩	②外観及び屋根の基調色（準基調色を含む）は、次の通りとすること。		
		色彩	0.1R~10G	0.1BG~10RP
		彩度	3 以下	3 以下
		明度	3 以上	3 以上
		※色彩についてはマンセル表色系で表示。※屋根の基調色は彩度のみの適用とする。 ※瓦、漆喰、ベンガラ等の自然素材を使用する場合や周辺景観と調和すると認められる場合はこの限りでない。 ※外壁等の一面に占める割合が 70%以上の色を基調色、5%を超える70%未満の色を準基調色、5%以下の色を強調色という。		
		③色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮すること。		
		④周辺景観の色相と対比する色相は避けること。止むを得ない場合は、対比調和の効果を十分考慮すること。		
		①周辺景観に不調和かつ浮出した印象にならないよう、冷たさを感じさせる素材や反射光のある素材の壁面等への大部分にわたる使用は避けること。	①冷たさを感じさせる素材や反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けること。	
		②地域性のある素材の活用に努めること。また、周辺の建築物の多くが伝統的な様式の建築物で形成された地区にあっては、周辺の建築物の様式を継承した素材とし、これにより難い場合は、模したもの、あるいは周辺に調和したものとすること。	②地域性のある素材の活用に努めること。また、周辺の建築物の多くが伝統的な様式の建築物で形成された地区にあっては、周辺の建築物の様式を継承した素材とし、これにより難い場合は、模したものとすること。	②地域性のある自然素材の活用に努めること。
		②ヨシ原や河辺林、山岳地の樹林の近傍においては、できるだけ石材、木材等の自然素材を用いること。		
	敷地内 の樹木の 保全 措置、 緑化 措置	①敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講じること。		
		②敷地面積が 1.0ha 以上であるものにあっては、原則として、敷地面積の20%以上を緑化すること。	②敷地面積が 0.3ha 以上であるものにあっては、原則として、敷地面積の 20%以上を緑化すること。	
		③道路から後退してできる空地は、特に中高木や生垣による緑化に努めること。	③河川、湖岸又は主要道路、湖岸道路から後退してできる空地は、特に中高木や生垣による緑化に努めること。	
		④建築物が周辺景観と調和し、良好な景観の形成が図れるよう、周辺に環境悪化をもたらさない樹種の構成や配置、既存自然植生等を考慮した植栽を行うこと。		
		⑤大規模な建築物にあっては、周辺に与える威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、その高さを考慮した樹種及び樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。		
		⑥敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。止むを得ない場合は、最小限の伐採にとどめ、樹林の連続性が途切れないよう配慮すること。	⑥敷地内に生育するヨシ原や河辺林等の樹林については、できるだけ残すこと。止むを得ない場合は、最小限の伐採にとどめ、樹林の連続性が途切れないよう配慮すること。	
		⑦樹姿や樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮すること。これにより難い場合は、移植の適否を判断し、できるだけ周辺に移植すること。移植後は、十分な管理を行うこと。		

		田園ゾーン	琵琶湖・伊庭内湖 景観形成重点地域	湖辺の郷伊庭景観形成重点地区
工作物	擁壁	①道路、河川に面して設けるものにあっては、できるだけ低いものとすること。	①河川、湖岸及び主要道路、湖岸道路に面して設けるものにあっては、できるだけ低いものとすること。	①現存する石積みの保全に努めること。また、石積みが損壊した場合は、伝統的な様式、材料等を継承し、復旧に努めること。
		②石材等の自然素材を用いること。これにより難い場合は、模したものを用いるか修景緑化等の措置を講じること。	②できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難い場合は、模したものを用いること。また、多孔質な構造とし、生物の生育環境に配慮すること。	②できるだけ石材等の自然素材を用いるなど、地域的な景観の創造に努めること。
		③玉石積み等の地域の景観を特徴づける擁壁等の構造物が残されている近傍では、その様式、材料等を継承し、地域的な景観の創造に努めること。		
	その他（生垣を除く）、さく、の垣、門、	①周辺景観及び敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態・意匠とすると共に落ち着いた色彩とすること		
		②道路に面して設ける場合は、できるだけ樹木（生垣）によること。ただし、周辺の多くが伝統的な様式で形成されている地区にあっては、その様式を継承した意匠とすること。	②ヨシ原や河辺林、山岳地の樹林の近傍においては、できるだけ石材、木材等の自然素材を用いること。	②水路、道路に面して設ける場合は、できるだけ木材、石材等の自然素材を用い、これにより難い場合は、これを模したこと。
		③湖岸、河川及び湖岸道路、主要道路に面して設ける場合は、できるだけ樹木（生垣）によること。		
工作物（擁壁、垣生垣を除く、さく、門、その他これらに類するものを除く）	敷地内等における位置	①鉄塔は、原則として道路沿いには設置しないこと。止むを得ない場合は、稜線を乱さないよう尾根からできるだけ低い位置とし、道路からできるだけ後退して設けること。	①鉄塔は、原則として設置しないこと。止むを得ない場合は、稜線を乱さないよう尾根からできるだけ低い位置とし、河川、湖岸からできるだけ後退して設けること。	①鉄塔は、原則として設置しないこと。
		②電柱は、できるだけ整理統合を図ると共に極力目立たない位置となるよう配慮すること。また、できるだけ道路の路面には設置しないよう努めること。	②電柱においては、原則として湖岸沿い及び樹林の生育域内には配置しないこと。	②電柱は、できるだけ整理統合を図ると共に極力目立たない位置となるよう配慮すること。
		③湖沼、河川、道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退し、規模を勘案した釣り合い良い配置とすること。	③河川、湖側の敷地境界線からできるだけ多く後退し、規模を勘案した釣り合い良い配置とすること。	③水路、道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退し、規模を勘案した釣り合い良い配置とすること。
			④原則として河川や主要道路、湖岸道路から 2m以上後退すること。ただし、彫刻、記念碑等について芸術性又は公共性があり、周辺の景観との調和が図れるものにあっては、この限りでない。	④原則として水路や道路から 2m以上後退すること。ただし、彫刻、記念碑等について芸術性又は公共性があり、周辺の景観との調和が図れるものにあっては、この限りでない。
			⑤琵琶湖に直接面する敷地又は汀線から10m以内の敷地にあっては、汀線から10m以上かつ琵琶湖側の敷地境界線から 2m以上後退し、伊庭内湖に直接面する敷地にあっては湖側の敷地境界線から 2m以上後退すること。ただし、彫刻等について芸術性又は公共性があり、周辺の景観との調和が図れるものにあっては、この限りでない。	

		田園ゾーン	琵琶湖・伊庭内湖 景観形成重点地域	湖辺の郷伊庭景観形成重点地区
作物 (擁壁、垣生垣を除く、さく、垣門、その他これらに類するものを除く)	規模		①高さ 13m以下とすること。ただし、公益上等、止むを得ずこれらの規模を超えるもので、景観審議会にて承認を得たものはこの限りでない。	
	形態・意匠	①異様な印象を和らげるため、できるだけすっきりとした形態・意匠とし、周辺景観に信じるものとする。	①できるだけすっきりとした形態・意匠とし、周辺景観に信じるものとする。	①周辺景観に与える突出感、違和感を軽減すること。
		②平滑な大壁面が生じないよう、壁面の分節化等による陰影効果に配慮すること。	②平滑な大壁面が生じないよう、壁面の適度な分節化等による陰影効果に配慮すること。	
		③外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。		
		④電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路（その支持物を含む）においては、整理統合、形態の簡素化を図り、目立たないよう配慮すること。		
	色彩	①けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた低彩度色を基調とし、周辺景観との調和を図ること		
		②色彩を組み合わせる場合は、工作物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮すること。		
		③周辺景観の色相と対比する色相は避けること。止むを得ない場合は、対比調和の効果を十分考慮すること。		
	敷地内の樹木の保全措置、緑化措置	①道路から後退してできる空地は、特に中高木や生垣による緑化に努めること。	①河川、湖岸又は主要道路、湖岸道路から後退してできる空地は、特に中高木や生垣による緑化に努めること。	①水路、道路から後退してできる空地には、特に中高木や生垣による緑化に努めること。
		②敷地面積が 1.0ha 以上であるものにあっては、原則として、敷地面積の20%以上を緑化すること。	②敷地面積が0.3ha 以上であるものにあっては、原則として、敷地面積の 20%以上を緑化すること。	
		③敷地外周部には、施設の規模に応じ、周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。		
		④周辺景観と調和し、良好な景観の形成が図れるよう、周辺に環境悪化をもたらさない樹種の構成及び樹木の配置や既存自然植生等を考慮した植栽を行うこと。		
		⑤敷地内に生育する樹については、できるだけ残すこと。止むを得ない場合は、最小限の伐採にとどめること	⑤敷地内に生育するヨシ原や河辺林等の樹林については、できるだけ残すこと。止むを得ない場合は、最小限の伐採にとどめ、樹林の連續性が途切れないように配慮すること。	
		⑥樹姿や樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮すること。これにより難い場合は、移植の適否を判断し、できるだけ周辺に移植すること。移植後は、十分な管理を行うこと。		
竹木の伐採		①伐採はできるだけ小規模にとどめること。		
		②土地の面積が 0.3ha 以上ある樹林地の伐採にあたっては、その土地面積の 25%以上を残置し、修景緑化に活用すること。		
		③河川、湖岸又は主要道路、湖岸道路から望見できる樹姿又は樹勢が優れた樹木は、できるだけ伐採せず、存置あるいは、周辺に移植すること。移植後は、十分な管理を行うこと。	①主要道路から望見できる樹姿又は樹勢が優れた樹木は、できるだけ伐採せず、存置あるいは、周辺に移植すること。移植後は、十分な管理を行うこと。	
		④高さ 10m以上又は枝張り 10m以上のものは、できるだけ伐採しないこと。		

	田園ゾーン	琵琶湖・伊庭内湖 景観形成重点地域	湖辺の郷伊庭景観形成重点地区
竹木の伐採		⑤一団となって育成する樹林は、景観及び生態的な連続性を途切れさせないよう考慮すること。	
		⑥伐採後は、その周辺環境を維持できるよう林縁部の植栽等、必要な代替措置を講じること。	
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	①道路や河川、湖辺等の公共空間や主要な視点場から見えにくい位置となるよう配置すると共に既存樹林をできるだけ残すこと。	①河川、湖側の敷地境界線からできるだけ多く後退すると共に、既存樹林をできるだけ残すこと。	①水路、道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すると共に、既存樹林をできるだけ残すこと。
	②止むを得ず公共空間から望見できる位置に堆積する場合は、植栽等による遮蔽措置を講じること。	②原則として河川や主要道路、湖岸道路から 2m以上後退すること。	②原則として水路や道路から 2m以上後退すること。
	③堆積物の高さはできるだけ抑え、適切かつ整然とした集積又は貯蔵に努めること。	③琵琶湖に直接面する敷地又は汀線から 10m以内の敷地にあっては、汀線から 10m以上かつ琵琶湖側の敷地境界線から 2m以上後退し、伊庭内湖に直接面する敷地にあっては湖側の敷地境界線から 2m以上後退すること。	③田園ゾーンに同じ。
	④跡地利用計画を考慮した行為に努めると共に、できるだけ周囲の地形と違和感が生じないよう、自然植生と調和した緑化等を図ること。	④遮蔽措置を要するものの集積又は貯蔵の高さは、できるだけ低いものとすること。	④公共空間から容易に望見できる場合は、植栽等による遮蔽措置を講じること。
		⑤事業所における原材料・製品、スクランプ等又は建設工事等における資材等の集積、貯蔵にあっては、外部から容易に望見できないよう遮蔽措置を講じること。特に河川、湖岸又は主要道路、湖岸道路に面する部分にあっては、植栽等による遮蔽措置を講じること。	
		⑥農林水産品置場、商品の展示場等は、物品を整然と集積、貯蔵すると共に、必要に応じ敷地外周部に修景緑化を講じること。	
		⑦敷地内に生育するヨシ原や河辺林等の樹林については、できるだけ残すこと。止むを得ない場合は、最小限の伐採にとどめ、樹林の連続性が途切れないよう配慮すること。	
		⑧周辺景観と調和し、良好な景観の形成が図れるよう、周辺に環境悪化をもたらさない樹種の構成や配置、既存自然植生等を考慮した植栽を行うこと。	
		⑨樹姿や樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮すること。これにより難い場合は、移植の適否を判断し、できるだけ周辺に移植すること。移植後は、十分な管理を行うこと。	

		田園ゾーン	琵琶湖・伊庭内湖 景観形成重点地域	湖辺の郷伊庭景観形成重点地区
開 発 行 為	は 土 石 の 鉱 物 の 採 取 又 取 取	①道路からできるだけ望見できないよう、植栽等による遮蔽措置を講じること。	①河川、湖岸又は主要道路、湖岸道路からできるだけ望見できないよう、植栽等による遮蔽措置を講じること。	
		②跡地の整正を行うと共に、周辺環境を考慮しつつ、必要な緑化措置を講じること。	②跡地の整正を行うと共に、周辺環境を考慮しつつ、必要な緑化措置を講じること。	
	又 水 面 は 干 の 拓 埋 立 て	①護岸は、できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難い場合は、模したものとし、必要に応じ親水性のある形態となるよう配慮すること。なお、構造については、できるだけ多孔質な構造とし、生物の生育環境に配慮すること。		
		②埋立て又は干拓後の土地（のり面を含む）にあっては、周辺環境を考慮しつつ、必要な緑化措置を講じること。		
	土地 の 開 墾 、 そ の 他 土 地 の 形 質 の 変 更	①樹姿や樹勢が優れた樹木の樹林等が敷地内にある場合は、できるだけ保全すること。	①樹姿や樹勢が優れた樹木、河辺林等の樹林が敷地内にある場合は、できるだけ保全すること。	①樹姿や樹勢が優れた樹木の樹林等が敷地内にある場合は、できるだけ保全すること。
		②造成等にかかる切土及び盛土の量はできるだけ少なくすると共に、のり面整正は土羽 <sup>※4</sup> によるものとすること。止むを得ず擁壁等の構造物を設ける場合にあっては、必要最小限のものとすること。		
		③のり面が生じる場合にあっては、周辺景観及び周辺環境に配慮し、必要な緑化措置を講じること。		
		④駐車場を設置する場合にあっては、その周囲に修景緑化を行うと共に、内部空間においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮すること。ただし、これにより難い場合は、道路から望見できないよう、植栽等による遮蔽措置を講じること。	④駐車場を設置する場合にあっては、その周囲に修景緑化を行うと共に、内部空間においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮すること。ただし、これにより難い場合は、河川、湖岸又は主要道路、湖岸道路から望見できないよう、植栽等による遮蔽措置を講じること。	④駐車場を設置する場合にあっては、当該施設にかかる敷地面積が 0.1ha 以上であるときは、その周囲に修景緑化を行うと共に、内部空間においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮すること。ただし、これにより難い場合は、道路から望見できないよう、植栽による遮蔽措置を講じること。
		⑤広場、運動場、その他これらに類するものを設置する場合であって、当該施設にかかる敷地面積が 1.0ha 以上であるときは、敷地面積の 20%以上を緑化し、河川又は道路に面する部分には、中高木を取り入れた緑化を行うこと。	⑤広場、運動場、その他これらに類するものを設置する場合であって、当該施設にかかる敷地面積が 0.3ha 以上であるときは、敷地面積の 20%以上を緑化し、河川、湖岸又は、主要道路、湖岸道路に面する部分には、中高木を取り入れた緑化を行うこと。	⑤広場、運動場、その他これらに類するものを設置する場合であって、当該施設にかかる敷地面積が 0.3ha 以上であるときは、敷地面積の20%以上を緑化し、河川又は道路に面する部分には、中高木を取り入れた緑化を行うこと。

※1 湖岸道路：琵琶湖や伊庭内湖に沿って設けられた道路で、かつ当該道路上から多くの人々が琵琶湖や伊庭内湖を望見しうる道路をいう。（表内の語句全てに適用）

※2 汀線：鳥居川水位±0 のときの琵琶湖の水際線をいう。（表内の語句全てに適用）

※3 湖岸：琵琶湖や伊庭内湖の水際線をいう。（表内の語句全てに適用）

※4 土羽：造成工事における土により仕上げたのり面をいう。

## 第5節 文化的景観における重要な構成要素

保存調査で特定された構成要素のうち、形態・意匠等が独特又は典型的で、技術・素材等の観点から顕著な固有性を持ち、文化的景観の本質的価値を示し、保護の対象として不可欠な構成要素が「重要な構成要素」である。「伊庭の内湖と農村景観」は、重要文化的景観選定基準のうち「(5) ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地、(8) 垣根・屋敷林などの居住に関する景観地」とこれらが複合した景観地に該当しており、地域の自然、歴史、生業、信仰と深く結びついた文化を表象する景観である。

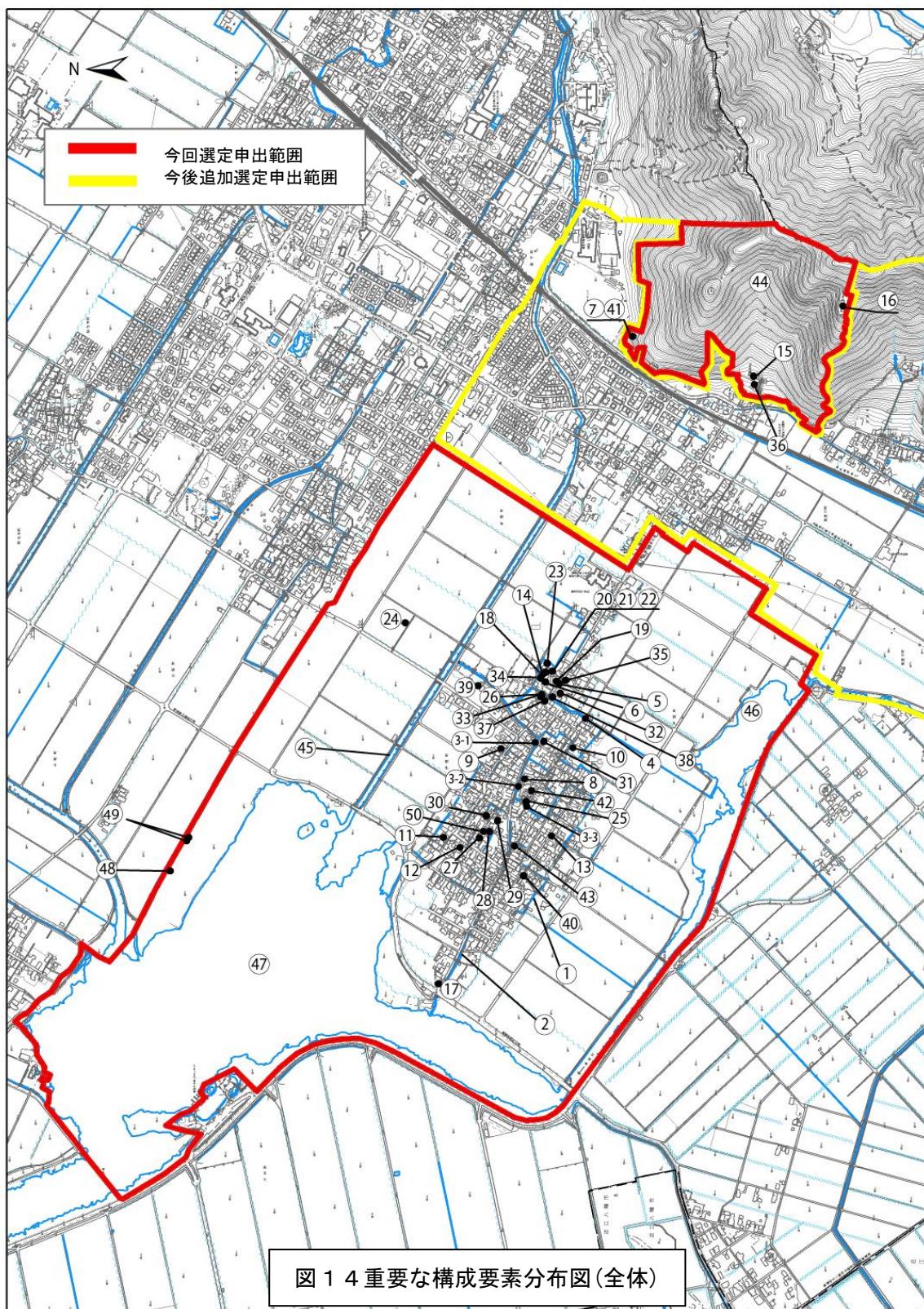
今回特定した重要な構成要素は、第1章第2節における(1)水とのかかわりに関する要素、(2)信仰に関する要素、(3)集落内での暮らしぶりに関する要素のうちから、所有者の同意を得られたものである。詳細は以下の一覧表と図に示すとおりである。今回特定に至らなかったものについても、今後調査し、所有者の理解を得られたものから計画的に追加していく。

重要な構成要素一覧表

管理番号	名称	対象	所有者・管理者	地番	単体指定
1	水路	水路、石積み、カワト、イケス	東近江市・伊庭町自治会	伊庭町	
2	伊庭川	流路、石積み、カワト、イケス	東近江市・伊庭町自治会	伊庭町	
3-1	伊庭集落内市道橋梁 (正巖寺橋)	コンクリート橋梁、欄干	東近江市	1999、2001 及び 2341 に挟まれた市道伊庭3号線上	
3-2	伊庭集落内市道橋梁 (陣屋橋)	コンクリート橋梁、欄干	東近江市	2012 及び 2330-1、2332 に挟まれた市道伊庭中洲線上	
3-3	伊庭集落内市道橋梁 (守国橋)	コンクリート橋梁、欄干	東近江市	2017、2019 及び 2025-1、2026 に挟まれた市道伊庭3号線上	
4	渡所橋	コンクリート橋梁、欄干	伊庭町自治会	1917、1918 及び 1867-1、1866 に挟まれた里道上	
5	大濱神社前勧請吊り	勧請吊り・支柱	仁王堂在地	1890番と 4327番には さまれた道路上	県選択民俗
6	正福寺勧請吊り	勧請吊り・支柱	高木觀音在地	1890番	県選択民俗
7	岩神勧請吊り	勧請吊り・支柱	岩神在地	84番	県選択民俗
8	河原崎家離れ	離れ、庭	個人	2011番	
9	中村家住宅	主屋・庭	個人	2265番	

管理番号	名称	対象	所有者・管理者	地番	単体指定
1 0	川原崎家住宅	主屋・離れ・小屋・庭・屋敷畠・カワト	個人	1926 番	
1 1	岡八商店	主屋・離れ・蔵・庭・カワト	個人	2239 番	
1 2	備前家住宅	主屋・庭	個人	2235 番	
1 3	山路家麻織物工場建物	工場建物	個人	2063 番	
1 4	大濱神社	本殿・拝殿・幣殿・仁王堂・手水屋・社務所・石造物・社叢林・芝原の御旅所	大濱神社	1890 番	仁王堂(県建)
1 5	望湖神社	本殿・幣殿・拝殿・玉垣・手水屋・社務所・石造物・摂社	望湖神社	34 番 3	本殿(県建)石灯籠(市指定)
1 6	繖峰三神社	本殿・拝殿・手水屋・稻荷社・石造物・坂ノ下の遙拝所	繖峰三神社	34 番 1、能登川町 434 番	
1 7	金刀比羅神社	社殿・社務所・常夜灯・鳥居	金刀比羅神社在地	1310 番	
1 8	道祖神社	社殿・玉垣・石造品	仁王堂在地	1890 番	
1 9	愛宕神社	社殿・覆屋・玉垣・石造品	大濱神社	1890 番	
2 0	五位田神社	社殿・覆屋	五位田神社	1890 番	
2 1	天満宮神社	社殿・覆屋・石灯籠	大濱神社	1890 番	
2 2	百大夫神社	社殿・覆屋	百大夫神社	1890 番	
2 3	白玉稻荷神社	社殿・覆屋・鳥居	白玉稻荷神社	1890 番	
2 4	正一位多武大明神	社殿、鳥居、社叢林	伊庭町	779 番	
2 5	陣屋稻荷・守国大明神	社殿・覆屋・鳥居	陣屋稻荷神社	2017 番	
2 6	正一位稻荷・折玉大明神	社殿・覆屋・鳥居・手水屋	薬師在地	1908 番	
2 7	妙楽寺	本堂・書院・高祖聖人分骨堂・山門・鐘楼・手水屋・参道・太鼓楼	妙楽寺	2285、2286、2290、2293、2296 番	
2 8	法光寺	本堂・智福蔵	法光寺	2298 番	
2 9	浄福寺	本堂	浄福寺	2297 番	
3 0	誓教寺	本堂	誓教寺	2284 番	
3 1	正巖寺	本堂・書院・鐘楼・山門・石造品・門信徒会館	正巖寺	1999 番	
3 2	妙金剛寺	本堂・鐘楼・山門・石碑	妙金剛寺	1887 番	
3 3	薬師堂	堂宇・門	薬師在地	1908 番	
3 4	正福寺	堂宇	高木觀音在地	1890 番	
3 5	文殊堂	社殿・覆屋・石造品	中村堂在地	1884 番	
3 6	柳瀬觀音	社殿・玉垣・石造品	望湖神社	能登川町 425 番	
3 7	南無厄除延命地蔵	石造品	南無厄除延命地蔵講中	1908 番	
3 8	南無地蔵尊	堂宇・石造品	南無地蔵尊講中	1887 番	

管理番号	名称	対象	所有者・管理者	地番	単体指定
3 9	乳房地蔵大菩薩	堂宇・石造品	乳房地蔵大菩薩講中	902 番	
4 0	帶解地蔵	堂宇・石造品	帶解地蔵講中	2079 番	
4 1	岩神	自然石・石造品	岩神在地	84 番	
4 2	謹節館	建造物	伊庭町	2016 番	
4 3	卯の時祭の船乗り場	石造品	伊庭町	2040 と 2041 及び伊庭川 の間の市道 伊庭5号線角	
4 4	伊庭山	山林	滋賀県	84 番 ほか 10 筆	
4 5	一級河川瓜生川	堤防・水門	滋賀県		
4 6	一級河川須田川	堤防・葦原	滋賀県		
4 7	伊庭内湖 (一級河川大同川)	内湖・郷頭野の御旅所・葦原	滋賀県		
4 8	伊庭桃	樹木	個人	伊庭町字七 野山路川畔	
4 9	伊庭桃	樹木	個人	伊庭町字七 野山路川畔	
5 0	了念上人現身往生の松	樹木、石碑	妙楽寺	2290 の一部	



## 第6節 行為規制の方針

### 第1項 文化的景観の保存にかかる区域の行為規制

景観単位の3区分ごとに、文化的景観の保存にかかる、文化財保護法以外の法令に基づく行為規制についてまとめる。

#### ＜景観単位ごとの構成要素種別と法令に基づく行為規制＞

景観単位	種別	法令に基づく行為規制
山林区域	山林	【自然公園法】現状変更は許可必要。
	建造物	【自然公園法】現状変更は許可必要。 【文化財保護法・県文化財保護条例】指定物件の現状変更は届出・許可必要。 【森林法】届出及び許可必要。
	記念物等	【自然公園法】現状変更は許可必要。 【文化財保護法・県文化財保護条例】指定物件の現状変更は許可必要。
集落区域	集落周辺農地	【都市計画法】市街化調整区域のため、開発には許可必要。【農振法】農用地区域内の開発行為は厳しく制限される。【農地法】農地転用及び農地転用をするための権利設定又は移転をする場合許可必要。
	集落内農地	【都市計画法】市街化調整区域のため開発は制限される。 【農地法】農地転用及び農地転用をするための権利設定又は移転をする場合許可必要。
	樹木	【都市計画法】市街化調整区域のため開発は制限される。
	河川	【東近江市法定外公共物管理条例】工作物の新設、改築、又は除却、土地の現状変更等を行う場合、許可必要。 【河川法】工作物の新設、改築、又は除却、土地の現状変更等を行う場合、許可必要。
	建造物	【文化財保護法・県文化財保護条例】指定物件の現状変更は届出・許可必要。
	記念物等	【都市計画法】市街化調整区域のため開発は制限される。【文化財保護法・県文化財保護条例】指定物件の現状変更は届出・許可必要。 【県文化財保護条例】現状変更には届出必要。
内湖区域	道路	【道路法】電柱・広告塔等工作物を設置する場合は届出必要。【文化財保護法・県文化財保護条例】指定物件の現状変更には届出必要。【都市計画法】市街化調整区域のため開発は制限される。
	内湖・河川	【自然公園法】現状変更には許可が必要。【道路法】電柱・広告塔等工作物を設置する場合は届出必要。 【文化財保護法・県文化財保護条例】指定物件の現状変更には届出必要。【河川法】工作物の新設、改築、又は除却、土地の現状変更等を行う場合、許可必要。

## 第2項 文化的景観の現状変更等の取扱い基準

「伊庭の内湖と農村景観」の文化的景観は、信仰と一体となった暮らしぶりに、山や内湖とのかかわりを水路が繋ぐことで、集落での生活と生業が引き継がれ、特色ある集落構造と景観を形成しており、水とともに生活し、農業を生業として営んできた琵琶湖岸の暮らしぶりからかたちづくられた景観であるとすることができ、伊庭集落と集落を取り巻く伊庭山から伊庭内湖までを構成する要素の範囲とすることができる。

前項で特定した「重要な構成要素」については、滅失又はき損の届出にかかる対応、現状変更等の届出を要する行為に対して、文化庁長官への届出が義務付けられている。

### 届出が必要な行為

届出の種類	届出が必要な態様・行為	届出期間
き損	災害等により物件の過半が損壊	滅失又はき損を知った日から10日以内
滅失	消失、流失により物件が消滅	
現状変更等 (現状変更又は保存に影響を及ぼす行為)	物件の種類ごとの定める行為	現状変更しようとする日の30日前まで

### 「伊庭の内湖と農村景観」の文化的景観区域における現状変更等の届出の対象となる重要な構成要素とその内容

管理番号	種別	名称	対象
1	河川	水路	水路・石積み・カワト・イケス
2	河川	伊庭川	流路・石積み・カワト・イケス
3-1	道路	伊庭集落内市道橋梁（正巖寺橋）	コンクリート橋梁・欄干
3-2	道路	伊庭集落内市道橋梁（陣屋橋）	コンクリート橋梁・欄干
3-3	道路	伊庭集落内市道橋梁（守国橋）	コンクリート橋梁・欄干
4	道路	渡所橋	コンクリート橋梁・欄干
5	記念物等	大濱神社前勧請吊り	勧請吊り・支柱
6	記念物等	正福寺勧請吊り	勧請吊り・支柱
7	記念物等	岩神勧請吊り	勧請吊り
8	建造物	河原崎家離れ	離れ・庭
9	建造物	中村家住宅	主屋・庭
10	建造物	川原崎家住宅	主屋・離れ・小屋・庭・屋敷畠・カワト
11	建造物	岡八商店	主屋・離れ・蔵・庭・カワト
12	建造物	備前家住宅	主屋・庭
13	建造物	山路家麻織物工場建物	工場建物

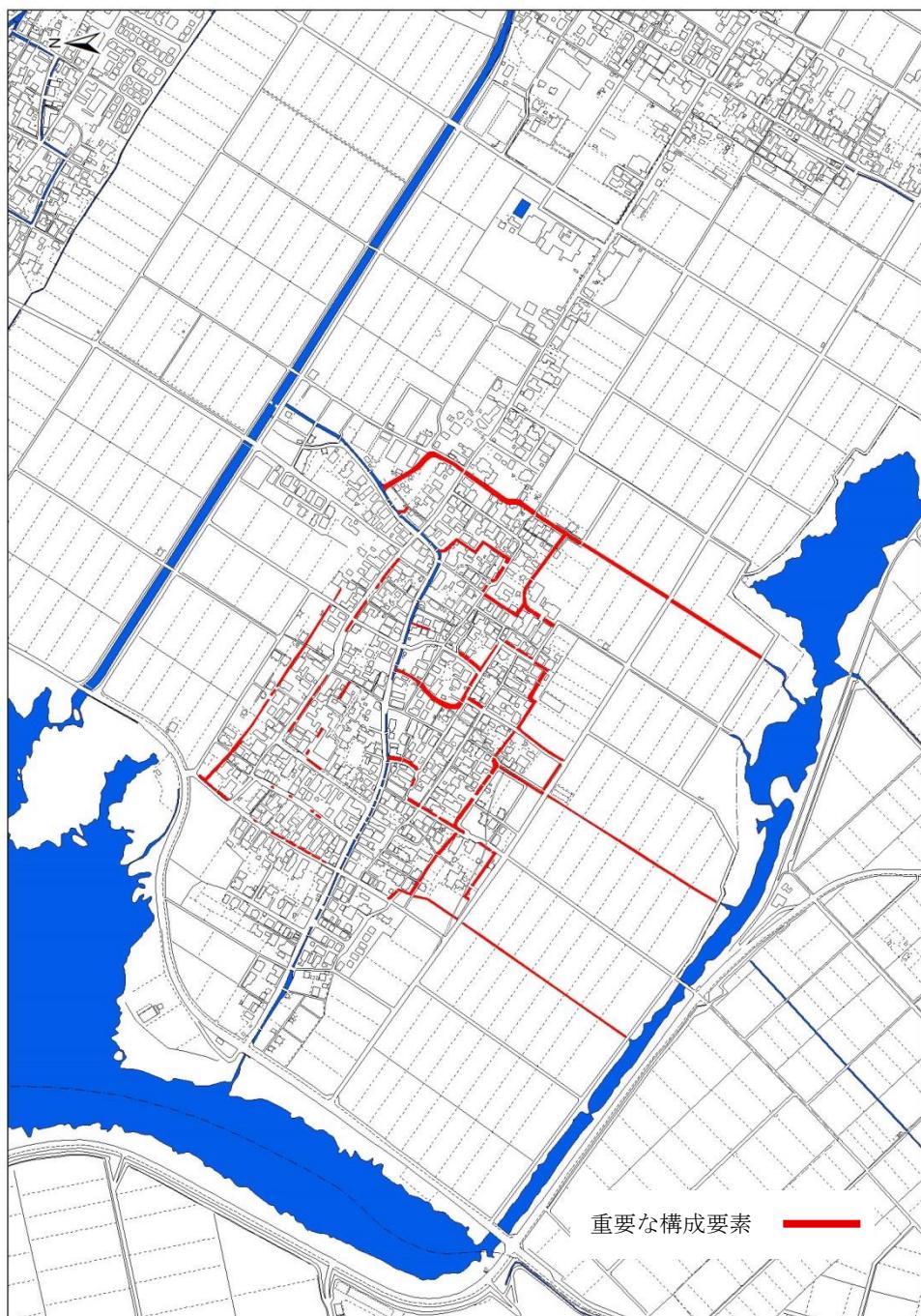
管理番号	種別	名称	対象
1 4	建造物	大濱神社	本殿・拝殿・幣殿・仁王堂・手水屋・社務所・石造物・社叢林・芝原の御旅所
1 5	建造物	望湖神社	本殿・幣殿・拝殿・玉垣・手水屋・社務所・石造物・摂社
1 6	建造物	繖峰三神社	本殿・拝殿・手水屋・稻荷社・石造物・坂ノ下の遙拝所
1 7	建造物	金刀比羅神社	社殿・社務所・常夜灯・鳥居
1 8	建造物	道祖神社	社殿・玉垣・石造品
1 9	建造物	愛宕神社	社殿・覆屋・玉垣・石造品
2 0	建造物	五位田神社	社殿・覆屋・石造品
2 1	建造物	天満宮神社	社殿・覆屋
2 2	建造物	百大夫神社	社殿・覆屋・石造品
2 3	建造物	白玉稻荷神社	社殿・覆屋・鳥居
2 4	建造物	正一位多武大明神	社殿・鳥居・社叢林
2 5	建造物	陣屋稻荷・守国大明神	社殿・覆屋・鳥居
2 6	建造物	正一位稻荷・折玉大明神	社殿・覆屋・鳥居・手水屋
2 7	建造物	妙楽寺	本堂・書院・高祖聖人分骨堂・山門・鐘楼・手水屋・参道・太鼓楼
2 8	建造物	法光寺	本堂・智福蔵
2 9	建造物	淨福寺	本堂
3 0	建造物	誓教寺	本堂
3 1	建造物	正巖寺	本堂・書院・鐘楼・山門・石造品・門信徒会館
3 2	建造物	妙金剛寺	本堂・鐘楼・山門・石碑
3 3	建造物	薬師堂	堂宇・門
3 4	建造物	正福寺	堂宇
3 5	建造物	文殊堂	社殿・覆屋・石造品
3 6	建造物	柳瀬觀音	社殿・玉垣・石造品
3 7	石造品	南無厄除延命地蔵	石造品
3 8	建造物	南無地蔵尊	堂宇・石造品
3 9	建造物	乳房地蔵大菩薩	堂宇・石造品
4 0	建造物	帶解地蔵	堂宇・石造品
4 1	記念物等	岩神	自然石・石造品
4 2	建造物	謹節館	建造物
4 3	石造品	卯の時祭の船乗り場	石造品
4 4	山林	伊庭山	山林
4 5	河川	一級河川瓜生川	堤防・水門・葦原

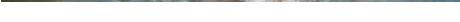
管理番号	種別	名称	対象
4 6	河川	一級河川須田川	堤防・葦原
4 7	河川	伊庭内湖（一級河川大同川）	内湖・郷頭野の御旅所・葦原
4 8	樹木	伊庭桃	樹木
4 9	樹木	伊庭桃	樹木
5 0	樹木	了念上人現身往生の松	樹木・石碑

### 第3項 重要な構成要素個票

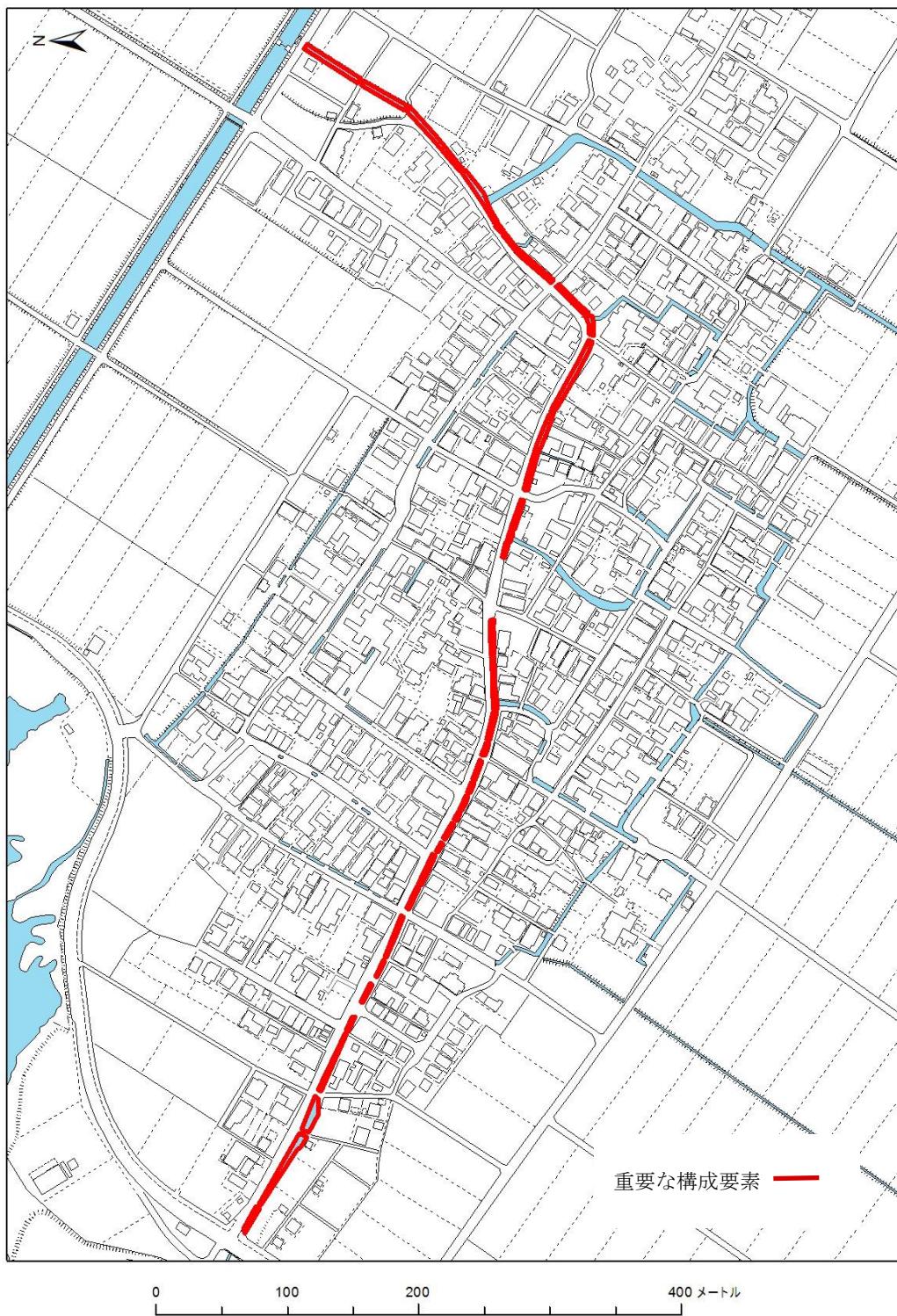
管理番号	1	名称	水路	所在地	東近江市伊庭 町内	所有者 ・管理者	東近江市 ・伊庭町
				構成要素の概要	集落中央を流れる伊庭川から集落内に張り巡らされた水路。すべて伊庭内湖につながる。カワトを利用して洗い物など日常生活で利用されている。また、内湖や河川でとらえた魚類を蓄養するイケスを設ける。水路の石積み上に建ちあがる「岸建ち」など固有の景観を生み出す要素である。繖山で産出される湖東流紋岩を利用し、中世以来継承されてきた石積み水路は、集落を取り巻く自然環境の維持にも寄与する。		
				構成する要素	水路、石積み、カワト、イケス		
				取扱い基準	現状を維持する。修理に当たっては、現況に基づき、同等の伝統的な工法で実施する。また、石積みについては同等の石材を用いる。 水路に付随するカワト、イケスなどの諸施設についても現状を維持とともに、修理については、現在の素材・工法に基づいたものとする。		
				掲載箇所	第4章		

位置図



管理番号	2	名称	伊庭川	所在地	東近江市伊庭町内	所有者 ・管理者	東近江市 ・伊庭町
				構成要素の概要	集落北側で瓜生川より分岐し、集落中央を流れ、集落西端で伊庭内湖に流入する河川。集落中の水路に水を供給するのみならず、伊庭内湖と繋がることで集落周辺の自然環境の維持に寄与する。		
				構成する要素	流路、石積み、カワト、イケス		
				取扱い基準	現状を維持する。修理に当たっては当該石積みを構築している石積み等伝統的な工法に基づいて実施する。また、修理に利用する材料も当該石積みと同等の石材を用いる。水路に付随するカワト、イケスなどの諸施設についても現状の景観を維持する		
				掲載箇所 第1部	第4章		

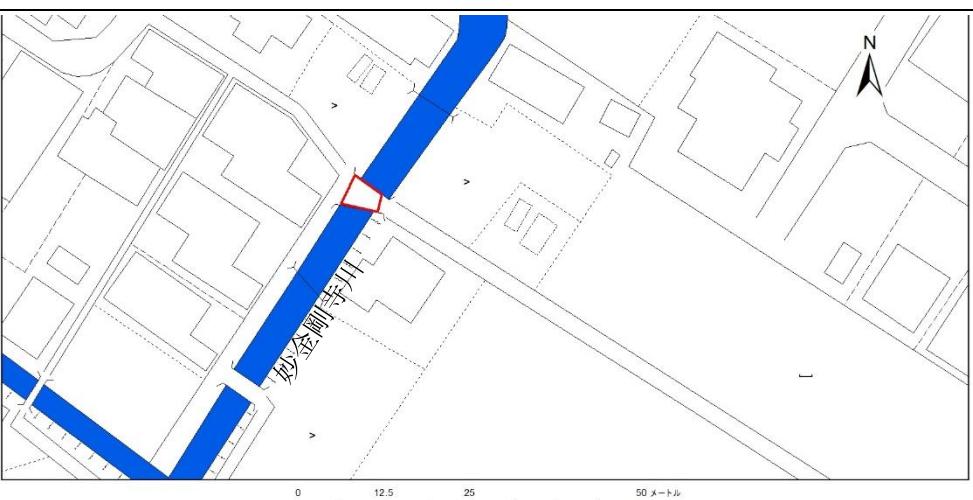
位置図



管理番号	3-1	名称	伊庭集落内市道橋梁（正巣寺橋）	所在地	東近江市伊庭町 1999番、同 2001 番及び同 2341 番に挟まれた市道伊庭 3 号線上	所有者	東近江市			
				構成要素の概要	正巣寺裏の伊庭川に架かり、かつて高橋であった。自動車が通行するため、道路高に橋は下げられた。現在の橋も「同年」によって平成 2 年に架けられたもの。かつての伊庭集落の様子を伝える重要な景観の要素となっている。					
				構成要素の概要	コンクリート橋梁、欄干					
管理番号	3-2	名称	伊庭集落内市道橋梁（陣屋橋）	所在地	東近江市伊庭町 2012 番及び同 2330 番 1、同 2332 番に挟まれた市道伊庭中洲線上	所有者	東近江市			
				構成要素の概要	謹節館前の伊庭川に架けられる。現在の橋は昭和 5 年にかけ替えられ、かつては高橋であったが、道路をかさ上げし、車が通れるようになった。伊庭祭は、謹節館からこの橋を渡り始まる。伊庭祭の起点となる重要な構成要素である。					
				構成要素の概要	コンクリート橋梁、欄干					
管理番号	3-3	名称	伊庭集落内市道橋梁（守国橋）	所在地	東近江市伊庭町 2017 番、同 2019 番及び同 2025 番 1、同 2026 番に挟まれた市道伊庭 3 号線上	所有者	東近江市			
				構成要素の概要	謹節館の裏手、守国大明神と陣屋稻荷の西側で水路に架かる橋。現在の橋は昭和 36 年に架けられたもの。この近辺の水路は農村総合整備モデル事業前の伊庭の景観を最もよく残し、引き継がれてきた伊庭の景観として重要な要素である。					
				構成要素の概要	コンクリート橋梁、欄干					
取扱い基準				修繕・改修に当たっては現状の形状を踏襲するものとし、安易にガードレール等を用いない。路面のみならず側面においても、周辺の景観にふさわしいものとする。						
第 1 部の掲載箇所				第 4 章 p 97						

位置図



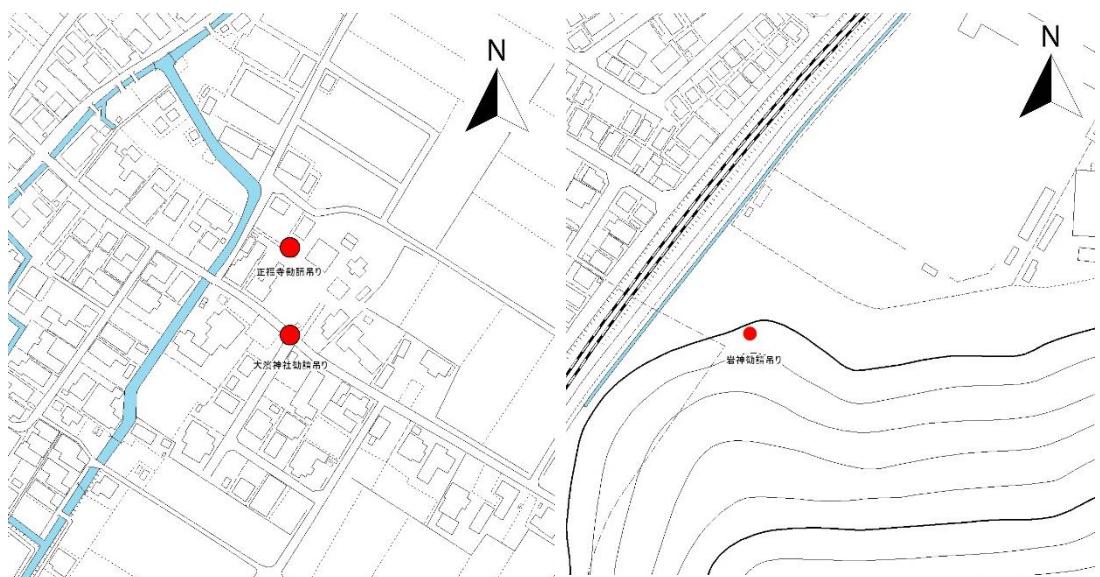
管理番号	4	名称	わたんじょばし 渡所橋	所在地	東近江市伊庭町 1917番、同 1918 番及び同 1867番 1、同 1866番に挟 まれた里道上	所有者	伊庭町
				構成要素の概要	伊庭川から分かれる妙金剛寺川に架かる渡所橋は、大正9年に架橋された。かつて伊庭集落では葬送の際には伊庭山麓の火葬場まで船で遺体を運んだが、これを船葬列（ふなぞうれん）と言い、集落から出る際には必ず渡所橋を通った。現在の橋は昭和11年にかけ替えられたもの。内湖干拓以前に集落で営まれていた習俗の記憶と景観を今に残す重要な景観の構成要素である。		
		る構成す			コンクリート橋梁、欄干		
		取扱い基準			修繕・改修に当たっては現状の形状を踏襲するものとし、安易にガードレール等を用いない。路面のみならず側面においても周辺の景観にふさわしいものとする。		
		掲載第1部の箇所			第4章 p 97		
位置図							
							

管理番号	5	名称	大濱神社前 勧請吊り	所在地	東近江市伊庭町 1890 番と同 4319 番に挟まれた道路 上	所有者 管理者	仁王堂在地
				構成 要素 の 概要	集落の結界等として大濱神社前の道路上に掛けられる。仁王堂在地により、1月上旬に作製される。かつて大濱神社が伊庭集落の入り口であったことを今に伝える構成要素である。		
					景観に配慮し、周辺に工作物等を設置しない。作製場所（大濱神社仁王堂）を含めた在地の活動を維持・継承する。		
管理番号	6	名称	正福寺勧請 吊り	所在地	東近江市伊庭町 1890 番	所有者 管理者	高木觀音在地
				構成 要素 の 概要	集落の結界等として大濱神社仁王堂の西隣、正福寺（高木觀音堂）の前に掛けられる。高木觀音在地により、1月上旬に作製される。		
					景観に配慮し、周辺に工作物等を設置しない。作製場所を含めた在地の活動を維持・継承する。		
管理番号	7	名称	岩神勧請吊 り	所在地	東近江市伊庭町 84 番	所有者 管理者	岩神在地
				構成 要素 の 概要	集落の信仰の対象である伊庭山の入り口である県立能登川高等学校グラウンドの南側、伊庭山山中の岩神の前に掛けられる。岩神在地により作製される。		
					景観に配慮し、周辺の山林の不要な伐採や工作物等は控える。作製場所を含めた在地の活動を維持・継承する。		
第1部の掲載箇所				第5章 p 157～159			

位置図



全体位置図



大浜神社・正福寺勧請吊り位置図

岩神勧請吊り位置図

管理番号	8	名称	河原崎家離れ	所在地	東近江市伊庭町 2011番	所有者	個人
				構成要素の概要	西殿地区の謹節館前に所在する。北・東両側を水路に面した建物。当初主屋として利用されていたが、南側の屋敷畠に新主屋を立てた後、離れとして利用される。伊庭川沿いに「岸建ち」で建てられた二階建て建物である。水路に囲まれた伊庭集落の敷地利用の在り方を示す建物である。		
				構成する要素	離れ、庭		
				取扱い基準	建物の外観について現状を維持し、保存する。伊庭川及び水路と一体となった「岸建ち」の景観として保存する。		
				掲載箇所 第1部	第4章 p 92		
位置図							
							

管理番号	9	名称	中村家住宅	所在地	東近江市伊庭町 2265番、同 909番、 同 915番	所有者	個人
				構成要素の概要	東北側地区に所在する。水路に対して棟を平行に並べる。かつては北側に浦川が流れおり、北側を屋敷畠とし、カワトを設けていた。玄関のある南側は路地に面していたが、現在県道として拡幅整備され自動車道となっている。昭和初期の建築で、伊庭の伝統的な瓦葺民家の形態をよく伝えた建築である。		
				構成する要素	主屋、庭		
				取扱い基準	外観については現状維持を基本とする。主屋北側の空閑地については、可能な限り空閑地として利用し、現状の土地利用形態を維持する。		
				掲載箇所の第1部	第5章 p 240		
位置図							
							

管理番号	10	名称	川原崎家住宅	所在地	東近江市伊庭町 1926番	所有者	個人
				構成要素の概要	元酒屋であった建物を昭和期に買い取って住居とし、敷地内で麻織物業を営んだ。建造物調査から19世紀末の建物と考えられ、近世伊庭集落の民家の形式を伝えるとともに、近代にかけて伊庭集落内で盛んであった生業の麻織物業の痕跡を伝える。		
				構成する要素	主屋、離れ、小屋、庭、屋敷畠、カワト		
				取扱い基準	外観については現状維持を基本とする。主屋南側の屋敷畠と小屋については、伊庭集落の土地利用の関係性を今に伝える数少ない建物であり現状で保存し維持する。		
				掲載箇所 第1部の	第5章 p 243, 244		
位置図							
							

管理番号	11	名称	岡八商店	所在地	東近江市伊庭町 2238番、同2239番、 同2240番	所有者	個人
				構成要素の概要	名古地区にある醤油醸造・販売業を営む家である。かつて望湖神社の神職の家であったが寛永三年から醤油醸造業に転ずる。道沿いに店舗を構え、庭を介して離れ座敷、この北・西に醸造用蔵・文庫蔵が建つ。文庫蔵の外観に船板を張る。敷地北側で浦川に面し、カワトを設ける。		
	構成する要素	主屋、離れ、蔵、庭、カワト					
	取扱い基準	建物外観及び、敷地利用、カワトなどの設備についても現状を維持し、保存する。					
	掲載箇所	第1部の 第5章 p 251～253					

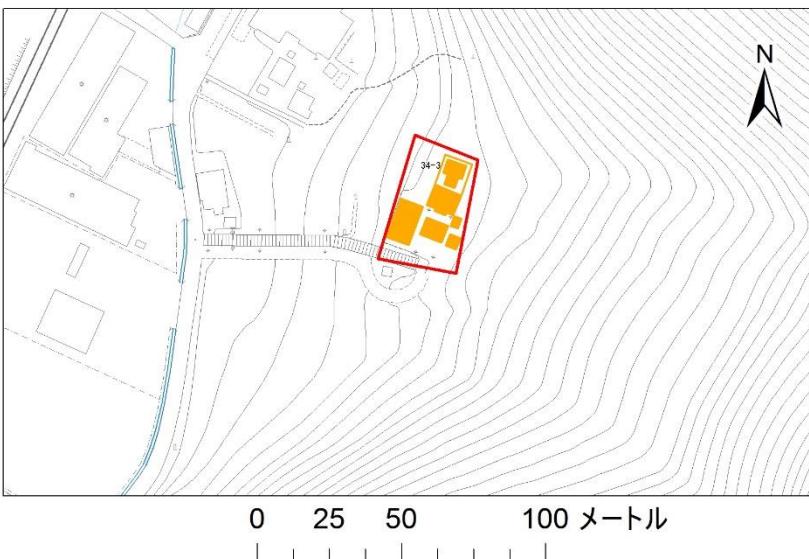
## 位置図



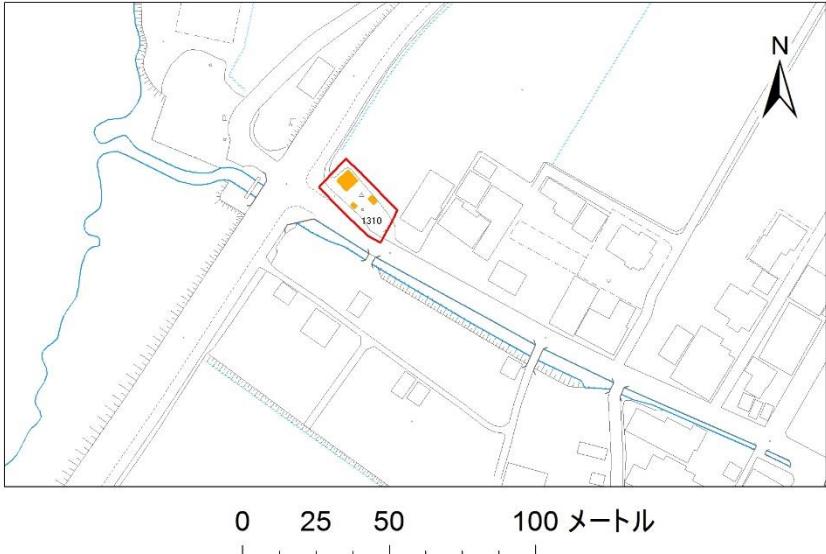


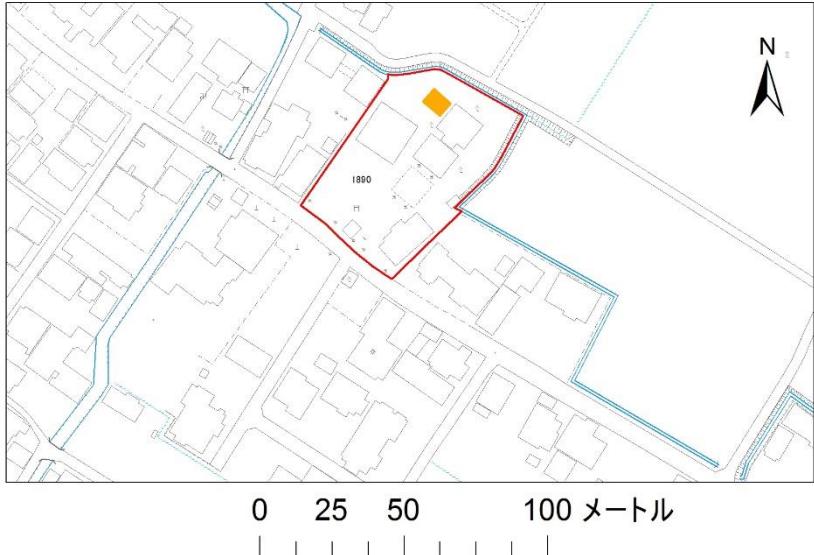
管理番号	13	名称	山路家麻織物工場建物	所在地	東近江市伊庭町 2063 番	所有者	個人
				構成要素の概要	片流のトタン葺建物。外装はトタン張りで上部はガラス窓が並ぶ。内部は土間で、小屋組みに機械設備の一部が組み込まれている。近代、生業として麻織物生産が盛んに行われていた当時、集落内での小規模工場の姿を今に伝える建物である。		
				構成する要素	工場建物		
				取扱い基準	建物外観を維持するとともに、工場内に残る設備についても保存に努める。		
				掲載箇所 第1部	第5章 p 254		
位置図							
							

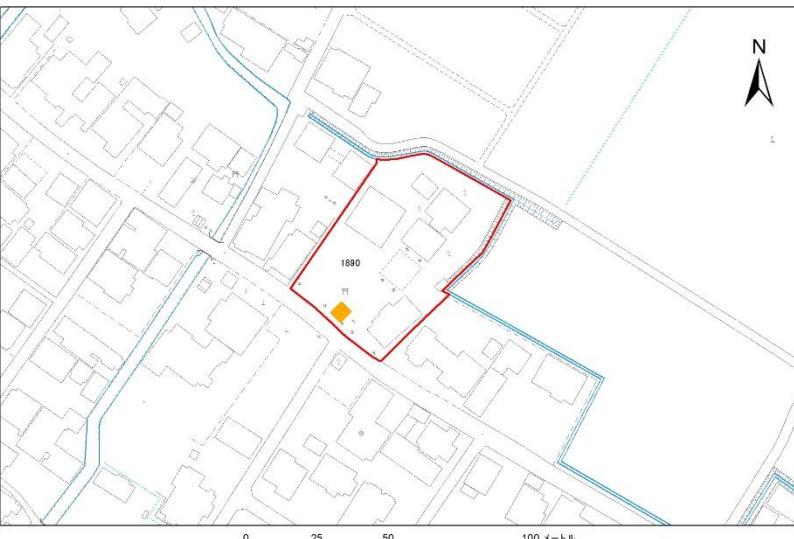
管理番号	14	名称	大濱神社	所在地	東近江市伊庭町 1890 番	所有者	大濱神社
				構成要素の概要	集落の産土神。集落の入り口にある鎮守であり、南側道路上には勧請吊りが掛けられる。境内に伊庭祭の神輿を納める仁王堂（県指定文化財）及び摂社（別途詳述）がある。伊庭祭りでは山（繖峰三神社）で迎えた神を里である集落に最初に迎える場所であり、湖に送り出す里の起点でもある。		
				構成する要素	本殿、拝殿、幣殿、仁王堂（県指定文化財）、手水屋、社務所、石造物、社叢林、芝原の御旅所 摂社：17-22 で詳述		
				取扱い基準	仁王堂については、県指定文化財取扱基準による。それ以外の建造物、石造物については外観を維持し、修理に当たっては伝統的な手法で行う。		
				掲載箇所 第1部	第5章 p 207～213		
位置図							
							

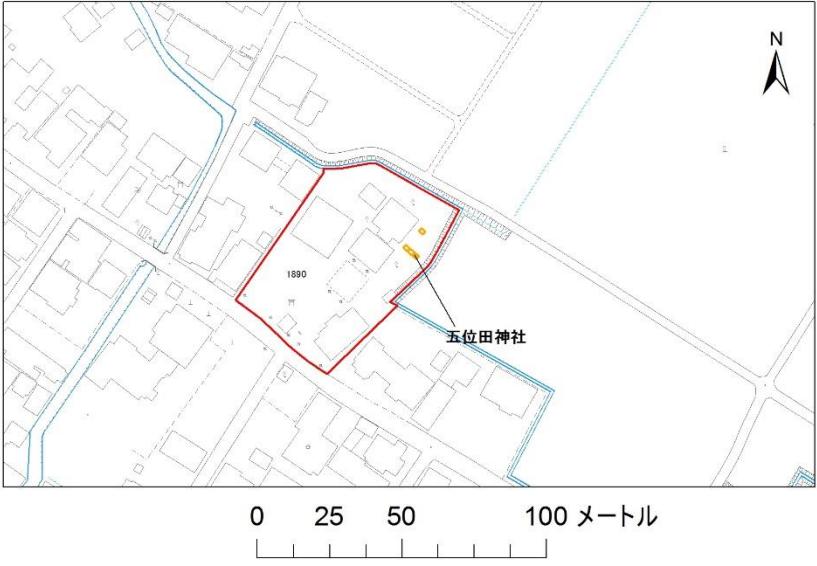
管理番号	15	名称	望湖神社	所在地	東近江市伊庭 町 34 番 3	所有者	望湖神社			
				構成要素の概要	大濱神社、繖峰三神社とともに集落の産土神。本殿（県指定文化財）、石造灯籠（市指定文化財）山（繖峰三神社）から迎えた神を里に送り届ける中継点。信仰の対象としての伊庭山と集落をつなぐ接点としてなくてはならない存在。					
				財構成する文化	本殿（県指定文化財）、幣殿、拝殿、玉垣、手水屋、社務所、石造品 摂社：日御子神社、海士神社					
				取扱い基準	本殿（県指定）及び石造灯籠（市指定）については文化財取扱い基準による。それ以外の建造物、記念物等については外観を維持し、修理に当たっては伝統的な手法で行う。					
				掲載箇所 第1部の	第5章 p 225～229					
位置図										
										

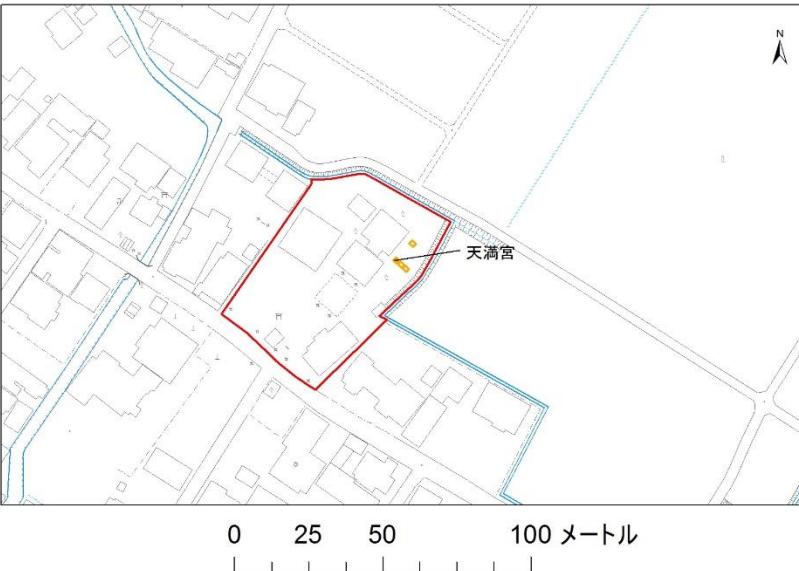
管理番号	16	名称	繖峰三神社	所在地	東近江市伊庭町 34番1、能登川 町434番	所有者 管理者	繖峰三神社
				構成要素の概要	集落の産土神。伊庭祭で、ここから3基の神輿に3柱の祭神（二ノ宮、八王子、三ノ宮）を載せて引きずりおろす。麓の坂ノ下の遥拝所では引きずりおろした神輿が並べられる。伊庭集落の信仰の対象である伊庭山の中心となる。		
				構成する要素	本殿、拝殿、手水屋、稻荷社、石造物、坂ノ下の遥拝所		
				取扱い基準	建造物、記念物等については外観を維持し、修理に当たっては伝統的な手法で行う。		
				掲載箇所 第1部	第5章 p 230～232		
位置図							

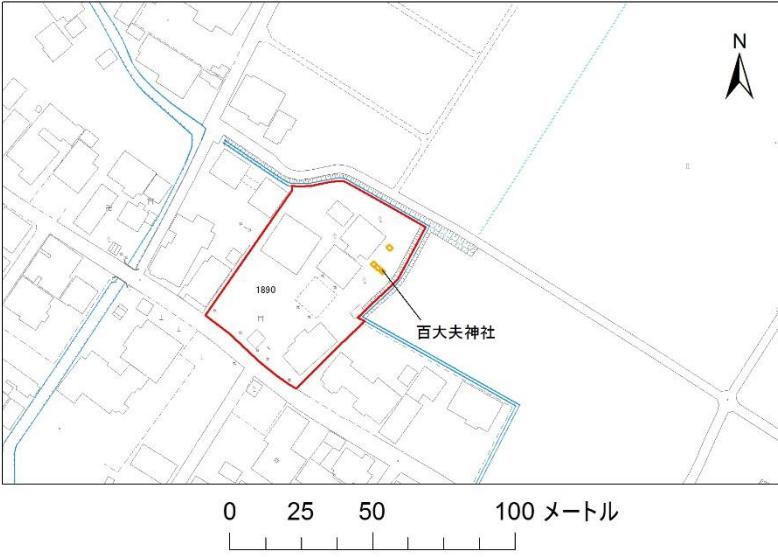
管理番号	17	名称	金刀比羅神社	所在地	東近江市伊庭町 1310 番	所有者 管理者	金刀比羅神社在地
				構成要素の概要	伊庭集落の西端で、伊庭内湖岸に位置する。かつては大中ノ湖に面し、内湖及び琵琶湖での航海の安全を祈願した。安政年間建立の常夜灯がある。現在村田姓、田邊姓、西川姓の7戸が奉仕する。伊庭の集落の重層的な信仰形態が景観にあらわれたものである。		
				構成する要素	社殿、社務所、常夜灯、鳥居		
				取り扱い基準	外観を維持し、修理に当たっては伝統的な手法で行う。		
				第1箇所の掲載	第5章 p 160、同 p 223、同 p 224		
位置図							
							

管理番号	18	名称	道祖神社	所在地	東近江市伊庭町 1890 番	所有者 管理者	仁王堂在地
				構成要素の概要	大濱神社本殿西側、仁王堂との間に所在する。集落の中村姓、西川姓を中心に 42 世帯が加入する仁王堂在地の信仰の拠り所である。大濱神社前の勧請吊りの製作も行う。在地は拠り所とする小祠を集落内に持ち、集落内に在地の奉仕する小祠や草堂が多く所在することが、伊庭の集落の重層的な信仰形態が景観にあらわれたものである。		
				構成する要素	社殿、玉垣、石造品		
				取扱い基準	外観を維持し、修理に当たっては伝統的な手法で行う。		
				掲載箇所 第1部	第5章 p 157、同 p 214		
				位置図			

管理番号	19	名称	愛宕神社	所在地	東近江市伊庭町 1890 番	所有者 管理者	大濱神社			
				構成要素の概要	大濱神社境内の鳥居西側に所在する。古くは在地があったが、現在は村の管理である。京都愛宕山より火伏の神として勧請し、集落を守る。					
				構成する要素	社殿、覆屋、玉垣、石造品					
				取扱い基準	外観を維持し、修理に当たっては伝統的な手法で行う。					
				掲載箇所 第1部	第5章 p 215					
位置図										
										

管理番号	20	名称	五位田神社	所在地	東近江市伊庭町 1890 番	所有者 管理者	五位田 神社
				構成要素の概要			大濱神社本殿の東側に3社並置する摂社のうち真ん中の小宮。五位田神社在地が管理している。23戸からなる在地で、又左衛門と増右衛門の二組に分かれ、又左衛門は村田、大西、奥村姓、増右衛門は徳永、橋村、村田姓が加入する。伊庭の集落の重層的な信仰形態が景観にあらわれたものである。
				構成する要素			社殿、覆屋、石造品
				基準取扱い			外観を維持し、修理に当たっては伝統的な手法で行う。
				掲載箇所	第1部		第5章 p 158、同 p 216, 同 p 217
						位置図	
							

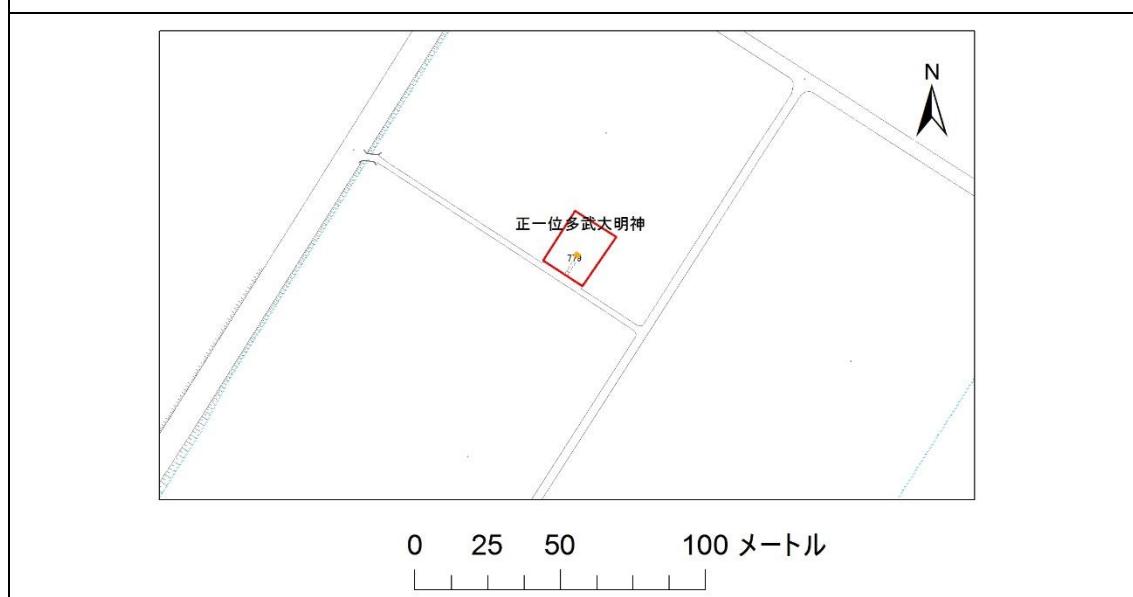
管理番号	21	名称	天満宮神社	所在地	東近江市伊庭町 1890 番	所有者 管理者	大濱神社						
		<p>構成要素の概要</p> <p>構成する要素</p> <p>取扱い基準</p> <p>掲載箇所の第1部</p>	<p>大濱神社本殿の東側に3社並置する摂社のうち、西側の小宮。天満宮神社在地（中村姓1戸）が加入し、管理していたが、現在は村の管理である。伊庭の集落の重層的な信仰形態が景観にあらわれたものである。</p>										
			<p>社殿、覆屋</p>										
			<p>外観を維持し、修理に当たっては伝統的な手法で行う。</p>										
			<p>第5章 p 158、同 p 216、同 p 217</p>										
位置図													
													

管理番号	22	名称	百大夫神社	所在地	東近江市伊庭町 1890 番	所有者	管理者	百大夫神社
						構成要素の概要		大濱神社本殿の東側に3社並置する摂社のうち東側の小宮。河原崎姓と川原崎姓の18戸からなる百大夫神社在地が管理している。伊庭の集落の重層的な信仰形態が景観にあらわれたものである。
						構成する要素		社殿、覆屋、石造品
						取扱い基準		外観を維持し、修理に当たっては伝統的な手法で行う。
						掲載箇所 第1部の		第5章 p 158、同 p 216、同 p 217
								位置図
								

管理番号	23	名称	白玉稻荷神社	所在地	東近江市伊庭町 1890 番	所有者 管理者	白玉稻荷神社
						構成要素の概要	大濱神社本殿の東側に所在する摂社で、19～21の奥（北側）に位置する小宮。姓も居住する地区も異なる3戸が管理している。伊庭の集落の重層的な信仰形態が景観にあらわれたものであり、居住する地区を越えた広範なつながりによって伊庭集落が維持されていることをこの小祠が物語る。
						構成する要素	社殿、覆屋、鳥居
						取扱い基準	外観を維持し、修理に当たっては伝統的な手法で行う。
				掲載箇所 第1部の			第5章 p 162、同 p 218
位置図							

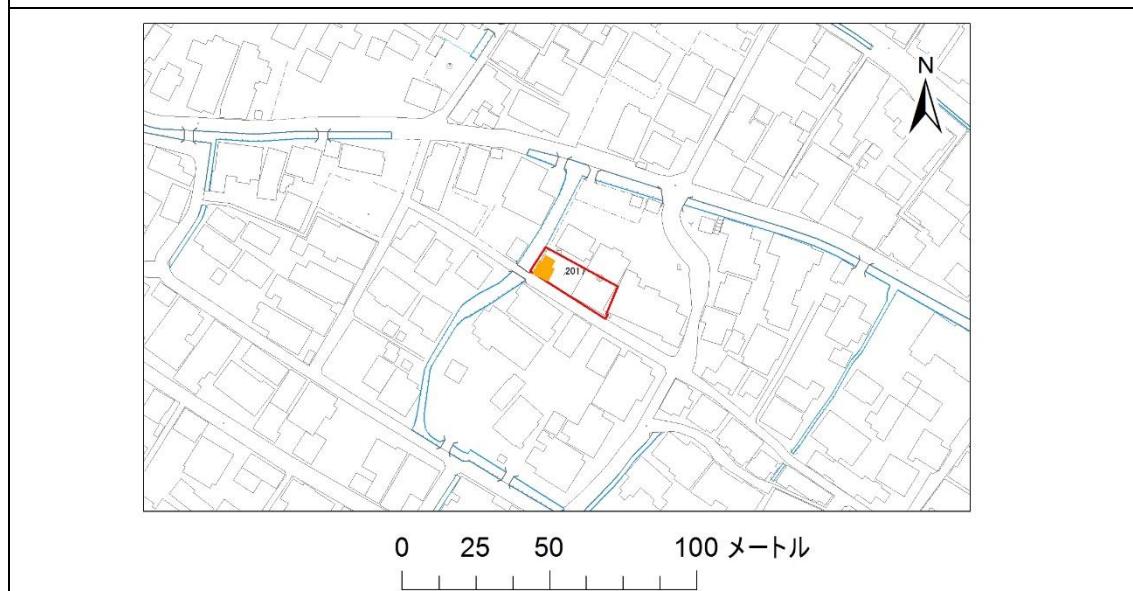
管理番号	24	名称	正一位多武 大明神	所在地	東近江市伊庭町 779番	所有者	望湖神社
				構成要素の概要	望湖神社が現在の繖山山麓に移る前祭られていたというところに祀られた祠。古く奈良県桜井市の多武峰より望湖神社は勧請されたと伝わる。集落の在り方と信仰の変遷を今に伝え、集落住民の信仰が今も篤く、伊庭集落の多様な信仰の有様が景観にあらわれたものといえる。		
		構成する要素			社殿、鳥居、社叢林		
		取扱い基準			外観を維持し、修理に当たっては伝統的な手法で行う。		
		掲載箇所	第一部の 第1部		第5章 p 225～229		

位置図



管理番号	25	名称	陣屋稻荷 守国大明神	所在地	東近江市伊庭 町 2017 番	所有者 管理者	陣屋稻荷
							謹節館、伊庭町自治会館の西側に水路を背にして所在する。覆屋内に向かって右手が陣屋稻荷、左手が守国大明神である。姓も居住する地区も異なる4戸が奉仕する。近世三枝氏の陣屋跡に明治期に祀られたもので、明治期の伊庭集落の景観を今に伝える。
				構成要素の概要			社殿、覆屋、鳥居
				構成する要素			
				取扱い基準			外観を維持し、修理に当たっては伝統的な手法で行う。
				掲載箇所	第1部	第5章 p 162、同 p 221, 同 p 222	

位置図



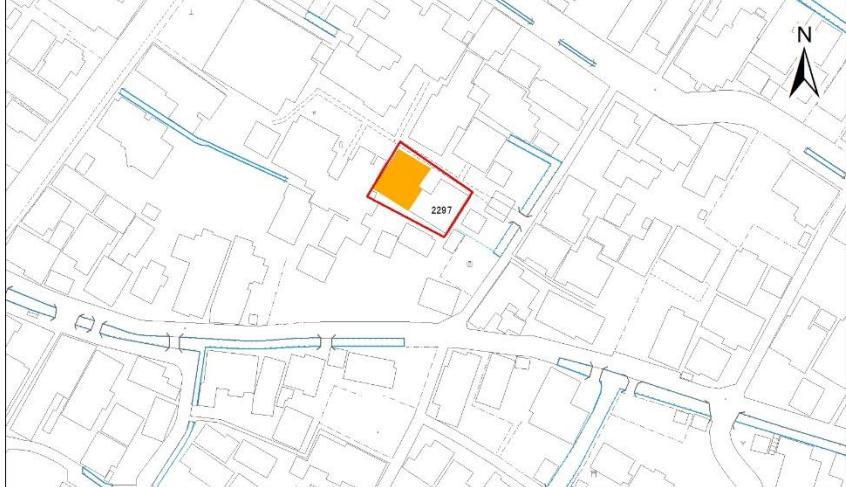
管理番号	26	名称	正一位稻荷 折玉大明神	所在地	東近江市伊庭 町 1908 番	所有者 管理者	薬師在地
							
		構成要素の概要					薬師堂の東側の覆屋の中に所在する。向かって右側が稻荷社。左側の小規模な社が折玉大明神である。稻荷講と薬師在地を兼ねる8戸が管理している。正月の注連縄作りの後、檜の枝を薬師堂境内に立て占いを行う。また、在地のうちの3戸がセンギョと呼ばれる稻荷社への奉仕を行う。年中行事が伊庭集落の季節感をあらわす景観となっている。
		要素	構成する				社殿、覆屋、鳥居、手水屋
		基準	取扱い				外観を維持し、修理に当たっては伝統的な手法で行う。
		掲載箇所	第一部の				第5章 p 162、同 p 204～206
位置図							
							



管理番号	28	名称	法光寺	所在地	東近江市伊庭町 2298 番	所有者	法光寺
				構成要素の概要	妙楽寺参道の南側で妙楽寺本堂前に所在する。西側から本堂、庫裏と並び、庫裏の北側に智福蔵（経蔵）が建つ。淨土真宗本願寺派の寺院が境内に立ち並ぶ唯一の景観を構成し、伊庭の景観を特徴付ける。伊庭集落の信仰の有様を伝えるとともに、近代以降の建造物が比較的多い中で、近世以降の集落景観を示す構成要素である。		
		構成する要素			本堂、智福蔵（経蔵）		
		取扱い基準			建造物については外観を維持し、修理に当たっては伝統的な手法で行う。		
		掲載箇所	第1部		第5章 p 166～168、同 p 190～192		

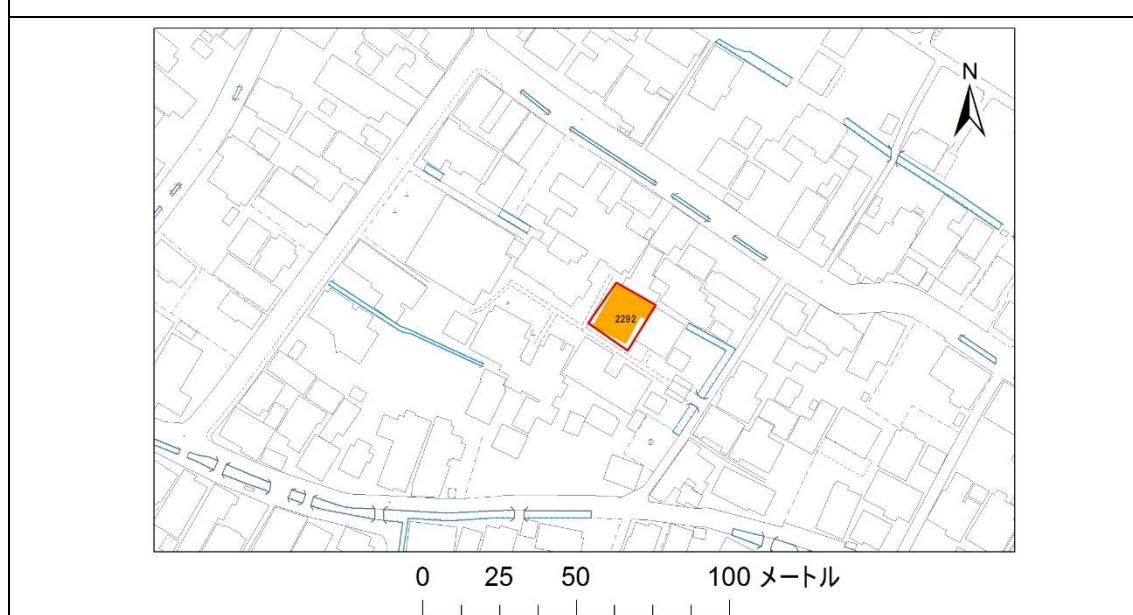
位置図

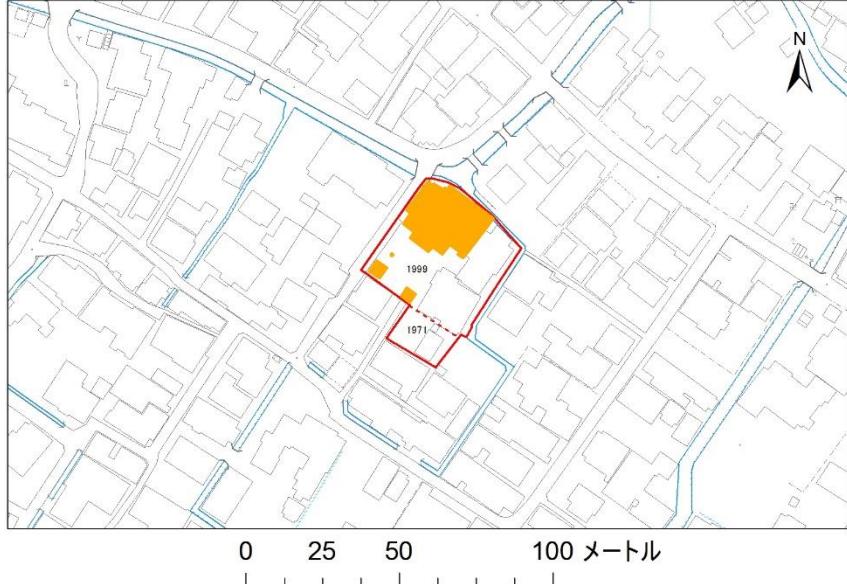


管理番号	29	名称	浄福寺	所在地	東近江市伊庭町 2297 番	所有者	浄福寺
				構成要素の概要	妙楽寺参道の南側で、法光寺の東側、妙楽寺山門をくぐってすぐ左手に所在する。境内では山門とともに文政4年の地震で倒壊を免れた建物であったが、平成29年度より建て替えが行われた。浄土真宗本願寺派の寺院が境内に立ち並ぶ唯一の景観を構成し、伊庭の景観を特徴付ける。		
		構成する要素			本堂		
		取扱い基準			建造物については外観を維持し、修理に当たっては伝統的な手法で行う。		
		掲載箇所の第1部			第5章 p 166～168、同 p 186, 187		
位置図							
							

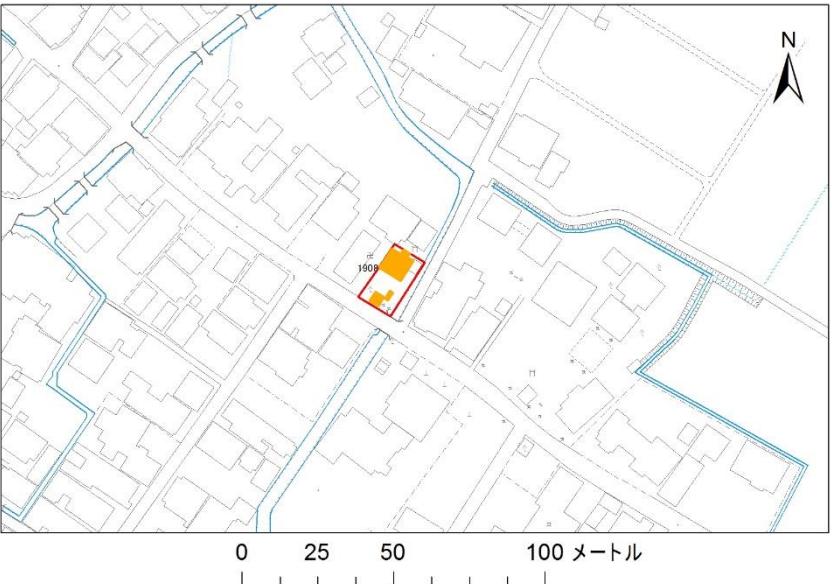
管理番号	30	名称	誓教寺	所在地	東近江市伊庭町 2292 番	所有者	誓教寺
				構成要素の概要	妙楽寺参道の北側、妙楽寺本堂前の書院に続いて所在する。一連の寺院のうち最も新しく、明治 5 年の建立である。浄土真宗本願寺派の寺院が境内に立ち並ぶ唯一の景観を構成し、伊庭の景観を特徴付ける。		
		要素	構成する		本堂		
		取扱い基準			建造物については外観を維持し、修理に当たっては伝統的な手法で行う。		
		掲載箇所	第一部		第 5 章 p 166 ~ 168、同 p 188、189		

位置図

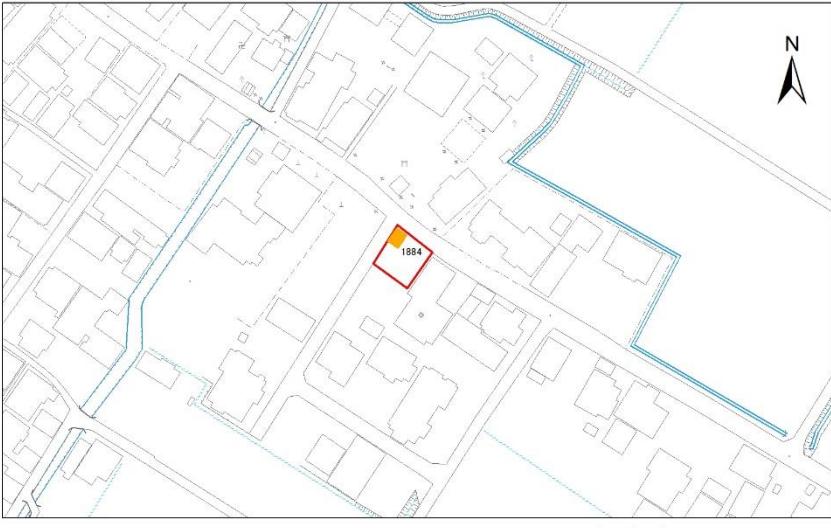


管理番号	31	名称	正巣寺	所在地	東近江市伊庭町 1999番、同 1971番	所有者	正巣寺	
					<p>構成要素の概要</p> <p>江戸時代中期に妙楽寺他4ヶ寺が浄土真宗本願寺派に転じた際に、真宗仏光寺派にとどまった門徒が拠り所とした寺院。伊庭集落の信仰の変遷を伝える。境内に織田信長統治の際、命を賭して郷里を守った川原崎助右衛門の顕彰碑「愛郷流水碑」が立つ。伊庭集落では夏の「オオカワサラエ」の際にはこの石碑の逸話が語り継がれ、近世以降の河川愛護精神の継承に寄与している。</p>			
						構成する要素	本堂、書院、鐘楼、山門、石造品、門信徒会館	
						取扱い基準	建造物については外観を維持し、修理に当たっては伝統的な手法で行う。	
						掲載箇所 第1部	第5章 p 166～168、同 p 194～196	
位置図								
								

管理番号	32	名称	妙金剛寺	所在地	東近江市伊庭町 1887 番	所有者	妙金剛寺
				構成要素の概要	伊庭集落内 7 カ寺のうち唯一の浄土宗寺院。伊庭集落の南東に位置し、大濱神社に隣接する。安土宗論の浄土宗側論者貞安上人を輩出し、法華宗を喝破した褒美により「妙」の字を賜ったと伝わる。伊庭集落の信仰の多様さを示すとともに、近代以降の建造物が比較的多い中で近世以降の集落景観を今に伝える構成要素である。		
				構成する要素	本堂、鐘楼、山門、石碑		
				基準取扱い	建造物については外観を維持し、修理に当たっては伝統的な手法で行う。		
				掲載箇所 第1部	第5章 p 166～168、同 p 197～200		
位置図							
 <p>0 25 50 100 メートル</p>							

管理番号	33	名称	薬師堂	所在地	東近江市伊庭町 1908 番	所有者	薬師在地
				構成要素の概要	大濱神社、妙金剛寺に近く、水路に隣接して所在する。境内には覆い屋に正一位稻荷、折玉大明神が祀られる。また、表門の西側に南無厄除延命地蔵が座す。稻荷講と薬師在地を兼ねる8戸が管理している。1月8日に注連縄作りの後檜の枝を薬師堂境内に立て占いを行う。また、在地のうちの3戸がセンギョと呼ばれる稻荷社への奉仕を行う。こうした年中行事が伊庭集落の季節感をあらわす景観となっている。		
		る構成す			堂宇、門		
		基準取扱い			建造物については外観を維持し、修理に当たっては伝統的な手法で行う。		
		掲載箇所	第1部の		第5章 p 162、201～203		
位置図							
							

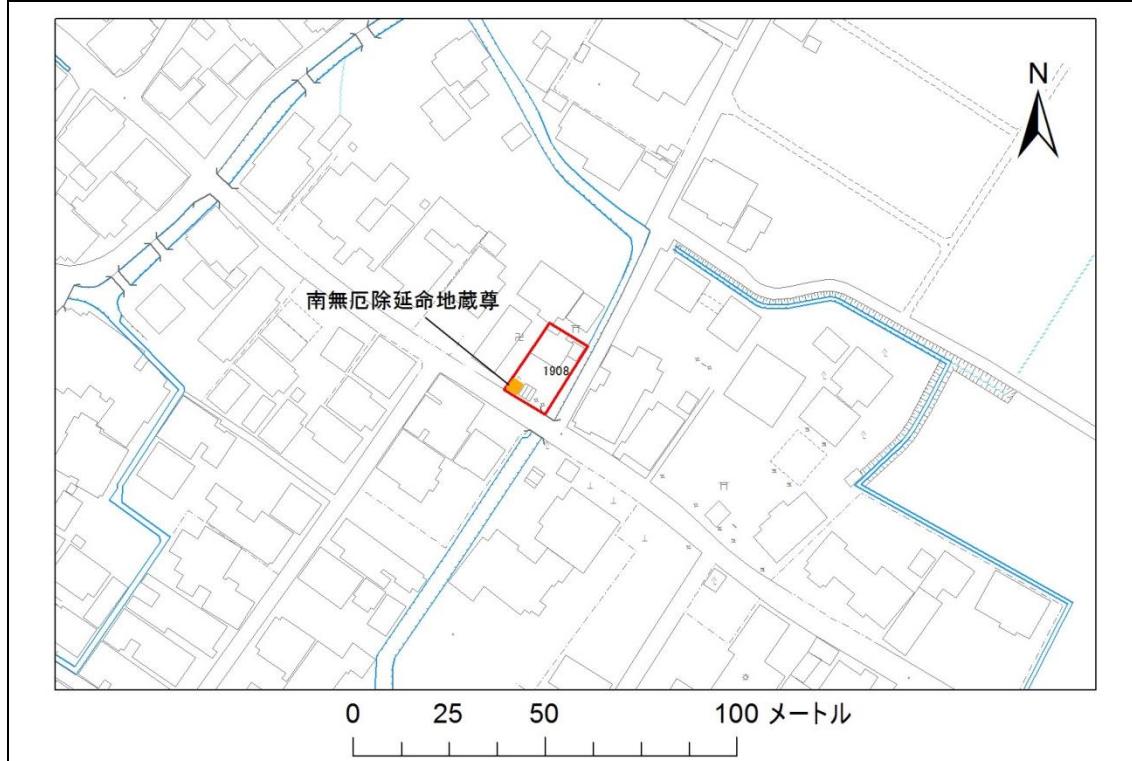
管理番号	34	名称	正福寺	所在地	東近江市伊庭町 1890 番	所有者 管理者	高木觀音 在地			
				構成要素の概要	大濱神社仁王堂の西側に隣接して所在する。田邊姓4戸と姓も居住地も異なる構成員9戸で構成する高木觀音在地が奉仕する。本尊は慈恵大師良源の作とされ、伊庭町内に残る天台宗の痕跡のひとつである。境内には勧請吊りが掛けられる。伊庭集落の信仰の変遷と、重層的な信仰形態が景観にあらわれたものである。					
		要素	構成する	堂宇						
		基準	取扱い	建造物については外観を維持し、修理に当たっては伝統的な手法で行う。						
		掲載箇所	第一部の	第5章 p 158, 159						
位置図										
										

管理番号	35	名称	文殊堂	所在地	東近江市伊庭町 1884 番	所有者 管理者	中村堂在地
				構成要素の概要	大濱神社と道を隔てて南側に所在する。役行著作の文殊菩薩が繖山の寺にあったものを、永禄年間に寺が消失し、堂を作つて移したとされる。知恵の文殊堂として地域の信仰を集め。片山姓3戸と周防姓1戸の4戸からなる中村堂在地が管理する。伊庭の集落の重層的な信仰形態が景観にあらわれたものである。		
				構成する要素	社殿、覆屋、石造品		
				取扱い基準	建造物については外観を維持し、修理に当たつては伝統的な手法で行う。		
				掲載箇所 第1部の	第5章 p 159、同 p 219		
				位置図			
							

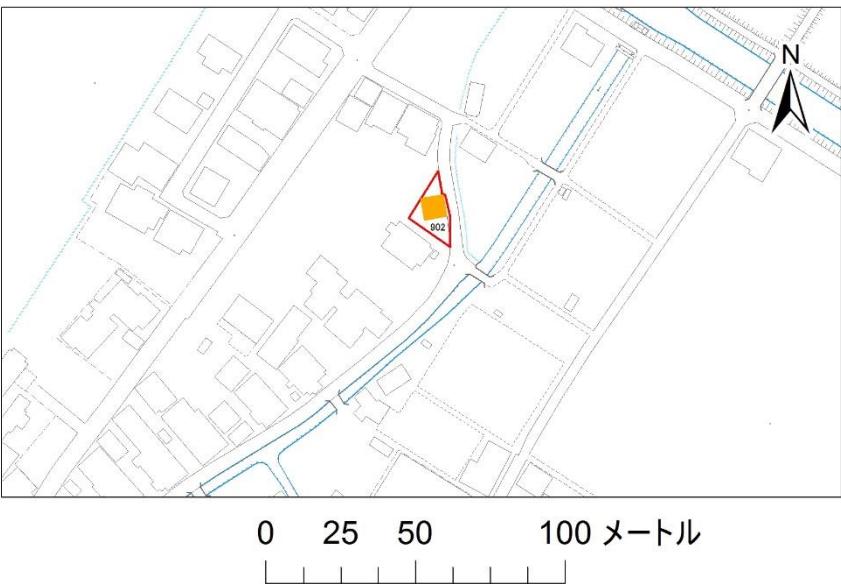
管理番号	36	名称	柳瀬觀音	所在地	東近江市能登川町 425 番	所有者 管理者	柳瀬觀音 在地							
	<p>構成要素の概要</p> <p>構成する要素</p> <p>取扱い基準</p> <p>掲載箇所の第1部</p>	<p>望湖神社境内、鳥居をくぐり本殿へと向かう参道石段の中ほど、北側に所在する。山路姓、宮井姓、村田姓など17戸からなる柳瀬在地が管理する。伊庭の集落の重層的な信仰形態が景観にあらわれたものである。天和、天明期の望湖神社との争論文書が残り、近世以降の伊庭山山麓の景観を今に伝えることがわかる。</p>												
		<p>社殿、玉垣、石造品</p>												
		<p>建造物については外観を維持し、修理に当たっては伝統的な手法で行う。</p>												
		<p>第5章 p 159</p>												
位置図														
														

管理番号	37	名称	南無厄除延命地蔵尊	所在地	東近江市伊庭町 1908 番	所有者	薬師堂在地
				構成要素の概要	伊庭集落に 4 箇所ある地蔵尊(堂)の一つ。東殿地区の薬師堂表門西側で道沿いに所在する。覆い屋等は無く集落内 4 箇所地蔵の中で唯一露天で祀られる。かつては、名古地区の小字五軒町で祀られていたとされるが、来歴は不明。南無厄除延命地蔵講(薬師堂在地)が管理する。「汗かき地蔵」の別名もある。		
				構成する要素	石造品		
				取扱い基準	外観を維持し、修理に当たっては伝統的な手法で行う。		
				第 1 部の掲載箇所	第 5 章 p 162、163		

位置図



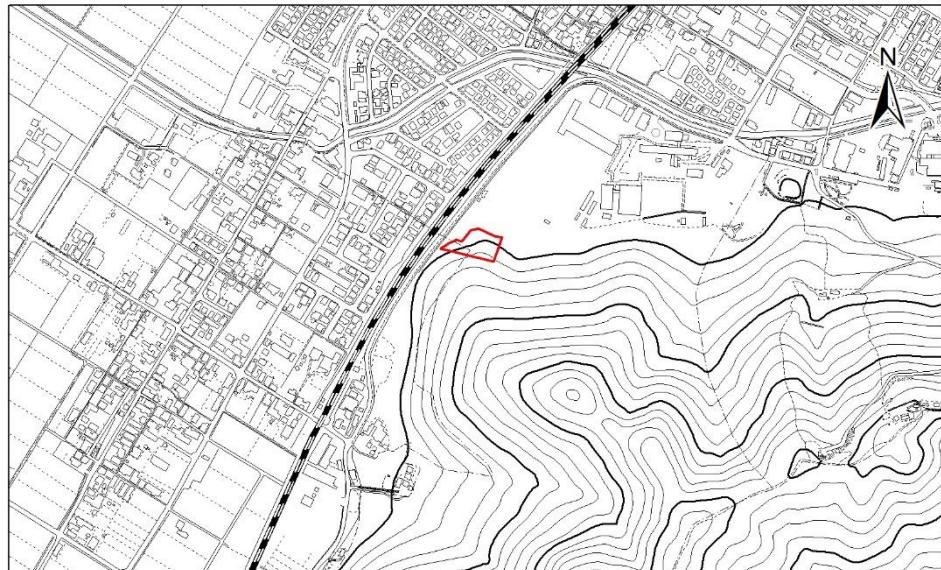
管理番号	38	名称	南無地蔵尊堂	所在地	東近江市伊庭町 1887 番	所有者 管理者	妙金剛寺
				構成要素の概要	伊庭集落に4箇所ある地蔵尊(堂)の一つ。東殿地区の妙金剛寺の北隅、水路と道路に面した小堂で、堂内には板碑の石仏が祀られる。南無地蔵尊の地蔵講(妙金剛寺檀家)が管理するが、周辺住民の信仰を集め。伊庭集落にあって数少ない地域で奉仕する物件。		
		る要素		構成す	堂宇、石造品		
		取扱い基準			建造物については外観を維持し、修理に当たっては伝統的な手法で行う。堂内に納められた石造物については、現状を維持し、保存に努める。		
		掲載箇所		第1部の	第5章 p 163		
位置図							
							

管理番号	39	名称	乳房地蔵大菩薩	所在地	東近江市伊庭町 902 番	所有者 管理者	乳房地蔵 大菩薩 講 中			
				構成要素の概要	<p>伊庭集落に4箇所ある地蔵尊(堂)の一つ。東北川地区の、伊庭川が集落に入る位置に所在する。堂内には大きな板碑1基とその両脇に小さな板碑が1基づつ、計3基の板碑がそれぞれ厨子に納められる。乳房地蔵の地蔵講が管理するが、周辺住民の信仰を集め。伊庭集落にあって数少ない地域で奉仕する物件。</p>					
				構成する要素	<p>堂宇、石造品</p>					
				取扱い基準	<p>建造物については外観を維持し、修理に当たっては伝統的な手法で行う。堂内に納められた石造物については、現状を維持し、保存に努める。</p>					
				掲載箇所の第1部	<p>第5章 p 163</p>					
位置図										
										

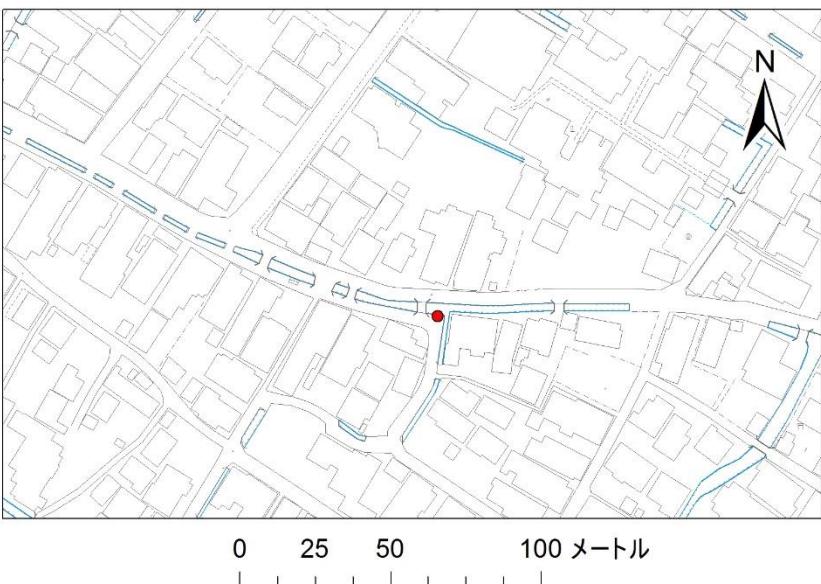
管理番号	40	名称	帶解地蔵	所在地	東近江市伊庭町 2079 番	所有者 管理者	帶解地蔵 講中
							
				構成要素の概要	伊庭集落に4箇所ある地蔵尊(堂)の一つ。集落の西側、伊庭内湖に近い南川地区に立地する。帶解地蔵講が管理する。周辺住民の信仰を集め。伊庭集落にあって数少ない地域で奉仕する物件。		
				構成する要素	堂宇、石造品		
				取り扱い基準	建造物については外観を維持する。堂内に納められた石造品については、現状を維持し、保存に努める。		
				掲載箇所 第1部	第5章 p 163		
位置図							
							

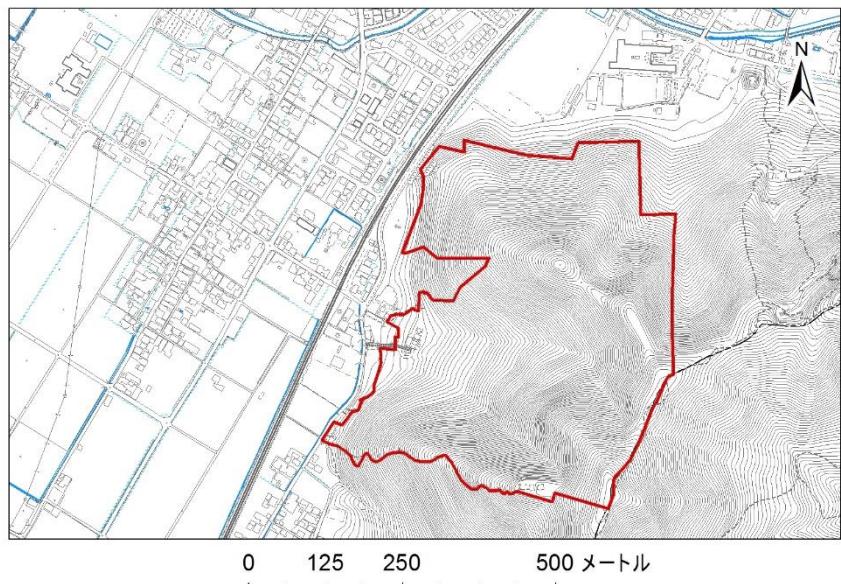
管理番号	41	名称	岩神	所在地	東近江市伊庭町84番	所有者	岩神在地
						構成要素の概要	伊庭山山中に所在する磐座を祀る。現在2戸からなる岩神在地が奉仕する。湖東流紋岩の岩塊を磐座としての入口に勧請吊りを掛ける。伊庭集落の人々にとって繖峰三神社や望湖神社などの神社と併せて、信仰の対象となっている。伊庭山に対する自然崇拜の一つの形としてあらわされた事例である。
						構成する要素	自然石、石造品
						取扱い基準	祭祀や勧請吊りの実施に際し障害となる雑木等は伐採し、周辺環境を維持する。石造物については、現状を維持する。
						掲載箇所	第5章 p 159 第1章の

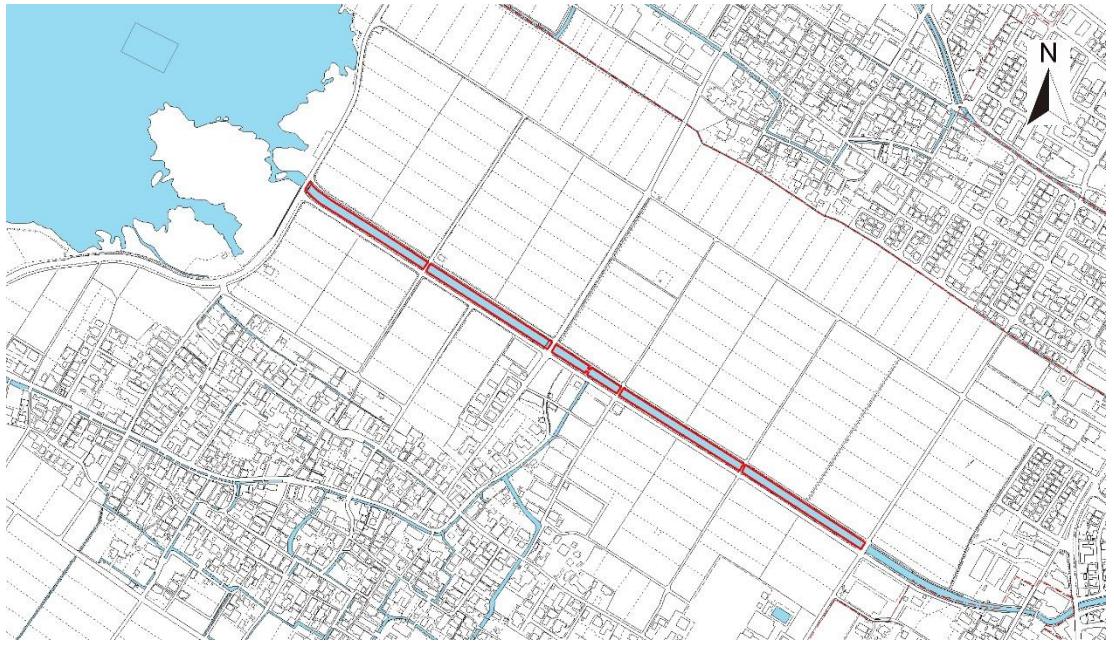
位置図

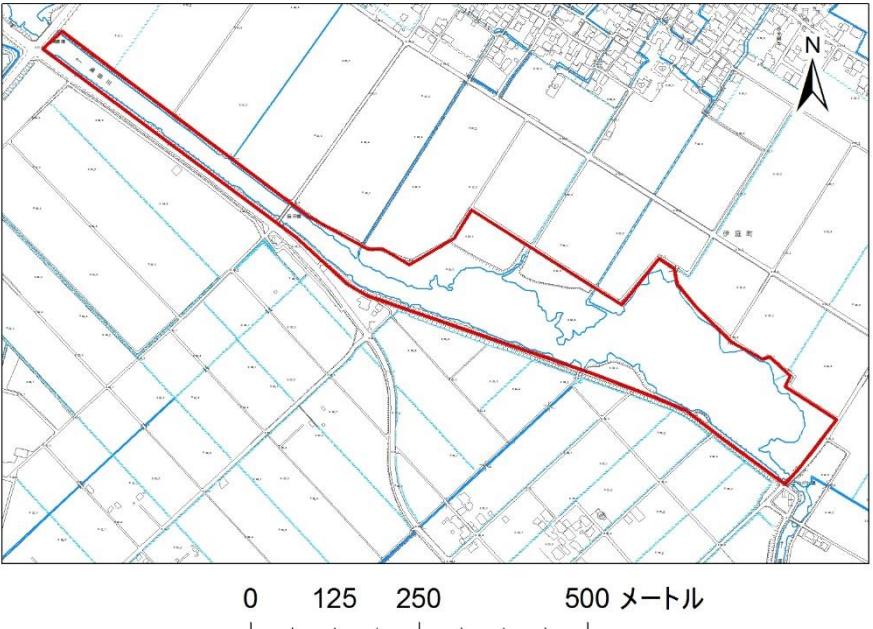


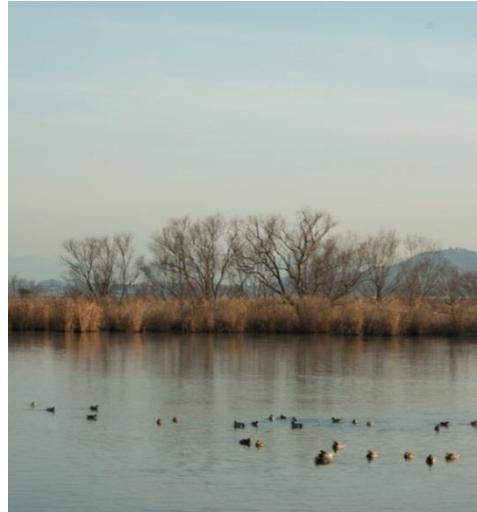
管理番号	42	名称	謹節館	所在地	東近江市伊庭町 1958 番、同 2016 番	所有者 管理者	伊庭町
				構成要素の概要	集落の中心にあり、明治期の謹節学校の一部を利用し、昭和 23 年に建設された集落の集会所。中世伊庭城があった地とされ、近世を通して旗本陣屋がおかれた。現在も伊庭集落のランドマークのひとつであり、隣接する自治会館と一緒に伊庭集落の自治会運営の中心である。		
		る要素	構成す		建造物		
		準	取扱い基		利用に配慮しつつ維持継承を図る。		
		掲載箇所	第 1 部の		第 2 章 p 22、同 p 34、第 5 章 p 151		
位置図							
							

管理番号	43	名称	卯の時祭の船乗り場	所在地	東近江市伊庭町 2040番、同 2041 番と伊庭川に挟 まれた市道伊庭5 号線角	所有者 管理者	伊庭町
				構成要素の概要	伊庭祭で、かつては神輿は集落を巡り、やがて、船に乗って内湖畔の御旅所まで渡御していた。その神輿を船に乗せた場所。今は神輿の渡御は陸路となったが、郷頭野の御旅所に渡る際に必ず前を通る。かつて集落と内湖との接点であり、今に船渡御の記憶を伝える重要な景観の構成の要素である。		
		要素		構成する	石造品		
		取扱い基準			現状維持を図る。		
		掲載箇所 第1部			第5章 p 138		
位置図							
							

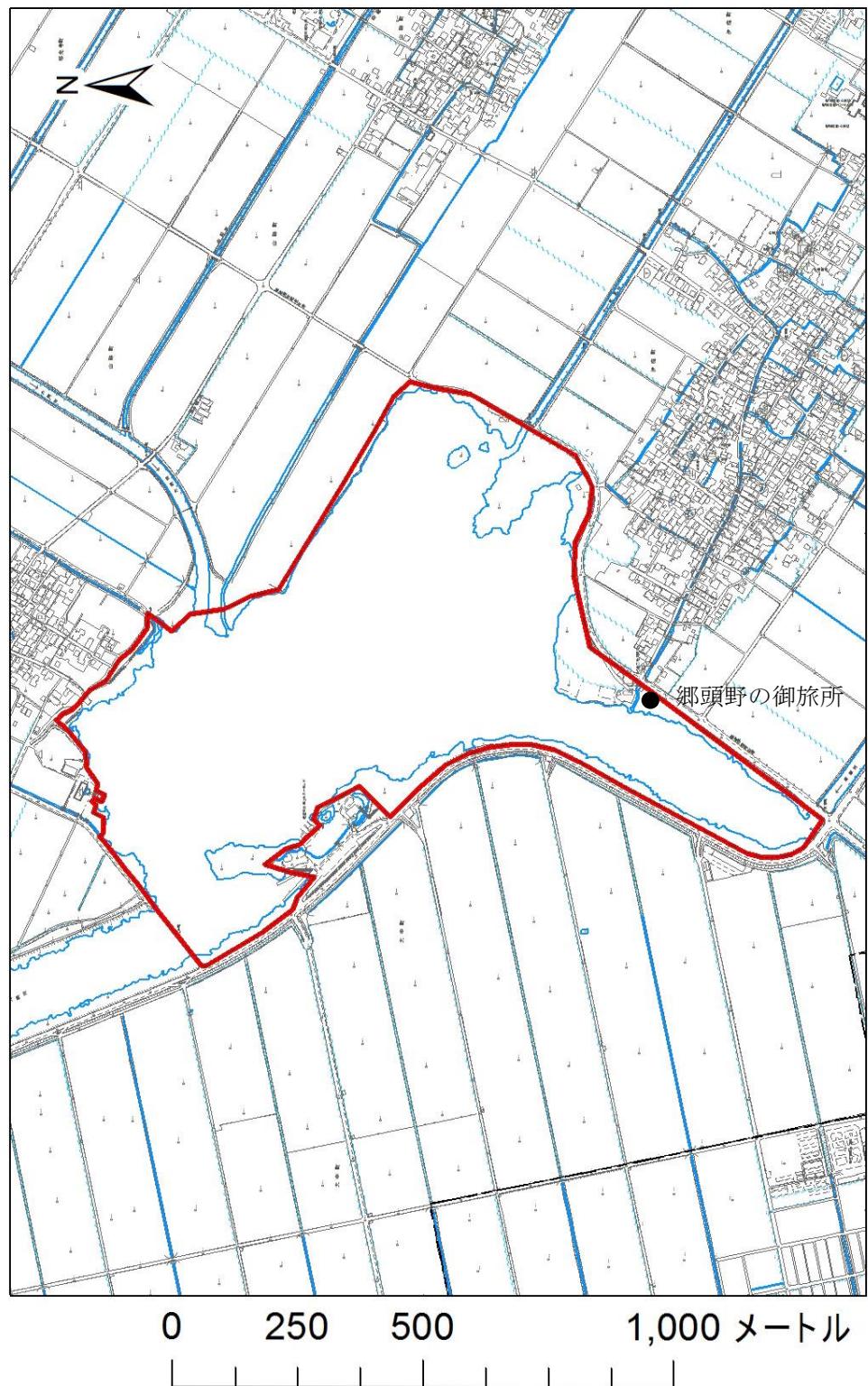
管理番号	44	名称	伊庭山	所在地	東近江市伊庭町84番	所有者 管理者	伊庭町							
 	構成要素の概要	構成する要素	取扱い基準	掲載箇所	<p>織峰三神社、望湖神社、柳瀬觀音、岩神が所在する伊庭山は、伊庭集落の信仰を支える重要な要素である。また、伊庭集落を流れる伊庭川や水路の水は伊庭山の麓の湧水を水源としている。集落を取り巻く豊かな自然景観を構成する。また、集落内の水路の石積みや建造物の礎石などにも伊庭山の湖東流紋岩が利用されている。</p>									
					<p>山林（琵琶湖国定公園）</p>									
					<p>山林としての自然環境を保全する。「坂下し」の神輿が引き下ろされる山道の経路は、「坂下し」の実施にかかる重要な要素であり、経路の維持に努める。神社や祭祀場の周辺は障害となる雑木等の伐採にとどめ周辺の自然環境の保全に努める。</p>									
					<p>第2章 p 26、同 p 31、第3章 p 45～46、第5章 p 146～148</p>									
位置図														
														

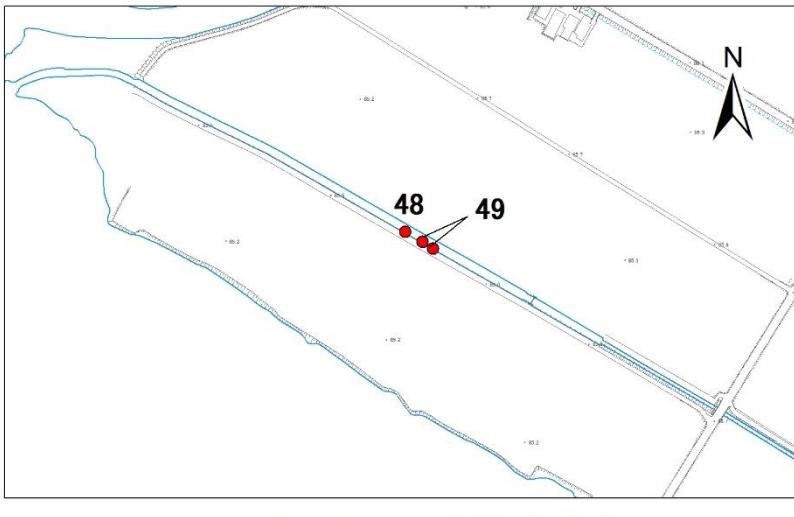
管理番号	45	名称	一級河川 瓜生川	所在地	東近江市伊庭町 地先	所有者 管理者	滋賀県
				構成要素の概要	伊庭川に水流を供給する。昭和 55 年から始まった土地改良事業で付け替えられたかつての伊庭川。伊庭集落内の水路に水流を供給する重要な要素である。		
		要素構成する			堤防、水門、葦原		
		取扱い基準			護岸等の工事に際しては、周囲の景観に配慮したものとし、伊庭川への水流の確保に配慮したものとする。		
		掲載箇所		第 1 部の	第 3 章 p 44、第 4 章 p 80, 81		
位置図							
							

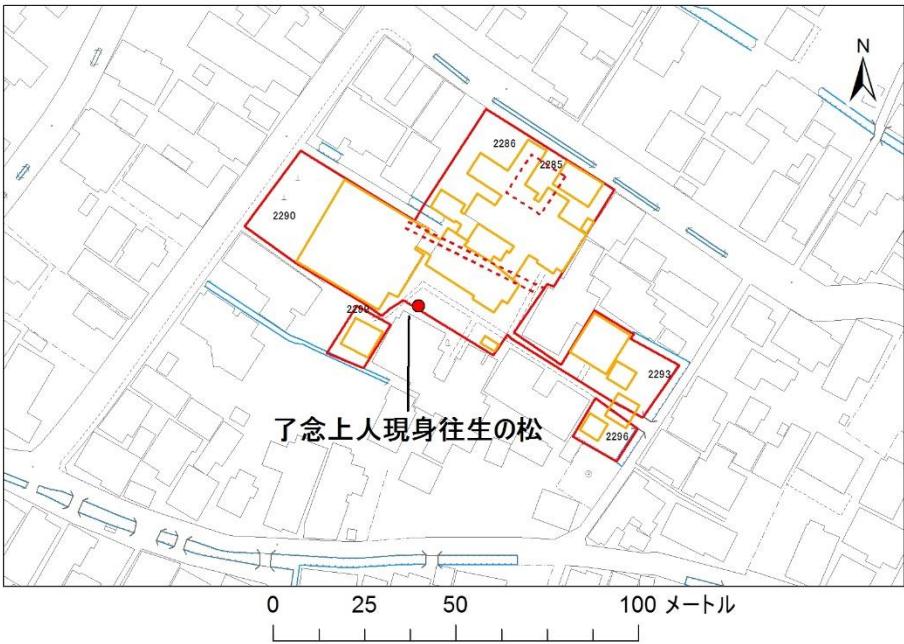
管理番号	46	名称	一級河川 須田川	所在地	東近江市伊庭町 地先	所有者 管理者	滋賀県
				構成要素の概要	かつての伊庭内湖（小中の湖）の一部。干拓され陸地化された後の承水溝。現在の伊庭内湖の上流部に当たり、かつての伊庭内湖の景観を今に伝える。		
				構成する要素	堤防、葦原		
				取扱い基準	護岸等の工事に際しては、周囲の景観に配慮したものとし、伊庭内湖への水流の確保に配慮したものとする。		
				掲載箇所 第1部の	第3章 p 40～44、同 p 64		
位置図							
							

管理番号	47	名称	伊庭内湖 (一級河川大同川)	所在地	東近江市伊庭町地先	所有者	滋賀県
				構成要素の概要	かつて琵琶湖最大の内湖であった大中湖が干拓された際に流入する河水を琵琶湖に流すための承水溝として残ったものであるが、葦原や生態系など内湖の自然環境を今に引き継ぐ重要な構成要素である。伊庭川や集落内の水路と繋がり、集落と一体となって豊かな生態系を育む。葦原は、集落の人々が葦刈りや葦焼を行い、人が関わることで良好な環境が維持されている。伊庭祭では山で神輿に遷した神が集落を経て内湖（琵琶湖）へと迎えられる郷頭野の御旅所も伊庭内湖畔にある。		
				構成する要素	内湖、郷頭野の御旅所、葦原		
				取扱い基準	琵琶湖固有種や在来種を育む魚類や鳥類など自然環境を維持する。生態の保全を第一とし、護岸等の工事に際しては、周囲の景観及び環境に配慮したものとする。		
				第1部の掲載箇所	第1章 p 2～3、第3章 p 40～44、同 p 64、第4章 p 78～80、同 p 106、第5章 p 149、第6章、第7章		

位置図



管理番号	48、 49	名称	伊庭桃	所在地	東近江市伊庭 町字七野山路 川畔	所有者	個人
					構成要素の概要	伊庭の名を冠した桃で、近代まで伊庭の特産品の一つであった。かつては集落内にいたるところで見られたが、現在5本が残存するのみである。小ぶりであるが果肉の種離れが良い点が特徴。	
					構成する要素	樹木	
					取扱い基準	現在保存されている5本の樹木の保護に取り組む。樹勢を保つよう維持管理に勤める。また、かつての生育地を確認し、種から幼木を育成したり挿し木による移植など、復元に努める。	
					掲載箇所の第1部	第2章p33、第5章p130～132、第7章p274	
位置図							
 <p>0 50 100 200 メートル</p>							

管理番号	50	名称	了念上人現身往生の松	所在地	東近江市伊庭町 2290 番	所有者	妙楽寺
				構成要素の概要	妙楽寺中興の了念上人が現身往生した場所。この結果、伊庭集落独特の浄土真宗本願寺派寺院の結集がかたちづくられたことから、伊庭集落の信仰の根源となる重要な構成要素である。		
				構成する要素	樹木、石碑		
				取扱い基準	現在の松は4代目とされ、これまでも当地で松が引き継がれてきた。今後も松を継承する。		
		掲載箇所	第1部	第5章 p 174			
位置図							
							

## 第7節 活用の方針

文化的景観の価値を地域住民が認識し、現代の生活又は生業の中で活用していくための方針を示す。

### 第1項 活用に関する基本的な考え方

伊庭集落では、歴史、自然、生活、生業などの諸要素の中に、文化的景観の本質的価値を構成する各時代の有形、無形の多様な構成要素が存在しており、これらが有機的に関連しながら現在の景観をかたちづくっている。活用に当たっては、これらの構成要素とその有機的な関連性を維持しつつ、景観を継承していくことを目指す。

- ・文化的景観の本質的価値を住民が理解し、地域で活用することを目標とする。
- ・住民が主体的に活用し、地域内外の人々の交流を通して地域の活性化を目指す。
- ・来訪者にとって歴史、自然、生活・生業に関する総合的な学びの場となるよう活用する。
- ・住民が地域の景観に誇りを感じ、自主的に景観を継承していくことができるようになることを目指す。
- ・地域で設立に取り組んでいる景観ガイドィングと景観マネジメントを目的とした組織が積極的に関わり、住民が主体的に関わる景観の保全と活用の取組を目指す。

### 第2項 地区別の活用の方針

#### ＜山林区域の活用の方針＞

山林区域の繖山全域は、琵琶湖国定公園に属し、概ね良好な自然環境が維持されている。また、伊庭山は神域で、伊庭祭における「坂下し」の舞台であり、集落の信仰にまつわる繖峰三神社や望湖神社などの宗教施設も所在する。

活用については、この良好な自然環境を維持し、将来に継承することを目指し、環境学習や自然観察などを通して学びと交流の場とする。

また、柳瀬観音、岩神等その他の信仰関連施設も点在することから、これらの歴史や文化を広く知らしめ、地域住民の継承の意欲につなげ、行事の継承や後継者育成につながる活動とする。

#### ＜集落区域の活用の方針＞

集落内は水路の石積みやカワト、イケスが良好に保存され、観光資源として非常に評価が高い。カワトやイケスは現代生活の中でも利用されており、伊庭の暮らしぶりを表す重要な構成要素である。将来にわたって良好な伊庭川や水路の景観と川を活用する地域文化を継承するためには、水路やカワト、イケスの積極的な利活用が必要である。「オオカワザラエ」などの地域行事を継承し、河川・水路の価値を啓発する活動

を引き続き実施していく。

また、集落内の敷地利用について、多くの屋敷が水路に面しており、「屋敷一屋敷畠一水路（カワト）」という関係性が今も残っている。この土地利用の関係性が伊庭の特性であることを地域住民が理解し、継承できるよう啓発に取り組む。

社寺については、特筆すべきは妙楽寺を中心とする境内景観がある。妙楽寺と門内4箇寺の寺院景観は伊庭集落を代表する景観であり、このことを周知するとともに、観光資源として個々の寺院や全体景観を活用する。また、集落内の社寺や村堂・小祠は、それぞれの「在地」や「講」の活動の中心であり、ここで勧請吊りが作製される場になるなどの集落景観が生み出される場にもなっている。これらの活動を継承していくため、可能な範囲で観光資源としての公開等も含めて活用を検討する。その他の年中行事、宗教行事等についても継承していくよう、可能な範囲で観光資源として活用する。

伊庭集落は、平成27年4月に日本遺産「琵琶湖とその水辺景観ー祈りと暮らしの水遺産ー」の構成文化財に認定されている。また集落の中心である謹節館前には伊庭城跡や伊庭出身ともされる宗祇法師の歌碑等、集落の歴史を示す石碑などもあり、集落の歴史や文化と共に暮らしぶりである文化的景観を観光振興に活用しようと、地域の有志が積極的に取り組まれている。こうした取組を支援し、景観の価値の理解と地域資源としての活用に向けての取組を支援する。

集落を取り囲む農地については、市街化調整区域であり開発は制限されており、各種法律により集落と一体の良好な景観が守られている。集落の生業である農業が安定的に継承され、その結果良好な農村景観が将来にわたって保存できるよう、農家レストランの開設や特産品のブランド化等を進め、景観の保全と地域資源としての活用が両立できるよう検討する。

#### ＜内湖区域の活用の方針＞

内湖区域については、琵琶湖国定公園の区域に属し、良好な自然環境が保全されている。この環境保全には、地域住民に加え民間団体や企業も関わり、良好な関係が築かれている。具体的には、葦刈りや特定外来生物の駆除も継続的に続けられている。今後も地域や民間団体、企業、行政が協働で取組を継続し、環境学習や交流の場として活用できるよう努める。

区域に隣接するカヌーランドについては、都市公園として管理され、市民の憩いの場として活用されている。公園内にはガイダンス施設を兼ねた飲食、休憩施設と貸しボート等の商業施設が設置されている。これら既存施設を利用して文化的景観の情報発信拠点として活用し、積極的に景観の本質的価値を発信する。また、滋賀県域で取り組む自転車利用促進事業である「ビワイチ」の拠点施設として、また、内湖水面を利用したカヤックカヌーによる環境負荷の少ないエコツアー等のフィールドとして、

自然と一体となった景観の活用を検討する。

伊庭内湖や琵琶湖との関わりの中から、集落で継承されている湖魚の食文化について、漁法やその調理法を継承するため、地域住民がかかわったメニューの開発や食材の提供等も検討していく。

## 第8節 整備の方針

### 第1項 整備に関する基本的な考え方

本項では、景観の価値を保全し効果的な活用に取り組めるよう、整備についての基本方針を示す。

- ・「伊庭の内湖と農村景観」の文化的景観を後世に永く継承していくため、その構成要素の価値の喪失防止と継続可能な環境づくりを推進し、重要な構成要素の適切な修理、修景等による整備を行う。
- ・重要な構成要素は、現状維持を基本とする。
- ・地域の活性化に結びつく活用に取り組めるよう、景観の使い勝手にも配慮した整備を行う。
- ・地域内外の住民が主体的に関わる整備とする。
- ・復元も含め、来訪者が地域の歴史、自然、生活・生業に関して総合的に学べるようなガイダンスなどを整備、充実させる。
- ・地域で設立が予定されている景観ガイディング、景観マネジメント組織が積極的に関わり、住民が主体的に関わった景観の保全と活用の理念を反映した整備とする。
- ・整備関係事業については、文化庁の文化的景観保護推進事業をはじめ、環境部局や都市計画部局等の補助事業を効率的に活用し、積極的に修理、修景を実施することで良好な景観及び環境を保存、継承することを目指す。

### 第2項 地区別の整備の方針

#### 〈山林区域の整備の方針〉

山林区域の繖山全域は、琵琶湖国定公園の区域に属し、自然公園法で開発が制限されている。また、繖峰三神社及び望湖神社、柳瀬観音、岩神（磐座）の神域として、伊庭集落の信仰にかかる重要な構成要素である。

山林の整備については、現状維持を基本とし、必要最小限の整備に留めることとする。当該区域内は、民間の環境保全団体等によって、自主的に維持管理が行われている箇所もあり、これらの団体の協力も得ながら環境の保全整備に努め、環境学習、世代間交流の場としても活用を目指す。

山林区域は、伊庭祭の「坂下し」の舞台でもある。「坂下し」の経路については、維持を基本として必要最小限の整備にとどめ、良好な自然環境を損なわないよう努める。

区域内の社寺等の建造物や記念物、構造物については現状維持に努め、整備に際しては、指定文化財に準じた取扱いとし、文化財的価値を損なわない修理を行う。

#### ＜集落区域の整備の方針＞

集落内の水路については、現在も石積みやカワトが良好に保存され、将来に継承していくこうという住民の意識が見られる。一方で管理に対する経済的な負担や除草等の労働に対する負担などから、コンクリート等の現代工法による法面に置き換えられる例も現れ始めている。将来にわたって良好な伊庭川や水路の景観を維持・継承していくためには、石積みやカワトの景観上の価値、環境面での有用性を地域住民に周知、再確認し、「石積みで保存していく」という意識を啓発していく必要がある。

しかし、近年世代交代や生活様式の変化に伴い、石積みに対する意識も変化が見られる。これまで「石垣屋敷持ち」という、敷地の所有者が敷地に面した石積みの維持に責任を持つ仕組みが機能してきたが、今後は地域全体で石積みを維持・管理していくよう、大学等の研究機関や民間団体等と協力し、保存、整備の仕組みの構築に努める。

また、集落内の敷地利用について、かつてはほとんどの家屋が水路に面し、「屋敷一屋敷畠一水路（カワト）」という関係性が伊庭の景観を形作ってきた。運搬・移動の手段が田船から自動車へと変化し、水路が埋められたり狭められたりしたが、その関係性は現在においても農業を営む上で引き継がれている。

整備においても、この土地利用の関係性をできる限り保存、継承することを念頭に生業である農業の利便性に配慮した整備を実施する。

社寺については、運営組織である氏子や門徒、檀家、在地等が継承されており、これらの組織が今後も活動を継承できるよう、景観にかかる建造物や記念物の維持・管理に支援を行うとともに、これらに関わる年中行事、宗教行事等と併せて保存・継承できるよう努める。

集落を取り囲む農地については、集落の生業の舞台であり、集落と一体となって伊庭の文化的景観を形作っている。今後も良好な農村景観を維持していくため、営農組合等を中心とした農業経営を維持し、内湖につながる良好な自然環境の下で、農産物やその加工品などの開発とブランド化等にも取組、景観と関連付けた生業の継承に努めるものとする。

#### ＜内湖区域の整備の方針＞

内湖区域については、琵琶湖国定公園に属し、自然公園法で開発が制限されている。伊庭内湖の自然環境は辺縁部の葦原や内湖の特徴である遠浅な水深等の特質が組み合わされて維持されている。

また、伊庭内湖を守る会や伊庭の里湖協議会など地域内外の住民を含めた民間団体

や企業、行政も関わり、良好な自然環境を保全するため、葦刈り等の作業も継続的に続けられている。今後も地域や民間団体、企業の協力を得ながら環境の保全に努めるとともに、開発により景観が損なわれないよう努める。須田川沿いや伊庭内湖周辺の護岸もすべてコンクリート護岸とせず内側に土壤面を残したことでの葦原が保存され、希少な生物の生息、繁殖に寄与している。河川及び内湖沿岸の整備にあたっても現状を維持し、自然環境の保全を最優先し、安易にコンクリート護岸等の工作物に置き換えることはしない。また、浚渫等の工事は、伊庭内湖の自然環境と景観に影響を与えない範囲にとどめる。

公園区域内では、自然環境と景観に配慮し、現状維持を基本に施設の増改築や新築は行わない。既存施設については、老朽化に伴う更新に際して景観にふさわしいものに修理、修景していく。

伊庭内湖に生息する特定外来生物については、ホンモロコやニゴロブナ等の琵琶湖固有種や希少鳥類などの生息に悪影響を及ぼす恐れがあるため、環境関係団体や行政の環境部局と協働で在来生物に好ましい環境を確保できるよう対策に取り組む。

## 第9節 運営の体制

文化的景観区域においては、地域住民がその景観の価値を理解し、これまで引き継いできた文化的景観を主体的、自主的に保存、継承し、活用していくことが重要である。そのためには東近江市文化的景観保存活用委員会の指導・助言の下、景観区域が適切に維持・管理できるよう、東近江市は地域と連絡を密に支援していくことが必要である。

文化的景観区域がより良い景観を将来にわたって維持、継承していくことを支援するため、学習会や地域内外を巻き込んだ景観保全活動の推進に取り組むことが必要である。

東近江市景観計画は、「市民の合意に基づき、地域の意向を反映した自立的で柔軟な計画とし」、「市民、事業者、行政が協働で取組を進めていく」と謳っており、相互に連携し、魅力ある風景づくりに携わっていくとしている。また、基本方針や景観形成基準に関する行政的な判断、審議を行う際には、景観審議会からの検討、指導を受けるよう位置付けている。

景観行政と文化財行政が円滑に協調することで良好な景観を地域が保存する取組を有効に支援できる。そのため、景観部局とは連携を密にし、文化的景観の状況に応じ柔軟に景観計画に反映し、より確実な景観保護への体制づくりを目指すこととする。

さらに、文化財部局や景観部局のみならず、環境部局や土木部局等行政内部の連携を密にし、オール東近江市で地域の支援の体制を組むことが肝要である。

また、伊庭町自治会内部に観光ボランティアガイドが設置されているが、更に発展させ、景観を地域資源としてとらえ、それを自らマネジメントしていくことができる組織の立ち上げと育成は喫緊の課題である。こうした人材が景観の保存・活用に大きな役割

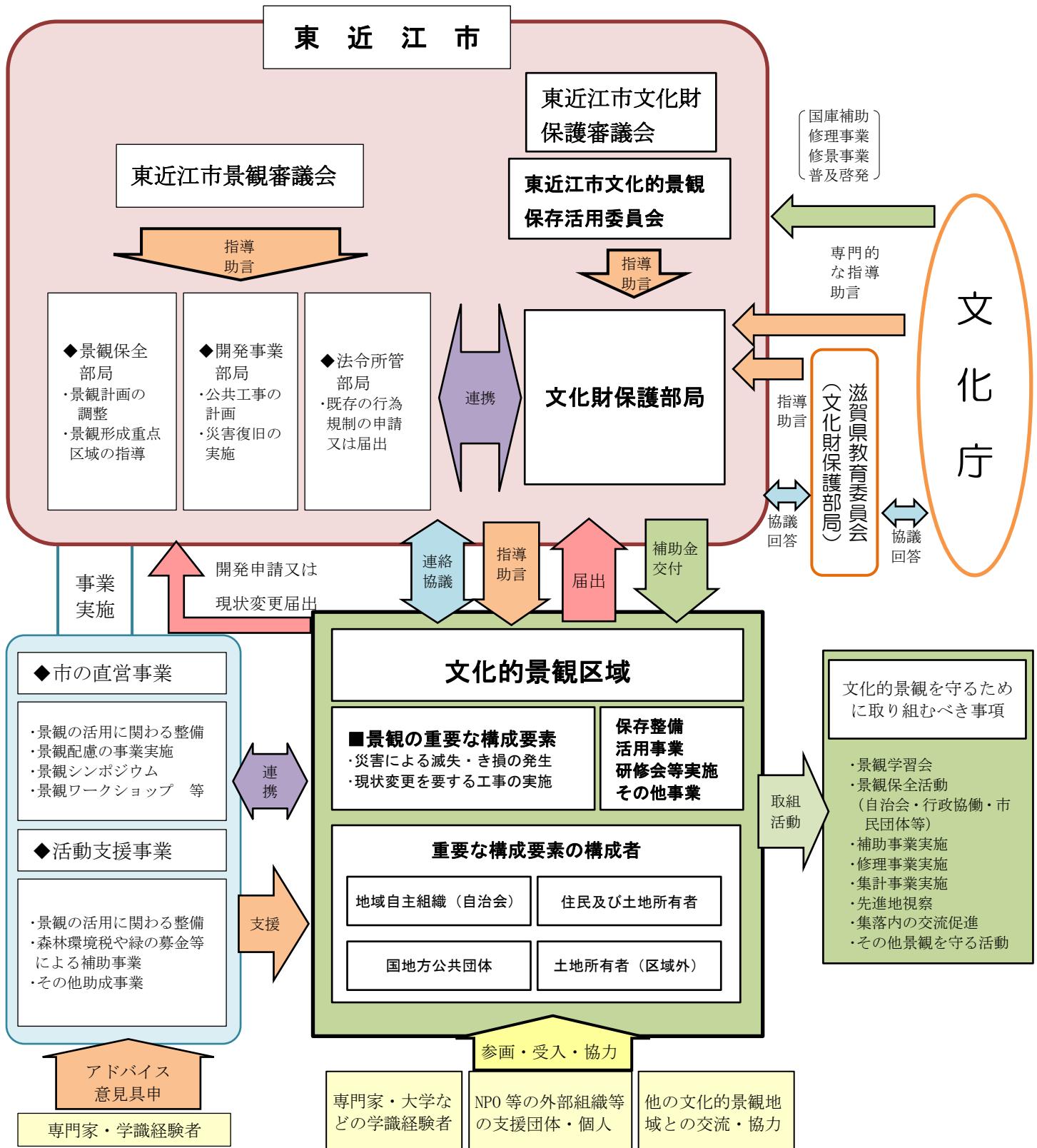
を果たすことが期待される。

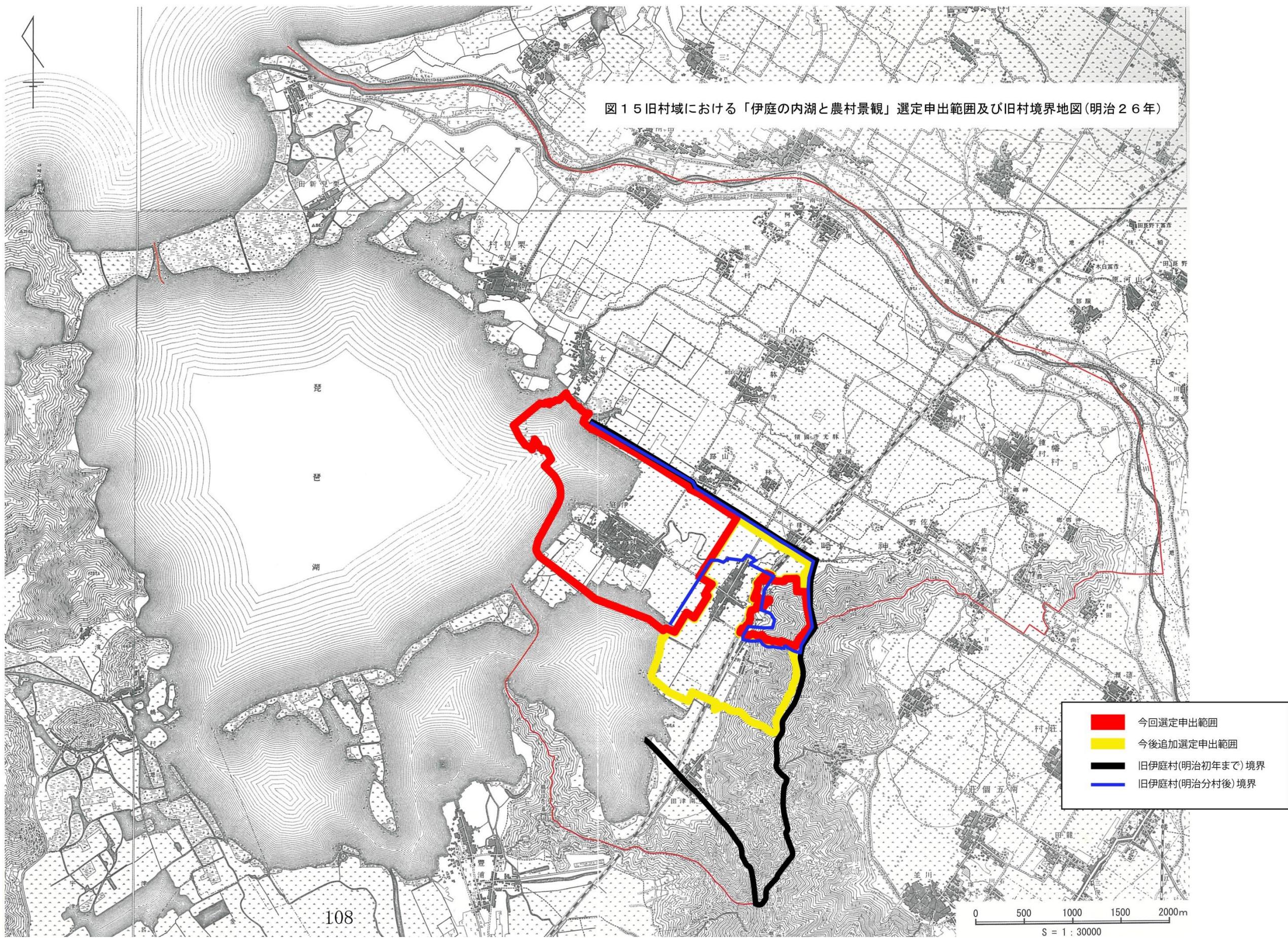
更に、景観保全の取組を通して、景観地域をプランディングし、景観の構成要素を地域資源として認知し活用することにより、新たな保存継承への意欲を生み出し、継承発展へつなげていく発想が必要である。

そのためには、人的、技術的、財政的支援に対する取組の輪を広げ、本質的価値を守りながら、柔軟で斬新な運営体制の確立を目指す。

また、文化的景観行政の推進においては、文化庁及び滋賀県教育委員会の指導、助言を得ながら、財政的支援も含めた手厚い保護施策を講じ、適切に景観保全に向けて協議検討を行う体制を整備することとする。

## 文化的景観の保存・活用の推進体制





## 文化的景観「伊庭の内湖と農村景観」保存計画

発 行 東近江市教育委員会  
〒527-8527  
滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

印 刷 近江印刷株式会社